

結城市地域防災計画

（震災対策編）

令和3年

結城市防災会議

目 次

第1章 総 則	- 1 -
第1節 防災計画の概要.....	- 1 -
第1 計画の目的.....	- 1 -
第2 用語.....	- 1 -
第3 計画の構成.....	- 1 -
第4 計画の修正.....	- 2 -
第5 他の計画との関係.....	- 2 -
第6 計画の周知徹底等.....	- 2 -
第7 地区防災計画の策定.....	- 2 -
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	- 3 -
第1 防災関係機関及び住民.....	- 3 -
第2 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	- 3 -
第3節 結城市の概要.....	- 13 -
第1 自然条件.....	- 13 -
第2 社会条件.....	- 14 -
第3 過去の地震災害.....	- 14 -
第4 想定地震と被害想定.....	- 18 -
第4節 防災対策ビジョン.....	- 22 -
第1 基本目標.....	- 22 -
第2 基本方針.....	- 22 -
第5節 住民及び事業所の基本的責務.....	- 24 -
第1 住民の果たすべき役割.....	- 24 -
第2 事業所の果たすべき役割.....	- 24 -
第2章 災害予防計画	- 26 -
第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備.....	- 26 -
第1 震災対策に携わる組織体制の整備.....	- 27 -
第2 相互応援体制の整備.....	- 28 -
第3 防災組織等の活動体制の整備.....	- 29 -
第4 ボランティア組織の育成・連携.....	- 32 -
第5 情報通信ネットワークの整備.....	- 34 -
第6 民間団体等に対する応援、協力.....	- 37 -
第2節 地震に強いまちづくり.....	- 38 -
第1 防災まちづくりの推進.....	- 39 -
第2 建築物の防災性の向上.....	- 43 -
第3 土木施設の防災性の向上.....	- 44 -
第4 ライフライン施設の防災性の向上.....	- 45 -
第5 地盤災害防止対策の推進.....	- 48 -
第6 危険物施設等の安全確保.....	- 50 -
第3節 地震被害軽減への備え.....	- 54 -
第1 緊急輸送への備え.....	- 55 -
第2 消火活動、救助・救急活動への備え.....	- 57 -
第3 医療救護活動への備え.....	- 60 -
第4 被災者支援のための備え.....	- 61 -
第5 要配慮者の安全確保のための備え.....	- 65 -
第6 燃料不足への備え.....	- 68 -
第4節 防災教育・訓練.....	- 70 -
第1 防災意識の高揚.....	- 70 -

第2	防災訓練の実施.....	- 72 -
第3	災害に関する調査研究.....	- 74 -
第3章	災害応急対策計画.....	- 76 -
第1節	初動対応.....	- 76 -
第1	職員参集・動員.....	- 76 -
第2	災害対策本部.....	- 81 -
第2節	災害情報の収集・伝達.....	- 94 -
第1	通信手段の確保.....	- 95 -
第2	災害情報の収集・伝達・報告.....	- 98 -
第3	災害情報の広報.....	- 106 -
第4	広聴活動.....	- 109 -
第3節	応援・受援.....	- 110 -
第1	自衛隊災害派遣要請の実施及び受入れ体制の確保.....	- 110 -
第2	応援要請の実施及び受入れ体制の確保と応急措置の代行.....	- 114 -
第3	他市町村被災時の応援.....	- 116 -
第4節	被害軽減対策.....	- 118 -
第1	警備対策.....	- 119 -
第2	避難情報・誘導.....	- 122 -
第3	緊急輸送.....	- 128 -
第4	消火活動、救助・救急活動、水防活動.....	- 137 -
第5	応急医療.....	- 143 -
第6	危険物等災害防止対策.....	- 152 -
第7	燃料対策.....	- 154 -
第5節	被災者生活支援.....	- 156 -
第1	被災者の把握等.....	- 158 -
第2	避難生活の確保、健康管理.....	- 161 -
第3	ボランティア活動の支援.....	- 168 -
第4	ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達.....	- 170 -
第5	生活救援物資の供給.....	- 173 -
第6	要配慮者安全確保対策.....	- 178 -
第7	応急教育.....	- 181 -
第8	帰宅困難者対策.....	- 185 -
第9	義援物資対策.....	193
第10	愛玩動物の保護対策.....	194
第6節	災害救助法の適用.....	- 189 -
第1	被害状況の把握及び認定.....	- 189 -
第2	災害救助法の適用基準.....	- 190 -
第3	災害救助法の適用手続.....	- 190 -
第4	災害救助法による救助.....	- 191 -
第5	郵便関係.....	- 191 -
第7節	応急復旧・事後処理.....	- 193 -
第1	建築物の応急復旧.....	- 194 -
第2	土木施設の応急復旧.....	- 197 -
第3	ライフライン施設の応急復旧.....	- 200 -
第4	災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去.....	- 208 -
第5	行方不明者等の搜索.....	- 213 -
第4章	災害復旧・復興対策計画.....	- 216 -
第1節	被災者生活の安定化.....	- 216 -
第1	義援金の募集及び配分.....	- 217 -
第2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付.....	- 218 -
第3	租税及び公共料金等の特例措置.....	- 223 -

第4	雇用対策.....	- 224 -
第5	住宅建設の促進.....	- 225 -
第6	被災者生活再建支援法の適用.....	- 225 -
第7	茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給.....	- 228 -
第2節	被災施設の復旧.....	- 230 -
第1	災害復旧事業計画の作成.....	- 230 -
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成.....	- 231 -
第3	災害復旧事業の実施.....	- 231 -
第3節	激甚災害の指定.....	- 232 -
第1	災害調査.....	- 232 -
第2	激甚災害指定の手続.....	- 232 -
第4節	復興計画の作成.....	- 233 -
第1	事前復興対策の実施.....	- 233 -
第2	復興対策本部の設置.....	- 233 -
第3	復興方針・計画の策定.....	- 233 -
第4	復興事業の実施.....	- 234 -

第1章 総則

第1節 防災計画の概要

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市の住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害等に対処するため、次の事項を定め、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、又は被害を最小限に止めることを目的とする。

- 1 市・県及び市域の指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設等の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱
- 2 防災施設の整備及び機能拡充、住民や企業への防災意識の啓発、教育、及び訓練、要配慮者の支援、自主防災組織の組織化促進等の災害予防計画
- 3 災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害を防御し、応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための災害応急対策計画
- 4 災害復旧、復興に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 法 | 災害対策基本法 |
| 2 法施行令 | 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号） |
| 3 法施行規則 | 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号） |
| 4 市本部（長） | 結城市災害対策本部（長） |
| 5 本計画 | 結城市地域防災計画 |
| 6 県本部（長） | 茨城県災害対策本部（長） |
| 7 県計画 | 茨城県地域防災計画 |

第3 計画の構成

本計画は、「震災対策編」、「風水害対策編」及び「大規模災害対策編」により構成される。

震災対策編は、地震災害に関する計画である。本市の地勢・その他地域の特性によって起こり得る災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策並びに復旧状況等を検討し作成したものである。

震災対策編の構成は、次のとおりとする。

- 1 総則
- 2 災害予防計画
- 3 災害応急対策計画
- 4 災害復旧・復興対策計画

第4 計画の修正

本計画は、法第42条の規定に基づき、毎年4月1日現在をもって検討を加え、必要な修正をするとともに、随時必要があると認めるときは速やかに修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年結城市防災会議（以下、「市防災会議」という。）が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を市防災会議に提出する。

第5 他の計画との関係

本計画（震災対策編）は、市域に係る地震災害対策に関する総合的、かつ基本的な性格を有するもので、県の策定する「茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）」、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図る。

また、市は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「茨城県国土強靱化計画」（平成29年2月策定）の基本目標を踏まえて、安全、安心かつ災害に屈しない、まちづくりを強力に進めていく。

その際、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組み、市の防災対策の推進を図る。

第6 計画の周知徹底等

本計画は、市の職員、県の職員、市域の指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知する。

また、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法により、この計画の習熟に努める。

第7 地区防災計画の策定

市域の一定の地区内の住民等から、法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の住民及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関及び住民

1 結城市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、事務組合、その他公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から当該地域及び地域住民の生命・身体並びに財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自主的に防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

5 住民

「自助」及び「共助」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備え対処するための手段を講じておくことが重要である。

住民は、災害時にはまず自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識の下、積極的に自主防災活動を行う。

第2 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市域を管轄する県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、事務組合その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市域に係る防災に協力する。それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 結城市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
結城市	(1) 市防災会議及び市本部に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防除と拡大の防止 (5) 救助、防疫等罹災者の救助・保護 (6) 災害復旧資材の確保 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災市営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害対策要員の動員 (11) 災害時における交通、輸送の確保 (12) 被災施設の復旧 (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
結城市水防協議会	(1) 水防施設資材の整備に関すること。 (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。 (3) 水防活動に関すること。

2 茨城県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
茨城県	(1) 県防災会議及び県本部に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防御と拡大の防止 (5) 救助、防疫等罹災者の救助・保護 (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災県営施設の応急対策 (9) 文教対策 (10) 災害時における社会秩序の維持 (11) 災害対策要員の動員 (12) 災害時における交通、輸送の確保 (13) 被災施設の復旧 (14) 市が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等 (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力
県西県民センター	(1) 当該地域内における総合的な災害状況等の把握及び報告に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	(2) 当該地域内における災害応急対策、災害復旧対策等の連絡調整に関する事。 (3) その他災害応急対策に必要な応急措置に関する事。
筑西保健所	(1) 医療救護及び助産活動に関する事。 (2) 医療施設の保全に関する事。 (3) 毒物、劇物に関する事。 (4) 防疫その他保健衛生に関する事。 (5) 要配慮者の食事に関する事。
筑西土木事務所	(1) 県の所管する河川、道路及び橋梁の保全に関する事。 (2) 水防活動の指導に関する事。 (3) 県の所管する河川、道路等における障害物の除去に関する事。 (4) 急傾斜地に関する事。
県西農林事務所	土地改良事業の災害対策に関する事。
茨城県警察結城警察署（以下、「県警結城警察署」という。）	(1) 人命救助、救出に関する事。 (2) 避難指示、緊急安全確保及び避難誘導に関する事。 (3) 交通確保に関する事。 (4) 治安の維持に関する事。 (5) 行方不明者等の捜索に関する事。 (6) 死体の検視（見分）に関する事。 (7) その他災害警備に関する事。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関する事。 (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。 (3) 管区内防災関係機関との連携に関する事。 (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。 (5) 警察通信の確保及び統制に関する事。 (6) 火山警報等の伝達に関する事。

第1章 総則 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第2 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 (2) 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援に関する事 (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関する事 (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関する事 (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事
関東財務局 (水戸財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧事業費の査定立会いに関する事 (2) 災害つなぎ資金の融資(短期)に関する事 (3) 災害復旧事業の融資(長期)に関する事 (4) 国有財産の無償貸付業務に関する事 (5) 金融上の措置に関する事
関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関する事 (2) 関係機関との連絡調整に関する事
茨城労働局 (筑西労働基準監督署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工場、事業場における震災後の労働災害防止に関する事 (2) 災害時における賃金の支払いの確保に関する事 (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事 (4) 労災保険給付に関する事 (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付等の雇用対策に関する事

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>関東農政局 (関東農政局茨城県拠点)</p>	<p>(1) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。</p> <p>(2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事。</p> <p>(3) 災害時における種もみその他営農資材の確保に関する事。</p> <p>(4) 災害時における災害救助用米穀の供給に関する事。</p> <p>(5) 災害時における生鮮食糧品等の供給に関する事。</p> <p>(6) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。</p> <p>(7) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事。</p> <p>(8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事。</p>
<p>関東経済産業局</p>	<p>(1) 生活必需品、復旧資材等の防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。</p> <p>(2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。</p> <p>(3) 被災中小企業の振興に関する事。</p>
<p>関東東北産業保安監督部</p>	<p>(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物等の保全に関する事。</p> <p>(2) 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事。</p>
<p>関東地方整備局 (常陸河川国道事務所、下館河川事務所、宇都宮国道事務所)</p>	<p>(1) 防災上必要な教育及び訓練に関する事。</p> <p>(2) 公共施設等の整備に関する事。</p> <p>(3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。</p> <p>(4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事。</p> <p>(5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。</p> <p>(6) 災害時における復旧資材の確保に関する事。</p> <p>(7) 災害時における応急工事等に関する事。</p> <p>(8) 災害復旧工事の施工に関する事。</p> <p>(9) 河川、道路等社会資本の応急復旧に関する事。</p> <p>(10) 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援(「TEC-FORCE」)(緊急災害対策派遣隊)に関する事。</p> <p>(11) 大規模自然災害発生時のリエゾン(情報連絡員)の派遣に関する事。</p> <p>(12) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事。</p>

第1章 総則 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第2 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>関東運輸局 (茨城陸運支局)</p>	<p>(1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。 (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること。 (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。</p>
<p>東京航空局 (成田空港事務所)</p>	<p>(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
<p>関東地方測量部</p>	<p>(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 (3) 地殻変動の監視</p>
<p>東京管区气象台 (水戸地方气象台)</p>	<p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に発表し防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報についての周知・広報に関すること。 (4) 市が発令する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。 (5) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 (6) 県や市その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</p>

4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊 (古河駐屯地)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること。 (2) 災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 県計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。 (4) 人命又は財産の保護のため、緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 (5) 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除に関すること。 (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。
日本銀行 (水戸事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通貨の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 金融機関間の資金決済の円滑の確保に関すること。 (3) 金融機関の業務運営の確保に関すること。 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に関すること。 (5) 上記各業務に係る広報に関すること。
日本赤十字社 (茨城県支部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。 (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること。 (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。 (4) 義援金の募集配布に関すること。
日本放送協会 (水戸放送局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。 (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	<p>原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等） (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等） (3) 原子力防災に必要な教育・訓練

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本原子力発電株式会社（東海発電所）	放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 （水戸支社） 日本貨物鉄道株式会社 （水戸営業支店）	（1）鉄道施設等の整備、保全に関すること。 （2）災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
東日本電信電話株式会社 （茨城支店）	（1）電気通信施設の整備及び点検に関すること。 （2）災害時における緊急電話の取扱いに関すること。 （3）被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	救助物資の輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社 （茨城総支社）	（1）災害時における電力供給に関すること。 （2）被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
KDDI株式会社 （水戸支店）	（1）電気通信施設の整備及び点検に関すること。 （2）被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
株式会社NTTドコモ （茨城支店）	（1）電気通信施設の整備及び点検に関すること。 （2）被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
ソフトバンク株式会社	（1）電気通信施設の整備及び点検に関すること。 （2）被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
茨城県土地改良事業団体連合会 （結城用水、吉田用水、 山川沼、結西、江川、幸江崎、 絹の各土地改良区）	各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援及び復旧計画書作成に関すること。
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 〔社会福祉法人結城市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）〕	（1）災害時におけるボランティアの受入れに関すること。 （2）生活福祉資金の貸付に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
医療関係団体 一般社団法人茨城県医師会 公益社団法人茨城県歯科医師会 公益社団法人茨城県薬剤師会 公益社団法人茨城県看護協会	災害時における応急医療活動に関すること。
運輸機関 [一般社団法人茨城県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）]、一般社団法人茨城県バス協会	災害時における避難者、救援物資その他の輸送の協力に関する こと。
一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会	(1) 高圧ガス事業所の緊急出動体制の確立に関すること。 (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。 (3) 高圧ガスの供給に関すること。 (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関する こと。
報道機関 (株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送、ケーブルテレビ株式会社結城ケーブルテレビ)	(1) 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する こと。 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知に関すること。 (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する こと。

7 事務組合

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
筑西広域市町村圏事務組合消防本部（以下、「消防本部」という。） （結城消防署、南出張所）	(1) 消防力等の整備に関すること。 (2) 防災のための調査に関すること。 (3) 防災教育訓練に関すること。 (4) 災害の予防・警戒及び防ぎよに関すること。 (5) 災害時の避難・救助及び救急に関すること。 (6) その他災害対策に関すること。
筑西広域市町村圏事務組合 （し尿処理施設） （ごみ処理施設・破砕選別処理施設） （火葬場・斎場）	それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力に関する こと。

8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
結城商工会議所 一般社団法人結城青年会議所 北つくば農業協同組合	(1) 被害調査に関すること。 (2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること。 (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること。
一般社団法人結城市医師会 (以下、「結城市医師会」という。) 結城市歯科医師会 公益社団法人茨城県薬剤師会 筑西支部	救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施に関すること。
一般社団法人茨城県鳶・土木工業会結城支部 結城市建設協同組合 結城市建設業協会	(1) 応急仮設住宅、仮設トイレ等の建設協力に関すること。 (2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること。 (3) 被害状況調査及び応急危険度判定士の派遣に関すること。 (4) その他災害時における建設活動の協力に関すること。
結城市管工事協同組合	災害時における上下水道の復旧活動に関すること。
公益社団法人茨城県獣医師会	ペット及び家畜の災害対策への協力に関すること。
茨城県西農業共済組合	被災農作物等の被害調査及び共済目的に対する損失補てんに関すること。
結城地区交通安全協会	(1) 住民の避難誘導に関すること。 (2) 関係機関の災害援助活動及び復旧活動に対する協力に関すること。
一般診療所・病院	(1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
要配慮者利用施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入所者の保護に関すること。 (3) 災害時における要配慮者一時収容に関すること。
一般運輸事業者 (バス会社、タクシー会社)	災害時における緊急輸送の確保に関すること。
結城市危険物安全協会	災害時における危険物の保安措置に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
結城地区防犯協会	被災地及び指定避難所（以下、「避難所」という。）の警戒に関すること。
その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策災害復旧の実施に関すること。

第3節 結城市の概要

第1 自然条件

1 位置の概要

本市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の西北端に位置し、東は鬼怒川をはさんで筑西市、南は古河市、八千代町と、北西は西仁連川を境として栃木県小山市に接している。

市域は、東西約6km、南北約13kmで、総面積65.76km²である。

面積	65.76 km ²		
延長	東西：約6.0km	南北：約13.0km	
位置	東経139度52分	北緯36度18分	
	結城市役所	結城市中央町二丁目3番地	

2 地形・地質・地勢

市域北部は、鬼怒川と田川にはさまれた結城台地となっており、標高40m～45mの比較的緩傾斜の丘陵地上に市街地が形成されている。市域南部は、鬼怒川流域で最も安定した地味肥沃な沖積層の水田と洪積層の畑にわかれ、主穀を中心に白菜、レタス等の施設園芸・果樹栽培に適した農業地域が形成されている。

3 気象

本市は、年間を通して比較的温暖で、気候条件に恵まれた地域である。年間降水量は比較的少ないが、6月～7月の梅雨前線、8月～9月の台風の接近や秋雨前線の影響が重なってしばしば雨量が多くなる。

冬は、北西の乾燥した季節風が卓越し、火災が発生しやすい状況となり、しばしば風による被害（竜巻、突風）が生じている。

<気象概況（下館観測地点）>

年	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	最大風速 (m/s)	降水量 (mm)	日照時間 (時間)
平成22年	14.7	37.0	-7.3	2.4	15.8	1,292.5	2,017.2
平成23年	14.2	36.1	-9.5	2.4	19.6	1,135.0	2,137.2
平成24年	13.8	36.1	-9.4	2.5	19.3	1,035.5	2,168.7
平成25年	14.2	36.7	-8.8	2.4	16.4	1,196.0	2,241.7
平成26年	13.9	36.2	-10.0	2.3	14.2	1,317.5	2,229.4
平成27年	14.7	36.4	-6.6	2.3	16.7	1,250.5	2,072.7
平成28年	14.6	36.7	-7.6	2.2	15.8	1,213.0	1,988.1
平成29年	14.0	35.2	-8.5	2.4	14.8	1,176.5	2,136.6
平成30年	15.0	37.7	-9.6	2.4	18.9	1,148.5	2,156.3
令和元年	14.8	37.1	-7.9	2.3	15.6	1,308.0	2,033.2

(資料：統計ゆうき及び気象庁ホームページ)

第2 社会条件

1 土地利用

本市の地目別土地利用状況は、畑が2,361haで全体の35.9%、田が1,260haで19.2%であり、農地が全体の55.1%を占めている。

また、宅地は1,335haで、全体の20.3%の構成となっている。

<地目別面積の構成表>

(単位：ha) (各年1月1日現在)

年	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
平成15年	6,584	1,283	2,551	1,179	314	4	1,254
平成20年	6,584	1,277	2,491	1,241	305	4	1,267
平成25年	6,584	1,278	2,445	1,295	289	4	1,273
平成30年	6,576	1,262	2,371	1,327	280	3	1,334
令和2年	6,576	1,260	2,361	1,335	276	3	1,341
構成比	100%	19.2%	35.9%	20.3%	4.2%	0.05%	20.4%

※少数第2位を四捨五入しているため総面積と一致しない場合がある。(資料：統計ゆうき)

2 人口・世帯の推移

本市の人口は、51,795人(令和2年1月1日現在)で、市街地のある結城地区に住む人口の割合が68.4%となっている。

また、世帯数は、20,653世帯(令和2年1月1日現在)で、1世帯あたり人員は2.51人である。上山川地区や山川地区、江川地区といった農村地帯では1世帯あたり人員は、2.6~2.9人程度であるが、結城地区では2.43人であり、少人数世帯が多いと考えられる。

<構成地区の人口及び世帯数の現状>

(令和2年1月1日現在)

	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人員(人)
結城市	51,795	26,210	25,585	20,653	2.51
結城地区	35,449	17,918	17,531	14,565	2.43
絹川地区	3,879	1,893	1,986	1,483	2.62
上山川地区	3,153	1,583	1,570	1,083	2.91
山川地区	3,557	1,838	1,719	1,261	2.82
江川地区	5,564	2,936	2,628	2,068	2.69
寮	193	42	151	193	1.00

(資料：地区別年齢別統計一覧)

第3 過去の地震災害

県における明治以降の地震災害は、主に県南部や東部に被害をもたらしたものが多く、その中で最も被害の大きかった地震災害としては、平成23年3月11日の東日本大震災があげられる。

本市においても、最大震度5強、全壊家屋2棟、半壊家屋31棟、一部損壊家屋3,134棟、ブロック塀の倒壊、道路損壊等の被害があった。(令和2年4月1日現在)

<茨城県内の地震災害等の履歴>

発震年月日	震央の位置	マグニチュード	被害摘要
西暦（日本暦）	北緯：N 東経：E		
1923. 9. 1 関東大震災 (大正 12. 9. 1)	N 35° 19' E 139° 08'	7.9	関東大地震 全潰 128, 266、半潰 126, 233、焼失 477, 128、津波による流出 868、死者 99, 331、負傷 103, 733、行方不明 43, 476。茨城県の被害は死者 5 名、負傷 40 名、全潰 517、半潰 681
1930. 6. 1 (昭和 5. 6. 1)	N 36° 26' E 140° 32'	6.5	那珂川下流域の地震 水戸（煉瓦塀倒る）、久慈（崖くずれ 1、倉庫傾斜 1、煙突倒壊 1）、鉾田（石垣崩る）、石岡（土蔵に亀裂）、真壁・土浦（壁の剥落）、宇都宮（神社の灯籠の頭が落ちた）等の被害があった。
1931. 9. 21 (昭和 6. 9. 21)	N 36° 10' E 139° 15'	6.9	埼玉県中部の地震 笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害が大きい。茨城県の被害は負傷 1、非住家全潰 2、半潰 1、煙突倒壊 1
1938. 5. 23 (昭和 13. 5. 23)	N 36° 34' E 141° 19'	7.0	塩屋崎沖の地震 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く、煉瓦煙突の折損、壁落、壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突 5 本折損し、磯原で土蔵の倒壊 1。小名浜に震後 22 分で小津波（全震幅 83cm）が押し寄せた。
1938. 9. 22 (昭和 13. 9. 22)	N 36° 27' E 141° 03'	6.5	鹿島灘の地震 水戸は震度 5、僅少被害
1938. 11. 5 (昭和 13. 11. 5)	N 36° 56' E 141° 55'	7.5	福島県東方沖の地震 福島県で死 1、傷 9、住家全潰 4、半潰 29、非住家全潰 16、半潰 42、その他小崖崩れ、道路の亀裂、鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害、津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測
1974. 8. 4 (昭和 49. 8. 4)	N 36° 01' E 139° 55'	5.8	茨城県南西部の地震 負傷者は埼玉 8 名、東京 9 名、千葉・茨城各 1 名、ショック死東京・茨城で各 1 名。震央付近で屋根瓦の落ちた家が 10 数軒あった。
1983. 2. 27 (昭和 58. 2. 27)	N 35° 56' E 140° 09'	6.0	茨城県南部の地震 負傷 11 名（東京 8 名、神奈川 2 名、千葉 1 名）。藤代・取手・牛久・船橋等でガス管の破損等の被害。藤代町で壁の亀裂、剥落あり。
1987. 12. 17 茨城県東方沖地震 (昭和 62. 12. 17)	N 35° 23' E 140° 30'	6.7	千葉県東方沖の地震 銚子、勝浦、千葉で震度 5 であった。被害のとくに大きかったのは山武郡、長生郡、市原市等。千葉県で死者 2 名、負傷者 144 名、住家全壊 16、半壊 102、一部破損 71, 212。茨城県で負傷者 4、住家一部破損 1, 259

第1章 総則 第3節 結城市の概要
第3 過去の地震災害

発震年月日	震央の位置	マグニ チュード	被害摘要
西暦（日本暦）	北緯：N 東経：E		
2000. 7. 21 (平成 12. 7. 21)	N 36° 32' E 141° 07'	6. 4	茨城県沖の地震 那珂町で住家一部破損 2 棟、阿見町で断水等の小被害
2004. 10. 6 (平成 16. 10. 6)	N 35° 59' E 140° 05'	5. 7	つくば市・関城町で震度 5 弱を記録。人的・物的被害は無し。
2005. 2. 16 (平成 17. 2. 16)	N 36° 02' E 139° 53'	5. 3	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各 1 名、土浦市・総和町・利根町・藤代町で軽傷者各 1 名、龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ 10m にわたり倒壊
2005. 4. 11 (平成 17. 4. 11)	N 35° 44' E 140° 37'	6. 1	本県における震度 5 強は震災階級改定後初観測 人的・物的被害は無し。
2005. 8. 16 (平成 17. 8. 16)	N 38° 09' E 142° 17'	7. 2	宮城県沖の地震 日本原子力研究所東海研究所（JRR-4）が自動停止。人的・物的被害は無し。
2005. 10. 19 (平成 17. 10. 19)	N 36° 23' E 141° 03'	6. 3	鉾田市で軽傷者 1 名、物的被害無し。
2008. 5. 8 (平成 20. 5. 8)	N 36° 13' E 141° 36'	7. 0	水戸市で震度 5 弱を記録。常総市で軽傷者 1 名、下妻市で 6 棟、土浦市で 1 棟が住家一部破損
2008. 7. 5 (平成 20. 7. 5)	N 36° 38' E 140° 57'	5. 2	日立市で震度 5 弱。人的・物的被害は無し。
2011. 3. 11 東日本大震災 (平成 23. 3. 11)	N 36° 06' E 142° 52'	9. 0	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震 8 市で震度 6 強、21 市町村で震度 6 弱を観測。 同日 15:15 に茨城県沖で最大余震(M7. 7)が発生し、鉾田市で 6 強、神栖市で 6 弱を観測。人的被害：死者 66 名、行方不明者 1 名、重症 34 名、軽症 680 名 住家被害：全壊 2, 634 棟、半壊 24, 995 棟、一部損壊 191, 490 棟 床上浸水 75 棟、床下浸水 624 棟（令和 2 年 3 月 1 日現在）
2011. 3. 23 (平成 23. 3. 23)	N 37° 05' E 140° 47'	5. 5	鉾田市で震度 5 弱を記録
2011. 4. 11 (平成 23. 4. 11)	N 36° 10' E 140° 02'	4. 8	鉾田市で震度 5 弱を記録
2011. 4. 11 (平成 23. 4. 11)	N 36° 56' E 140° 40'	7. 0	鉾田市で震度 6 弱、日立市、高萩市、北茨城市、小美玉市、筑西市、かすみがうら市、鉾田市で震度 5 強、水戸市、笠間市、ひたちなか市、茨城町、大子町、常陸大宮市、那珂市、城里町、土浦市、石岡市、つくば市、阿見町、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、常総市で震度 5 弱を記録。北茨城市、坂東市、牛久市、日立市で負傷者各 1 名。県沿岸部に津波警報発表

発震年月日	震央の位置	マグニ チュード	被 害 摘 要
西暦（日本暦）	北緯：N 東経：E		
2011. 4. 12 (平成 23. 4. 12)	N 37° 03' E 140° 38'	6.4	北茨城市で震度6弱、高萩市で震度5強、日立市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、鉾田市で震度5弱を記録。北茨城市で軽傷1名、物的被害無し。
2011. 4. 13 (平成 23. 4. 13)	N 36° 54' E 140° 42'	5.7	北茨城市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。
2011. 4. 16 (平成 23. 4. 16)	N 36° 20' E 139° 56'	5.9	鉾田市で震度5強を、笠間市、常陸大宮市、桜川市で震度5弱を記録。笠間市、かすみがうら市で軽傷者各1名
2011. 8. 1 (平成 23. 8. 1)	N 36° 54' E 141° 13'	6.5	日立市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、筑西市、桜川市で軽傷者各1名、物的被害無し。
2011. 8. 19 (平成 23. 8. 19)	N 37° 38' E 141° 47'	6.5	日立市で震度4を記録。日立市で軽傷者1名
2011. 11. 20 (平成 23. 11. 20)	N 36° 42' E 140° 35'	5.3	日立市で震度5強、高萩市で震度5弱を記録。日立市で軽傷者1名、物的被害無し。
2012. 2. 19 (平成 24. 2. 19)	N 36° 45' E 140° 35'	5.2	日立市で震度5弱を記録。つくばみらい市で軽傷1名、物的被害無し。
2012. 3. 1 (平成 24. 3. 1)	N 36° 26' E 140° 37'	5.3	東海村で震度5弱を記録。日立市で負傷者1名、物的被害無し。
2012. 3. 10 (平成 24. 3. 10)	N 36° 43' E 140° 36'	5.4	高萩市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。
2012. 3. 14 (平成 24. 3. 14)	N 35° 44' E 140° 55'	6.1	神栖市で震度5強、日立市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。
2012. 12. 7 (平成 24. 12. 7)	N 38° 01' E 143° 52'	7.3	常陸太田市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市で重傷1名、土浦市で軽傷1名、桜川市で非住家被害3棟。県沿岸部に津波注意報発表
2013. 1. 28 (平成 25. 1. 28)	N 36° 34' E 140° 33'	4.8	水戸市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。
2013. 1. 31 (平成 25. 1. 31)	N 36° 42' E 140° 36'	4.7	日立市で震度5弱を記録。日立市で負傷者1名、物的被害無し。
2013. 1. 28 (平成 25. 1. 28)	N 36° 34' E 140° 33'	5.9	高萩市、鉾田市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
2013. 11. 10 (平成 25. 11. 10)	N 36° 00' E 140° 05'	5.5	筑西市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
2013. 12. 31 (平成 25. 12. 31)	N 36° 41' E 140° 37'	5.4	高萩市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
2015. 5. 25 (平成 27. 5. 25)	N 36° 03' E 139° 38'	5.5	土浦市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
2016. 5. 16 (平成 28. 5. 16)	N 36° 02' E 139° 53'	5.5	小美玉市で震度5弱を記録。つくば市で軽傷1名、物的被害無し。
2016. 7. 27 (平成 28. 7. 27)	N 36° 27' E 140° 36'	5.4	日立市、常陸太田市で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。

発震年月日	震央の位置	マグニ チュード	被害摘要
西暦（日本暦）	北緯：N 東経：E		
2016. 11. 22 (平成 28. 11. 22)	N 37° 21' E 141° 36'	7. 4	高萩市で震度 5 弱を記録。津波注意報発表
2016. 11. 24 (平成 28. 11. 24)	N 37° 10' E 141° 25'	6. 2	高萩市で震度 4 を記録。水戸市で軽傷 1 名
2016. 12. 28 (平成 28. 12. 28)	N 36° 43' E 140° 34'	6. 3	高萩市で震度 6 弱、日立市で 5 強、常陸太田市で 5 弱を記録。高萩市、北茨城市で軽傷者各 1 名、高萩市で住家一部損壊 5 棟
2017. 8. 2 (平成 29. 8. 2)	N 36° 48' E 140° 32'	5. 5	水戸市、日立市等で震度 4 を記録。日立市で重傷 1 名、水戸市で軽傷 1 名、物的被害無し。
2017. 8. 2 (平成 29. 8. 2)	N 36° 07' E 140° 01'	4. 6	土浦市等で震度 4 を記録。美浦村で軽傷 1 名、物的被害無し。
2018. 9. 5 (平成 30. 9. 5)	N 36° 28' E 141° 20'	5. 5	日立市、高萩市で震度 4 を記録。人的被害なし。高萩市で住家一部損壊 1 棟

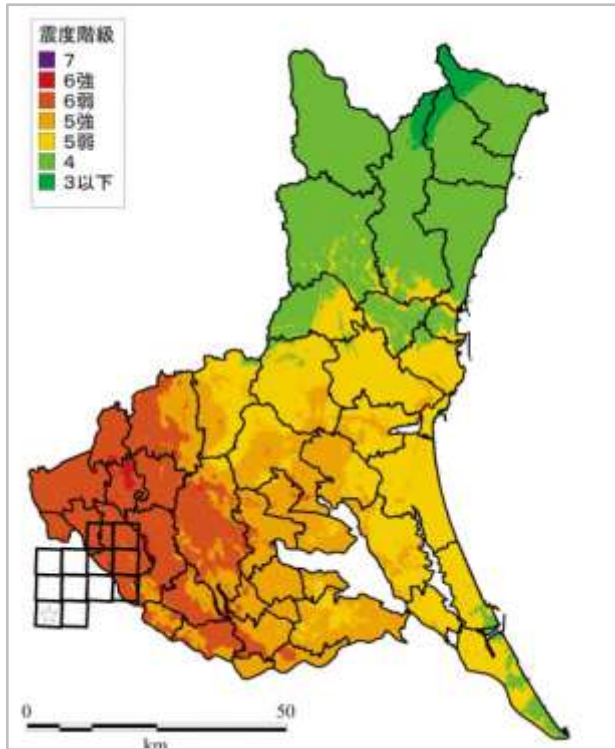
第4 想定地震と被害想定

1 茨城県地震被害想定

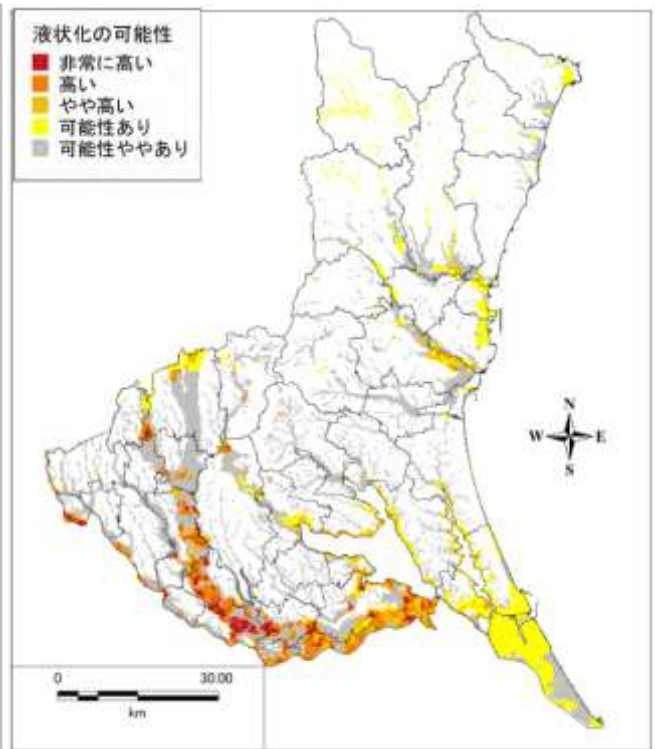
県は、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、最新の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況等を反映した、「茨城県地震被害想定調査報告書（平成 30 年 12 月）」を公表しており、茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として 7 つの地震を想定している。その中で、市に一番被害を及ぼすのは、フィリピン海プレートと北米プレート境界に想定する地震の一つとして上げられている「茨城・埼玉県境の地震」である。

震源の諸元	震源：茨城・埼玉県境（プレート境界） 規模：Mw7.3
-------	--------------------------------

<茨城・埼玉県境の地震の地表震度分布>



<茨城・埼玉県境の地震の液状化の可能性>



<被害予測結果一覧（茨城・埼玉県境の地震）>

想定地震		茨城・埼玉県境の地震			
面積 (km ²)		65.76			
地震の規模 (マグニチュード)		Mw7.3			
発生条件・時刻		冬の深夜	夏の昼12時	冬の夕方18時	
建物数 (棟)	木造	20,807			
	非木造	5,913			
原因別建物 全壊(半壊) 数 (棟)	計	180 (1,300)	140 (1,300)	190 (1,300)	
	ゆれ	130 (1,300)	130 (1,300)	130 (1,300)	
	液状化	10 (20)	10 (20)	10 (20)	
	火災	50	10	60	
	急傾斜地崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
出火件数 (件)		1.53	0.38	2.98	
人的 被害	死者数 (人)	計	10	10	10
		ゆれ・液状化建物 被害	10	10	10
		うち屋内収容物	10	*	*
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		火災	*	*	*

		ブロック塀等	*	*	*
発生条件・時刻			冬の深夜	夏の昼 12 時	冬の夕方 18 時
人的被害	(うち重傷者数) 負傷者(人)	計	200 (10)	110 (10)	140 (10)
		ゆれ・液状化建物被害	200 (10)	110 (10)	140 (10)
		うち屋内収容物	40 (10)	30 (10)	30
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		火災	10	*	10
		ブロック塀等	*	*	10
避難(人) (避難所外避難者(人))	被災当日	3,100 (1,300)	3,100 (1,200)	3,100 (1,300)	
	被災1週間後	4,200 (2,100)	4,100 (2,100)	4,200 (2,100)	
	被災1ヵ月後	2,400 (1,700)	2,300 (1,600)	2,400 (1,700)	
要配慮者の避難者(人)	被災当日	370	360	370	
	被災1週間後	410	410	410	
	被災1ヵ月後	140	140	140	
要配慮者(人)	死者数	*	*	*	
	負傷者数 (重傷者数)	40 (10)	20 (10)	30 (10)	
自力脱出困難者(人)	発生数	20	20	20	
観光客の人的被害(人)	発生数	*	*	*	
災害廃棄物(トン)	発生量	48,750			
ライフライン被害	電力停電件数(件) (停電率%)	被災直後	28,000 (0.92)		
		被災1日後	24,000 (0.78)		
		被災3日後	12,000 (0.39)		
		被災1週間後	0		
	上水道断水人口(人) (断水率%)	被災直後	49,000 (0.95)		
		被災1日後	45,000 (0.87)		
		被災1週間後	14,000 (0.27)		
		被災1ヵ月後	1,900 (0.04)		
	下水道機能支障人口(人) (機能支障率%)	被災直後	25,000 (0.92)		
		被災1日後	22,000 (0.78)		
		被災1週間後	30 (*)		
		被災1ヵ月後	10 (*)		
	LPガス要点検需要家数(軒) (機能支障率%)	1,700 (0.06)	1,600 (0.06)	1,700 (0.06)	
	通信被害・固定不通回線数 (不通回線率%)	被災直後	7,100 (0.92)		
		被災1日後	6,100 (0.78)		
		被災4日後	1,600 (0.20)		
		被災1週間後	* (*)		
	通信被害停波基地局率 (不通リンク)	被災直後	*		
		被災1日後	78 (A)		
		被災4日後	20		
被災1週間後		*			

※「*」はわずかという意味である。

※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

2 地震被害シミュレーション

本計画では、市役所直下の活断層を仮定し、マグニチュード6.9の直下型地震を想定した。この場合、市内では震度6強の揺れが予想される。

<震源の諸元>

○ 発生時期：冬 平日 18時00分
○ 気象条件：晴れ、ほぼ北西の風、風速2～15m/秒、湿度60%
○ マグニチュード：6.9
○ 震源：東経 139度52分 北緯 36度18分（結城市役所の位置）
○ 震源の深さ：地上表面より16km地下
○ 地震速度の算定方法：Midorikawaの最短距離式

以上の条件を基に「簡易型地震被害想定システム（Ver2）」（自治省消防庁消防研究所）により試算を行った。市内の被害想定の結果をまとめると次の表のようになる。

<結城市内の被害想定>

（想定震度6）

建築年度		S46年以前	S56年以前	S57年以降
建築物 (棟)	木造建物	7,444	5,749	10,095
	非木造建物	807	1,553	3,950
	合計	8,251	7,302	14,045
被害想定	死者数	13.3人		
	出火件数	20.0件		
	家屋被害件数	212.8棟		

3 首都直下地震

本市は、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条に基づき、「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」は、その定められるべき基本事項が、県計画に含まれるため、県計画は、「地方緊急対策実施計画」を兼ねるものとする。

なお、「地方緊急対策実施計画」の目標及び期間については、県計画のほか、茨城県国土強靱化計画に記載のとおりとする。

第4節 防災対策ビジョン

第1 基本目標

防災対策の基本的立場は、「住民の生命、身体及び財産を災害から守り、社会生活を維持すること」にある。このため、災害による被害を未然に防止又は災害発生時における被害の軽減及び拡大防止するには、物的な都市基盤や防災施設の整備推進を図るとともに、質的な住民や行政等の防災機関の活動が、有効に機能する体制づくりを推進することが必要である。

未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災及び東日本大震災からの教訓は、従来までの風水害を中心とした災害対策とは異なる突発的かつ大規模な災害対応の必要性が確認され、地域固有の歴史や風土、自然に支えられた防災基盤を形成するとともに、住民と行政の連携及び協力による防災体制の確立を図ることにより、はじめて総合的な防災対策が可能となることが明らかになった。

また、自然災害については予測不可能なことも多く、災害の規模によっては基盤整備等のハード対策だけでは被害を十分に防ぎきれない場合があることから、被害の最小化・迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、防災教育や防災体制等の災害に備えるためのソフト対策を適切に組み合わせて一体的に災害対策を推進する必要がある。

以上のような前提条件を踏まえ、「災害に強いまちづくり」の推進を基本目標に、本市における防災対策の5つの基本方針を設定する。

第2 基本方針

阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災等、これまで発生した様々な災害から見た防災計画の課題等を整理し、防災対策のあり方や基本的な考え方を明確化するために、以下の5つを基本方針として防災対策に取り組む。

1 想定されるあらゆる災害への対応

従来までの風水害を中心とした対策から、地震災害、風水害、火災、大規模事故等、想定されるあらゆる災害に対応するため、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた「多重防御」による防災対策を推進する。

2 住民と行政の連携の強化（消防団・防災ボランティア）

住民や行政をはじめとする、防災対策に係わる各主体相互の協調と分担により、地域や広域における応援協力体制を確立する等、有機的なネットワークによる防災対策を推進する。

3 自立型防災体制の確立（自主防災組織）

「自らの安全は自ら守る」という防災対策の基本的立場の下、災害に対する危機意識の醸成や、自らの責任・役割を全うする積極的な防災対策を推進する。

4 多重性や代替性の確保（備蓄体制の強化・非常用発電等）

災害による被害の軽減と、拡大の防止を図るための備えを日常生活へ取り込むことや、想定される危険を回避する、バックアップ機能を有した安全システムの構築を図ること等、平常時からの防災対策を推進する。

5 防災対策の時系列的展開

初動体制の確立から段階的な応急復旧対策への展開等、災害発生の時間経過に対応した的確な防災対策を推進する。

第5節 住民及び事業所の基本的責務

広域的災害や大規模災害が発生した場合、本市及びその他関係する防災機関はその総力を結集して防災対策を実施するが、その能力には限界がある。

住民は「自らの安全は自ら守る」という防災活動の原点に立って、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につけ、災害時には防災機関の協力と指導の下に可能な限り防災活動に参加し、住民自ら被害の軽減及び拡大防止に努めなければならない。

事業所は災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動への積極的な協力を努めなければならない。また、業務継続計画（BCP）の策定に努めなければならない。

第1 住民の果たすべき役割

住民が災害による被害の軽減及び拡大防止を図るため、平常時及び災害時に実施する事項は次のとおりである。

1 平常時から実施する事項

- (1) 防災に関する知識の修得
- (2) 地域固有の災害特性の理解と認識
- (3) 家屋・ブロック塀等の点検と補強、家具の転倒防止対策
- (4) 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- (5) 避難所、指定緊急避難場所（以下、「避難場所」という。）、避難路の確認
- (6) 飲料水、食糧、発電機等生活必需品の備蓄
- (7) 各種防災訓練への参加
- (8) 自主防災組織の結成促進
- (9) 過去の災害教訓の伝承

2 災害時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置及び初期消火の実施
- (3) 適切な避難の実施
- (4) 組織的な応急・復旧活動への参加と協力

第2 事業所の果たすべき役割

事業所が災害による被害の軽減及び拡大防止を図るため、平常時及び災害時に実施する事項は次のとおりである。

1 平常時から実施する事項

- (1) 防災責任者の育成

- (2) 建築物の安全性の向上（耐震化、不燃化等）
- (3) 施設、設備の安全管理
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 従業員への防災に関する知識の普及
- (6) 自衛防災組織の結成と防災計画の作成
- (7) 地域防災活動への参加、協力
- (8) 防災用資機材の充実及び管理
- (9) 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄
- (10) 広告、外装材等の落下防止
- (11) 業務継続計画（BCP）の策定

2 災害時に実施が必要となる事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置及び初期消火の実施
- (3) 従業員、利用者等の避難誘導
- (4) 応急救助・救護
- (5) ボランティア活動への支援
- (6) 地域への協力
- (7) 災害対策に必要な物資・資材・役務等の提供

第2章 災害予防計画

第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

災害発生後の応急復旧対策等の組織的な対応能力の強化を図るため、住民や事業者等を含めた防災対策に係わる人と、情報の統括的な管理体制を確立し、災害活動の実施や物資等の流通が効率的かつ一体的に機能する防災体制の整備、拡充を図る。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 震災対策に携わる組織体制の整備	1 活動体制の全体像	防災安全課
	2 市の活動体制の整備	防災安全課
第2 相互応援体制の整備	1 市町村間の相互応援協定の締結	防災安全課、消防本部
	2 国・県等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん	防災安全課
	3 公共的団体等との協力体制の確立	防災安全課
	4 応援要請・受入れ体制の整備	防災安全課、総務課、消防本部
	5 他地域への災害応援体制の整備	総務課
第3 防災組織等の活動体制の整備	1 自主防災組織の育成・連携	防災安全課、結城市消防団（以下、「消防団」という。）、事業所、消防本部、県警結城警察署、自主防災組織
	2 民間防火組織の育成	防災安全課、民間防火組織
	3 事業所における防災体制の強化	防災安全課、総務課、消防本部、事業所、施設管理者、危険物等取扱施設
	4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	事業者、住民
第4 ボランティア組織の育成・連携	1 一般ボランティアの受入れ体制の整備	防災安全課、まちづくり協働課、市社会福祉協議会
	2 一般ボランティアの育成・登録	市社会福祉協議会
	3 一般ボランティアの活動環境の整備	防災安全課、まちづくり協働課、市社会福祉協議会
	4 専門ボランティアの活動への支援等	防災安全課、都市計画課、市社会福祉協議会
第5 情報通信ネットワークの整備	1 情報通信設備の整備拡充	防災安全課、総務課、消防本部
	2 茨城県防災情報ネットワークシステムの活用	防災安全課
	3 アマチュア無線ボランティア活動の支援	防災安全課

項目	小項目	担当
	4 広報・広聴体制の確立	防災安全課、秘書課、企画政策課
	5 地震観測体制の強化	防災安全課
	6 緊急地震速報の周知	防災安全課
第6 民間団体等に対する応援、協力	—	防災安全課、事業者、自主防災組織、住民

第1 震災対策に携わる組織体制の整備

1 活動体制の全体像

(1) 結城市防災会議

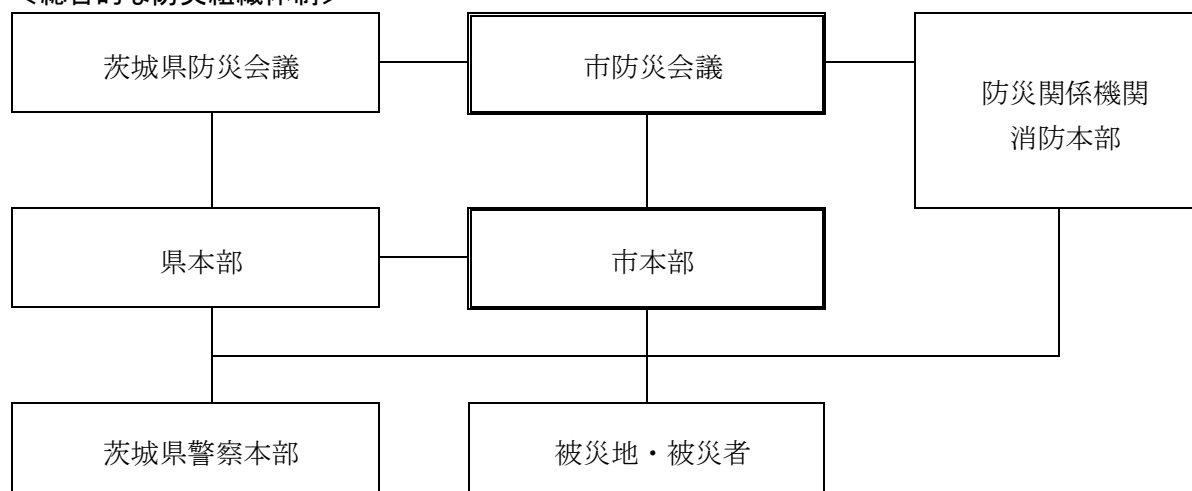
市は、法第16条に基づき、市防災会議を設置して、本計画等、市の震災対策に係わる施策を策定し、総合的な防災組織体制の確立と、他防災機関との協力体制の整備を図る。

(2) 関連する防災組織

① 市本部

法第23条に基づき、本計画の定めによる市域の災害予防及び災害応急対策を実施する。防災関係機関を含めた本市における総合的な防災組織体制の体系は、次のとおりである。

<総合的な防災組織体制>



2 市の活動体制の整備

市は、「結城市業務継続計画」を策定する等、災害応急対策等の実施に必要な庁舎の代替施設の確保や、重要データ、非常用物品に万全を期すとともに、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、本計画に基づき災害応急対策に関する「結城市職員初動マニュアル」を整備している。今後は、最新の災害対策状況等を踏まえ随時更新を図る。

各部は、災害発生直後の初動期及びその後の時系列的な状況の変化に応じて、各職員が的確な対応ができるよう実践的な活動要領を整備し、各職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、他の関係部との円滑な連携が図れるよう体制を整備する。

活動要領に反映すべき内容としては、次に示すとおりである。

- (1) 災害時における各職員が果たすべき役割と心構え
- (2) 初動時における動員及び参集方法
- (3) 災害情報の伝達方法
- (4) 被害状況の早期収集方法
- (5) 各種応急対策における活動体制、施設・備品及び連絡先等
- (6) 防災に関する基礎知識

第2 相互応援体制の整備

1 市町村間の相互応援協定の締結

- (1) 市及び消防本部は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、県境に位置することを踏まえつつ、大規模災害時の応援要請を想定し、法第 67 条の規定に基づく県外市町村との応援協定の締結を推進する。また、既に締結された協定については、より具体的かつ実践的なものとするよう、その後の復旧復興対策を含めて、常に見直しを図っていく。
- (2) 市及び消防本部は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づく県外隣接市町と本市との協定について、より具体的かつ実践的なものとするよう常に見直しを図っていく。
- (3) 市及び消防本部は、筑西広域市町村圏事務組合構成市をはじめとし、県外も含めた近隣市町村との連携を強化し、災害時の適切な相互協力に努める。特に、通勤・通学者の「安否情報」の交換、行政境界地域における「災害時広報」や「避難場所」の相互提供、物資・人員等の相互応援等について、情報交換や必要なマニュアルの整備等に努める。

2 国・県等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時における、国・県等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化や手続き、情報伝達方法等についてのマニュアルの整備に努めるとともに、職員への周知徹底を図る。

3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、平常時から当該区域又は所掌事務に係る公共的団体に対し、災害時における応急対策等についてその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

4 応援要請・受入れ体制の整備

(1) 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、情報伝達方法等について明確化する。

(2) 応援受入れ体制の整備

市及び消防本部は、応援要請後、他市町村及び防災機関からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の明確化、受援マニュアルの整備に努めるとともに職員への周知徹底を図る。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、平常時から県や協定を締結した市町村及び公共的団体等との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

(3) 広域的応援受入れのための拠点の整備

全国的な消防広域応援受入れのための拠点施設、他市町村及び防災機関からの応援部隊受入れのための拠点施設並びに市外からの広域的な救援物資の受入れ・保管・仕分・配送を効率的に行うための集配拠点施設について、防災関係機関や各施設管理者の協力を得て、必要な環境整備を行う。

5 他地域への災害応援体制の整備

市は、他地域からの災害応援要請に対応するため、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、実施において必要となる事項を明確化する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

県では、被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣について「総務省被災市区町村応援職員確保システムに係る茨城県市町村職員動員要項」（令和元年8月）を定めており、市は、これに合わせた体制を整えておく。

第3 防災組織等の活動体制の整備

1 自主防災組織の育成・連携

(1) 自主防災組織の整備

市は、法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の設置を推進する。特に、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成に向けての働きかけを行い、自主防災組織補助制度等、積極的な支援を行っていく。

また、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティ（防災体制）の充実を図る。なお、防災関係機関は、相互に有機的連携を図り市の推進活動に積極的に協力する。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。

① 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

その際、女性の参画の促進に努める。

② 自主防災組織の編成

- ア 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。
- イ 地域内の事業所と協議のうえ、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。
- ウ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を構成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある住民、女性の参加を促進すること等で構成員の調整を図っていく。

③ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- ア 地域住民のコミュニティの醸成により、地域における高齢者、障害者等の要配慮者（避難行動要支援者）の把握
- イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動に関する防災知識の普及、地域の危険箇所の点検、把握
- ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- エ 消火用機材及び応急手当用医薬品、救出・救助用の防災用資機材の備蓄・点検等
- オ 家庭及び地域における防災点検の実施
- カ 災害発生時における行政や消防団等、地域との連絡手段や伝達事項のマニュアル策定及び再確認

[災害時]

- ア 情報の収集・伝達
- イ 出火防止、初期消火の実施
- ウ 避難誘導
- エ 救出・救護の実施及び協力
- オ 避難行動要支援者の安否確認、安全確保、移動補助及び集団避難の実施
- カ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力

(2) 自主防災組織の育成支援

① 協力体制の整備

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し組織間の情報交換等を行う等、連携体制を強化する。

② 自主防災組織への支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び活動、資機材の整備、備蓄食料等の準備等について支援及び助成を行う。（結成時及び一定期間経過後の資機材等の更新等の経費の一部助成、技術的支援）

③ リーダーの育成

市は、消防本部、県警結城警察署等、防災関係機関と連携し、自主防災組織のリーダーを育成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化と日常化、訓練の実施を促す。

2 民間防火組織の育成

市は、日頃から防火意識の高揚と知識の普及を目的に活動している少年消防クラブや、婦人防火クラブ等の民間防火組織の活動を支援し、組織の育成強化を図る。

3 事業所における防災体制の強化

(1) 企業防災の促進

① 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

災害時において企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、災害時における重要業務を継続するための「事業継続計画（BCP）」の作成や予想被害から復旧に至る事前の計画の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、また、各計画の点検・見直し等の実施等により、危機管理意識の高揚を図るため、市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するよう、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に対するアドバイスをを行う。

② 情報連絡体制の整備

市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築する等、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

③ 防火行動力の向上

企業等においては、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄を行うなど、帰宅困難者対策に努めるものとする。

(2) 事業所の防火管理体制の強化

① 自衛消防組織等の設置推進

市は、次の施設・事業所を対象に自衛消防組織等の設置を推進する。

ア 旅館、学校等、多数の者が利用する施設

イ 危険物、高圧ガス貯蔵所又は取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望ましい施設

② 防火管理者の配置

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防本部は、これらの施設について、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに災害時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

③ 防火行動力の向上

消防本部は、施設・事業所に対し、防火訓練や講習会に参加するよう要請し、防火行動力の向上に努める。

④ 危険物等取扱施設の防火組織

ア 危険物等取扱施設には、爆発性、毒性等の性質もある。地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられることから、消防法により自衛消防組織の結成を指導する。

イ 危険物等取扱施設は、大規模災害が発生した場合に周囲に及ぼす影響が大きいことから、市は、茨城県高圧ガス保安協会等の関係団体を通じて、事業者相互の応援体制の整備を指導するとともに、防火活動に関する技術の向上、防火訓練の実施等に関し指導助言を与え、その育成強化を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市域の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立等、自発的な防災活動の推進に努める。

当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第4 ボランティア組織の育成・連携

1 一般ボランティアの受入れ体制の整備

(1) 一般ボランティア担当窓口の設置

市は、災害発生時における避難所の運営補助や救援物資の仕分け・配分等のボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。

市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災者被災地ニーズの集約体制等、あらかじめその機能を整備する。また、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載する等、広く住民に周知するとともに、ボランティアの受入れを円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会間の相互応援体制強化を図る。

(2) 災害ボランティア活動の支援

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、市社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営に関する研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災

者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、NPOやボランティア団体だけでなく、組織化されていないボランティアが円滑に支援活動に参加できるよう、市は、ボランティアコーディネーターやリーダーの育成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、防災訓練の実施、災害時の具体的な活動指針を示した「災害救援ボランティア活動マニュアル」等の検討により、活動支援体制の整備を図る。

2 一般ボランティアの育成・登録

市社会福祉協議会は、災害時にボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるコーディネートシステムの整備を進めるほか、ボランティアリーダーの育成、ボランティアコーディネーターの育成、一般ボランティアの登録を行う。

また、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備するとともに、市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

3 一般ボランティアの活動環境の整備

(1) ボランティア活動の普及・啓発

市及び市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの十分な協力と、円滑な活動に資するため、住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

(2) 一般ボランティアの活動拠点等の整備

市及び市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる専用の非常時用電話、ファクシミリ、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

(3) ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

(4) ボランティア活動の指針

市社会福祉協議会地域災害救援支援計画（H27.12改正）を活動指針とする。

4 専門ボランティアの活動への支援等

市は、医療、救護等専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、より専門的な知識を有するボランティアが活動しやすく、かつ参加を促進できる体制の整備に努める。

特に、災害時にボランティア活動として被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士等を確保するため、資格者を把握し、登録制度等を設定する等、より効果的なボランティア活動の基盤づくりに努める。

第5 情報通信ネットワークの整備

1 情報通信設備の整備拡充

(1) 防災行政無線の拡充（計画的更新・利活用）

現在の無線系設備は、県防災行政無線と市同報系防災行政無線、デジタル簡易無線が整備されている。

市は、住民に対して、緊急地震速報も含めた迅速かつ正確な災害情報等の伝達を図るため、市同報系防災行政無線の計画的更新（防災サーバ及び屋外拡声子局のバッテリーの更新等）、拡充（防災行政無線放送内容等を伝達するための防災アプリの整備等）を行い、全国瞬時警報システム（J-ALERT）との接続を図るとともに、様々なレベルの情報通信設備等の整備を行い、国のデジタルトランスフォーメーションに関する施策を活用した情報伝達手段の多様化、多層化に努める。

また、市は、被害情報や応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、県の防災情報ネットワークシステムとの連携を図り、平常時及び災害時における災害情報の活用方策を検討するとともに、端末操作研修や端末操作訓練を通して、担当者の習熟度向上を図る。

(2) 消防無線の整備、拡充

消防本部は、災害時における情報収集と伝達を迅速かつ的確に行うことを目的として、消防本部と市、県、防災関係機関等の間を、地上無線回線等を用いて結ぶ通信網及び当該通信網を使って各種災害関連情報を共有するネットワークの整備拡充に努める。

(3) 災害時情報共有体制及びシステムの導入推進

市は、災害時に防災拠点間における相互通信が可能な体制及びシステム等（Wi-Fi 等の通信環境整備も含む。）の導入を推進する

(4) 情報通信設備の耐震性の確保

市は、災害時における情報通信機能を万全に確保するため、次の対策を講じることにより設備の耐震性の確保を図る。

① 通信システムのバックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

② 非常用電源の確保

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに、これらの定期的な維持管理を実施し、発電機等の燃料の確保を図る。

③ 地震動への備え

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を施すとともに、特に重要な設備については免震措置を施す。

④ 市ホームページ用サーバの負担分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保等、サーバの負荷の分散を図る。

(5) 緊急時通信手段の確保

① 市本部員並びに管理職職員の携帯電話連絡網の整備

市は、市本部員並びに各部の管理職職員の携帯電話番号等の連絡網の整備及び気象庁の災害情報と連携した職員参集システム等により、24時間緊急情報連絡・動員体制を確保する。

② デジタル簡易無線の活用

市は、市各部、その他出先施設、小・中学校その他避難所予定施設、防災関係機関に対し、デジタル簡易無線の有効活用を図り、日頃より訓練を重ねる。

③ 災害時優先電話指定の拡充

市は、市各部、その他出先施設、小・中学校その他避難所予定施設、防災関係機関に対し、災害時優先電話指定が拡充されるよう要請し、非常時における電話網の強化を図るとともに、登録状況について管理し、防災関係機関との情報共有を図る。

2 茨城県防災情報ネットワークシステムの活用

(1) 茨城県防災情報ネットワークシステムの概要

茨城県防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報等の画像情報等多様な情報を一元的に収集管理し防災センター等に提供するシステムとして整備されている。

市及び消防本部は、災害対策に関する情報の入出力及び被害照会を行うことができることから、必要な情報が正確・迅速に伝達されるようになり、より迅速・的確な防災対策を講じることが可能である。

そのため、市は、茨城県防災情報ネットワークシステム等を活用して、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

(2) 茨城県防災情報ネットワークシステムの機能

茨城県防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。

- ① 気象情報システム（予報、警報、地震情報等）
- ② 被害情報システム（人的、住家、道路、鉄道、ライフライン被害情報等）
- ③ 防災地図システム（各被害情報に基づく地図作成等）

(3) 茨城県防災情報ネットワークシステムの平常時の活用

市は、茨城県防災情報ネットワークシステムを災害発生時に十分活用できるよう随時点検を行い、故障等の事前防止に努める。

3 アマチュア無線ボランティア活動の支援

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

4 広報・広聴体制の確立

市は、災害時において、住民及び各報道機関等に対し、被害状況や避難、生活支援等に関する情報を迅速かつ的確に提供し、被災者等の要望・相談を広く収集する体制、方法を確立する。具体的には、自治協力員連絡網、消防団広報体制等がこれにあたる。

(1) 報道機関との連携

協定に基づく災害時における緊急放送の実施に関して、情報提供の方法・内容の具体化を図るとともに、日頃から記者クラブとの連携強化を図る。

(2) 地域メディアの活用

ケーブルテレビ等の地域メディアを活用した、視聴覚障害者等に対する音声・文字情報や外国語による情報の提供システムを検討する。

(3) 既存の情報ネットワークサービスの活用

携帯電話各社による緊急情報メールシステム、登録制の生活情報メール、Twitter、ファクシミリを活用した情報提供等により、不特定多数に対する一元的な情報の提供と要望・相談を広聴する情報システムを検討する。

(4) 各種相談受入れ体制の整備

被災住民からの安否確認や応急復旧状況、生活再建等に関する問い合わせ、要望等に対応する体制の整備を事前に検討する。

- ① 専用電話相談窓口の設置
- ② 総合的な関係機関共同相談窓口の設置
- ③ 避難所等への巡回相談の実施

5 地震観測体制の強化

気象庁、科学技術庁が行う地震動の観測体制と、消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図り、地震情報の迅速かつ正確な入手システムの整備により、的確な緊急対応ができるよう情報源の確保を図る。

6 緊急地震速報の周知

緊急地震速報は気象庁が提供しているもので、最大震度5弱以上と想定した地震の際に強い揺れ(震度4以上)の地域の名前を知らせるものである。

震源地近くで地震の初期微動(P波)をキャッチし、震源の位置、規模、想定される揺れの強さを、地震による強い揺れ(主要動、S波)が始まる前に、テレビやラジオ等で伝えるものである。

公共施設や病院、多数の利用がある店舗等の集客施設が、緊急地震速報を館内放送として活用するシステムも可能となっており、利用の促進を図る。住民に対しても、テレビやラジオ等で受信できること、冷静な対応が必要であること等を周知する。

第6 民間団体等に対する応援、協力

市は、大規模災害が発生した場合、民間企業や団体が地域の自主防災組織や地域住民と連携し、迅速な初期対応を実施するほか、的確な災害応急対策、災害復旧対策を実施する等、民間企業等の応援協力について体制の確立と強化を図る。

例) 駐車場の開放、車両及び資機材の利活用、避難所運営、帰宅困難者対応

第2節 地震に強いまちづくり

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 防災まちづくりの推進	1 防災まちづくり方針の策定	防災安全課、農政課、都市計画課、土木課、区画整理課
	2 防災空間の確保	都市計画課、農政課、区画整理課
	3 防災活動拠点の整備	防災安全課、都市計画課、契約管財課、スポーツ振興課
	4 面的都市基盤整備の推進	都市計画課、区画整理課
	5 避難場所の整備	防災安全課、契約管財課
第2 建築物の防災性の向上	1 公共施設等の防災性の向上	都市計画課、契約管財課
	2 一般建築物の耐震化の促進	都市計画課、県
	3 被災建築物に係る危険度判定制度の充実	都市計画課、県
	4 屋外広告物等の落下防止	都市計画課
	5 ブロック塀等の倒壊防止	都市計画課
	6 市街地の不燃化促進	都市計画課
	7 建築物の液状化被害予防対策の推進	都市計画課
	8 指定文化財の防災性の向上	生涯学習課
第3 土木施設の防災性の向上	1 道路施設	道路管理者（土木課又は都市建設部土木班、筑西土木事務所、国土交通省常陸河川国道事務所、国土交通省宇都宮国道事務所；以降「道路管理者」とする。）
	2 鉄道施設の耐震化の推進	鉄道事業者
	3 河川施設の耐震化の推進	土木課、河川管理者（筑西土木事務所、国土交通省下館河川事務所；以降「河川管理者」とする。）
第4 ライフライン施設の防災性の向上	1 電力施設	電力事業者
	2 電話施設	電気通信事業者
	3 プロパンガス施設	ガス事業者
	4 上水道施設	水道課
	5 下水道施設	下水道課、筑西広域市町村圏事務組合
第5 地盤災害防止対策の推進	1 地盤災害危険度の把握	土木課、都市計画課、防災安全課
	2 土地利用の適正化の誘導	土木課、都市計画課
	3 崖崩れ対策	防災安全課、土木課、筑西土木事務所
	4 造成地災害防止対策	都市計画課、県
	5 地盤沈下防止対策	生活環境課、県
	6 液状化防止対策	都市計画課、県

項目	小項目	担当
第6 危険物施設等の安全確保	1 石油類等危険物施設の予防対策	契約管財課、消防本部、県西県民センター、危険物取扱事業者
	2 高圧ガス設備等の予防対策	県西県民センター、商工観光課、ガス事業者
	3 火薬類取扱施設の予防対策	県西県民センター、商工観光課、火薬類取扱施設管理者
	4 毒劇物取扱施設の予防対策	毒劇物多量取扱施設管理者
	5 原子力災害の予防対策	防災安全課、秘書課、県、電力事業者

第1 防災まちづくりの推進

1 防災まちづくり方針の策定

市では、『結城市都市計画マスタープラン』において、「防災まちづくり」の方針を策定しており、以下の3つの方針に基づき、地域・地区毎の特性に応じたきめ細かな防災対策や防災機能強化のための市街地整備を推進している。

今後とも、上記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設の整備や、土地区画整理事業といった事業的手法によりまちづくりを計画的に推進するとともに、地区レベルの防災機能の維持・向上を図るための地区計画制度の活用等により、土地利用に対する適正な規制・誘導に努める。

(1) 防災都市構造の形成

- ① 防災性のある骨格的な水・緑環境の形成
- ② 段階的な自主防災生活圏の形成
- ③ 防災拠点の整備

(2) 災害に強い都市空間の整備

- ① 市街地の防災性能の向上
- ② 公共公益施設の耐震化・不燃化の促進
- ③ 防災関連施設の整備
- ④ 避難場所の整備と防災ネットワークの形成
- ⑤ ライフライン施設の耐震性向上

(3) 自然災害の防止対策の推進

- ① 河川改修の促進と雨水排水施設の整備
- ② 市街地における雨水浸透機能の拡大

2 防災空間の確保

道路、公園等の都市施設は、災害時において、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難空間及び災害応急活動空間として機能するため、防災上脆弱な箇所の改良や防火樹等による緑化等、防災的機能を付加した施設整備を推進する必要がある。

市は、これらの都市施設整備の推進を図るとともに、必要に応じて計画内容を見直す等、積極的な防災空間の確保に努める。

(1) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地整備の推進

近隣レベル、地区レベル、都市レベルの防災拠点となる都市公園や小・中学校等の整備を推進し、防災機能の充実を図る。また、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、緑地保全地域等を指定して、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てる。

(2) 延焼遮断空間の整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園等の整備を図る。

(3) 消防空間確保のための街路整備

北部市街地は、城下町のなごりから建物が密集し、狭幅員の道路等の防災上危険性の高い市街地形態となっている。

これらの密集市街地においては、避難や消火活動上支障のある狭あい道路の改善を図るため、地域の事情に応じた総合的な住環境整備を促進し、一定幅員以上の区画道路の確保を目指す。

特に、消防活動が著しく困難な地区においては、緊急消防対策街路を定め、重点的に狭あい道路の解消に努める。

(4) 農地・緑地の保全

市街化区域については計画的な宅地化を推進するとともに、残存する農地・緑地等については、保全のための各種施策を活用する。

3 防災活動拠点の整備

市は、当面、鹿窪運動公園を災害応急活動の中核拠点（地域防災活動拠点）として整備促進を図る。この他、地域のバランスを考慮して、拠点を配置する。

防災活動拠点は、平常時には防災訓練や研修、あるいは住民の憩いの場となり、災害時には住民や市等防災機関の活動拠点となるよう食糧・飲料水・資機材等必要物資の備蓄機能、通信施設及び活動スペース等を備えたものとする。

4 面的都市基盤整備の推進

市では、これまで結城駅南地区や結城駅前地区、結城第一工業団地等について土地区画整理事業による面的な市街地整備に取り組んできた。現在も結城南部地区や北西部地区等において土地区画整理事業を施行中であり、徐々に道路・公園等の都市基盤が整った市街地形成が進んでいる。

今後とも、予定されている土地区画整理事業等の推進により、都市基盤の面的な整備を図り、計画的な土地利用の推進と災害に強い市街地形成を図る。

5 避難場所の整備※資料編「5 避難場所」参照

(1) 避難施設整備計画の作成

市は、人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 避難所の指定

市は、被災者が避難生活を送るための避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、「結城市避難所運営マニュアル」の適宜更新に努め、避難所運営訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定し、設置場所としては、物資の運搬、集積、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館等の公共建築物とし、指定した避難所については、避難所表示板を設置し、避難所であることを明示する。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、被災地域外の地域にあるものを含め、民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

被害の状況により指定する避難所だけでは収容できない場合に備えて、県その他防災関係機関・団体・事業所等の協力を得て、避難のための施設の提供・確保、野外受入れ施設用資材（テント・ビニールシート等）の確保・調達のための体制の確立に努める。

(3) 避難場所の指定

集落地等の密集市街地等においては、延焼火災の発生が想定されるため、前項で指定した避難所に加え、さらに規模の大きい避難場所が必要となる。

このため、市は、地域特性を考慮して、避難場所の指定を検討する。

① 避難場所の指定

市は、法第49条の4～6に基づき、地震、洪水、土砂災害等から円滑に避難するための「避難場所」を指定するため、法施行令及び法施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。選定の際は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

指定にあたっては県知事への通知及び公示を行うほか、ホームページ等で避難場所を周知するよう努める。

避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努め、住民等に周知徹底を図る。

なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設ける。

また、市は、避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択すべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等や、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は日頃から住民等への周知徹底に努める。

② 避難場所に関する届出

避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届出る。

③ 指定の取消し

市は、当該避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。指定を取り消したときは、その旨を、県に通知するとともに、公示する。

(4) 福祉避難所・福祉避難室の指定検討

市は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者については、一般的な避難所では生活に支障を来たすため、福祉避難所の指定について検討する。

また、専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の避難所では、避難生活に困難が生じる要配慮者が避難する場所として、各避難所に「福祉避難室」を設けるよう検討する。

(5) 避難路の確保

市は、避難場所を指定した場合、市街地の状況に応じて避難路を選定する。

さらに、市職員等、避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行に努める。

(6) 一時避難場所の指定検討

市は、土地区画整理事業地区等においては、将来的に人口増加が予想されることから、避難所の補完のため、街区公園等の一時避難場所の指定を検討する。また、地区内の大型駐車場等を有する事業者に対し、協議の上、一時避難場所の指定を検討する。

(7) 避難所の体制強化・環境整備

- ① 通信手段の確保
- ② 被災者への配慮（高齢者、女性、障害者等）
- ③ 備蓄品、資機材の配備

第2 建築物の防災性の向上

1 公共施設等の防災性の向上

市及び病院、学校等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

また、不特定多数の者が利用する要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物（市が指定する避難路沿道建築物）の所有者は、耐震診断を実施し、その診断結果の報告を義務とし、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

市は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言、停電時のための非常用電源の確保に努める。特に、避難所等が老朽化している場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

2 一般建築物の耐震化の促進

市及び県は、住民や所有者等に対して、民間の一般建築物の耐震性を確保するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な運用に基づき、耐震診断・耐震改修の促進を図るよう木造住宅耐震診断士派遣、改修工事費用補助、啓発、広報等を行う。

3 被災建築物に係る危険度判定制度の充実

市は、被災した建築物の危険度判定を行う茨城県震災建築物応急危険度判定士の育成、配置を図る。

4 屋外広告物等の落下防止

市は、地震時や強風時における屋外広告物等落下物による危険を防止するため、実態把握や普及啓発の推進等による予防措置に努める。

5 ブロック塀等の倒壊防止

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む）等の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- (1) 住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。
- (2) 市街地内におけるブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- (3) ブロック塀を設置している住民に対して、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- (4) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める基準の遵守を指導する。

6 市街地の不燃化促進

(1) 防火、準防火地域の指定

現在、火災の危険の防除・不燃化の促進を目的として、中心市街地は準防火地域に指定されている。

市は、商業地域、近隣商業地域及び高度利用を図る地域や防災上重要な幹線道路沿線について防火、準防火地域の指定に努め、市街地の一層の不燃化促進を図る。

(2) 建築物の不燃化の促進

市は、老朽化した木造建築物等が密集する市街地を中心に、耐火建築物・準耐火建築物等への誘導を図る。

7 建築物の液状化被害予防対策の推進

(1) 液状化予防対策

- ① 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。[根拠指定：建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第42条]
- ② 小規模建築物（階数が3以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

(2) 液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導するものとする。

- ① 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- ② 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ③ 基礎杭を用いる。

8 指定文化財の防災性の向上

市は、市指定文化財における防災施設・設備（収蔵庫・火災警報装置・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。

また、文化財の所在の明確化及び見学者に対して、防災のための標識等の設置を図る。

第3 土木施設の防災性の向上

1 道路施設

(1) 防災上重要な道路改良の実施

市は、路面冠水や路肩・斜面崩壊、落石等の防災上安全性を確保する必要がある危険箇所や、緊急輸送道路等災害応急対策を実施する上で、一定の交通機能を確保する必要がある区間について、計画的な道路施設の整備改良及び維持補修等を推進する。

(2) 道路施設の耐震化の推進

市は、橋梁等について、橋脚補強等を実施する等、道路施設の耐震化を推進する。

2 鉄道施設の耐震化の推進

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留等の定期的な検査、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックを行い防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進する。

3 河川施設の耐震化の推進

市は、護岸、堤防等の河川建造物の耐震性の点検やその耐震性の向上等、適切な対応策を講じるよう県等防災関係機関に要請する。

第4 ライフライン施設の防災性の向上

1 電力施設

(1) 電力施設の整備

事業者は、変電設備や送電設備の整備にあたっては、耐震性のほか氷雪、風圧、不平均張力による荷重を考慮した設計とする。

2 電話施設

事業者は、大規模災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

(1) 電気通信設備等の耐災性向上対策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進等

(2) 電気通信システムの信頼性向上対策

- ① 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）
- ② 主要中継交換機の分散設置
- ③ 通信ケーブル地中化の推進
- ④ 大都市におけるとう道（共同溝を含む）網の構築
- ⑤ 電気通信設備に対する予備電源の確保
- ⑥ 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）
- ⑦ 社内システムの高信頼化等

(3) 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

- ① 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）
- ② 災害等時のトラヒックコントロール
- ③ そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等

3 プロパンガス施設

(1) 出動体制の整備

事業所は、災害時の出動のため、常時次の体制を整備しておく。

- ① 出動要員、命令系統を明らかにして、関係者に周知徹底
- ② 液化石油ガス製造事業者及び液化石油ガス販売事業者は1名以上出動
- ③ 特定液化石油ガス整備工事業者、液化石油ガス関係事業者は本部長の要請により出動
- ④ 必要な資機材等の整備、保管
- ⑤ その他必要な事項

(2) 必要な資機材等の整備、保管

- ① 応急復旧用工作車両等（ガス漏洩検査のための機材等）
- ② テント
- ③ 広報連絡車
- ④ 拡声器・携帯電話
- ⑤ その他防災応急復旧備品

(3) 災害時におけるガス漏れ、CO中毒の防止対策

- ① S型、マイコンメーターの設置
- ② ヒューズガス栓、コンセント付きゴム管等のガス漏れ防止器具の設置
- ③ 立消え安全装置付きコンロ及び過熱防止装置付きコンロの普及
- ④ ガス漏れ警報器、不完全燃焼（CO）警報機の設置
- ⑤ 燃焼器具（給湯器、風呂がま等）の屋外設置

(4) 防災教育訓練

ガス供給上の事故による二次災害を防止することを目的に、緊急事故対策及び地震等、非常時の緊急措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。

さらに、県や市の実施する大規模な地震を想定した総合的な訓練に参加し、ガス施設に対する災害予防措置及び災害応急対策措置の訓練を実施する。

4 上水道施設

水道事業者等（水道事業者及び用水供給事業者をいう。以下同じ）は、既存施設の保守点検及び維持管理に努めるとともに、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め計画的に事業を推進する。

(1) 行動指針の作成

水道事業者等は、応急給水・応急復旧の行動指針として次の各事項を定めておく。なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直す。

- ① 緊急時の指揮命令系統、給水及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。

- ② 他自治体からの支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。
- ③ 外部の支援者に期待する役割とその受入れ体制を定めること。
 - ア 集結場所、駐車場所、居留場所
 - イ 職員と支援者の役割分担と連絡手段
- ④ 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。
 - ア 緊急時給水拠点の位置等の情報について、広報や給水拠点の表示の徹底
 - イ 地震規模に応じた断水時期のめど
 - ウ 住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- ⑤ 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
 - ア 指揮命令系統の整った支援班の編成
 - イ 自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

(2) 配水池・貯水池の補強又は更新

水道事業者等は、配水池等市街地に近接する重要施設のうち、耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため補強又は更新を図る。

(3) 石綿セメント管等老朽管の更新

水道事業者等は、石綿セメント管等老朽化した管や耐震性に劣る管路について、速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

(4) 給水装置・受水槽の耐震化

水道事業者等は、利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(5) 緊急時給水能力の強化

水道事業者等は、緊急時の給水量を貯留できるよう配水池容量を拡大するとともに、浄水場間の相互連絡管整備や浄水施設等に緊急遮断弁を設置する等、緊急時に備えた施設整備を図る。

(6) 応急復旧用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

水道事業者等は、災害により水道施設が損壊し供給が不能となった場合、施設の早期復旧等が実施できるよう、応急復旧用資機材の備蓄・更新及び調達体制の整備を行う。

(7) 相互応援体制の確立

水道事業者等は、大規模災害が発生した場合、応急復旧活動が広域的に展開されるため、県や公益社団法人日本水道協会の協力を得て、相互応援体制の確立を図る。

5 下水道施設

市は、既存施設の保守点検及び維持管理に努めるとともに、計画的な施設の耐震化、液状化対策を推進する。

(1) 施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管きよ等の根幹的施設について、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

また、市は、新設施設について、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

① 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

② 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

③ 耐震化の具体例

ア 可とう性・伸縮性を有する継手の採用

イ 地盤改良等による液状化対策の実施

(2) 応急復旧用資機材の備蓄

災害時における応急復旧作業を円滑に実施するため、市は、下水道施設応急復旧用の資機材（非常用発電機、ポンプ等）の備蓄に努める。

(3) 相互応援体制の確立

大規模災害が発生した場合、応急復旧活動が広域的に展開されるため、県や社団法人日本下水道協会の協力を得て、相互応援体制の確立を図る。

第5 地盤災害防止対策の推進

1 地盤災害危険度の把握

(1) 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

(2) 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定等に活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図により公開していく。

2 土地利用の適正化の誘導

(1) 防災まちづくり方針に基づく安全を重視した土地利用の確保

都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区の土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

3 崖崩れ対策

本市は平地部に位置するため、崖崩れ災害が予想される急傾斜地危険箇所は、人工斜面の七五三場地区（権現山）の1箇所のみである。これらの被害を未然に防止し、また被害を最小限に止めるため、おおむね次のような対策を実施する。

（1）危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

市は、崖崩れ災害を未然に防止し、又は大規模災害が発生した場合における被害を最小限に止めるために、事前措置として危険予想箇所について、地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態、崖崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し、防災パトロールを実施する。

（2）急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市と協議の上、危険予想箇所について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定により危険区域の指定を行い、崖に対する有害な行為を規制し民生の安定と国土の保全を図る。

（3）所有者等に対する防災措置の指導

市は、危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対して擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施す等の改善措置をとるよう強力に指示する。

なお、所有者等が改善措置に関する指示に従わない場合、市は、県と協力して、改善勧告あるいは改善命令を強力に行う。

（4）警戒避難体制の確立

危険箇所に対する防災措置が不完全である間は、まずその周辺住民に対する警戒避難体制の確立が必要である。

市は、崖崩れの発生のおそれのある場合、あるいは危険が切迫した場合に迅速、かつ適切な勧告又は指示及び伝達ができるよう必要事項を定める。

4 造成地災害防止対策

（1）災害防止に関する指導、監督

県及び市は、建築基準法及び都市計画法（昭和43年法律第100号）においてそれぞれ規定されている建築確認等、宅地造成開発許可建築確認等の審査及び当該工事の施工に対する指導、監督を通じて造成地に発生する災害の防止を図る。

また、県及び市は、造成後の巡視等により違法開発行為の取り締まりを実施し、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努める。

(2) 災害防止に関する指導基準

県及び市が行う指導基準は、次のとおりである。

- ① 災害危険度の高い区域
土砂災害警戒区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
- ② 人工崖面の安全措置
宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
- ③ 軟弱地盤の改良
宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

5 地盤沈下防止対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震や水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。

このため、市は県と協力して、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

6 液状化防止対策

市は、公共施設の液状化による被害を軽減するため、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良を行うよう努める。

また、住民や事業者等に対し、液状化の危険性の周知と建築物等の施工方法等に関する技術の普及啓発に努める（液状化マップ等の防災地図による公開等）。

第6 危険物施設等の安全確保

1 石油类等危険物施設の予防対策

危険物施設は、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、市及び消防本部はこれらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、市及び消防本部は、事業所に対して、危険物施設の被害機能障害を想定したマニュアル作成を指導し、マニュアルに基づく訓練、啓発等の実施励行による防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 保安確保の指導

市及び消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(3) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(4) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

2 高圧ガス設備等の予防対策

県及び一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会等関係団体は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、事業者に対する次の対策を推進する。

(1) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備及び液化石油ガスの販売施設並びに一般家庭用消費設備の耐震化対策や、地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

(2) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

(3) 事業者間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガス・液化石油ガスによる災害が発生又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱い事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

(4) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(5) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者は、地震時に、液化石油ガス消費設備の災害発生状況等の情報収集や、緊急措置を行う上で有効な電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

3 火薬類取扱施設の予防対策

(1) 製造所への対策

- ① 従業者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。
- ② 定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 火薬庫への対策

- ① 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- ② 定期自主検査の完全実施を指導する。

(3) 点検及び通報

火薬庫等は、人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も、発見と通報に時間を要する。

そのため、市は、一定規模以上の地震が市内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者が速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を市へ通報するよう指導する。

4 毒劇物取扱施設の予防対策

(1) 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

① 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、その登録申請時等に施設の耐震化等について、理解を求める。

また、併せて危害防止規定の整備を指導する。

② 登録外施設に対する指導

県は、上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し防災体制の整備を指導する。

③ 毒劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

県は、毒劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努める。

(2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

- ① 毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、次の事項について危害防止規定を整備する。

ア 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

イ 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

(7) 毒物又は劇物の製造、貯蔵、取扱の作業を行う者

(イ) 設備等の点検・保守を行う者

(ウ) 事故時における防災関係機関への通報を行う者

(エ) 事故時における応急措置を行う者

ウ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

- エ ウに掲げる毒物又は劇物関連設備の整備、補修に関する事項
- オ 事故時における防災関係機関への通報及び応急措置に関する事項
- カ イに掲げる者に関する教育訓練に関する事項

② 毒劇物取扱施設の管理者は、上記オに掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

(3) 毒劇物多量取扱施設における耐震性の推進

毒劇物多量取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

5 原子力災害の予防対策

(1) 国・県との連携

市は、原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策等の対応等について、「県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて、平常時より、防災関係機関との密接な連携を図る。

(2) 住民広報

① 住民が理解できる情報を整理（データを伝達する場合、平常時の数値を付記する。）

② 放射能に関する適切な知識の普及

- ア 原子力施設の概要
- イ 放射線、放射性物質の性質
- ウ 健康への影響
- エ 環境放射線モニタリング
- オ 原子力災害時の住民への広報手段
- カ 原子力災害時に住民が取るべき行動、留意すべき事項

③ モニタリング設備・機器の整備

平常時又は事故発生時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測器等の環境放射線モニタリング設備及び機器類を整備・維持するとともにその操作の習熟に努める。

④ 原子力災害時の避難施設の周知

市は、原子力災害時の避難施設として、放射線の防護効果の高いコンクリート建築物を指定し、住民への周知を図る。

⑤ 広域応援体制の整備

市は、市内において原子力災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

第3節 地震被害軽減への備え

災害により生じた直接的な被害が間接的（二次的）な被害へと拡大することを未然に防止し、少しでもその被害を軽減するため、緊急輸送、消火、救助・救出、医療救護等の初動時期における緊急対策への事前の備えを図る。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 緊急輸送への備え	1 緊急輸送道路と緊急輸送拠点の指定・整備	防災安全課、道路管理者
	2 ヘリポートの整備	防災安全課
	3 緊急輸送用車両等の整備	防災安全課、契約管財課
第2 消火活動、救助・救急活動への備え	1 火災予防	防災安全課、消防本部、施設管理者、化学薬品保管機関
	2 消防力の強化	防災安全課、消防本部
	3 救助力の強化	消防本部
	4 消防団の育成・強化	防災安全課、消防本部、消防団
	5 救急力の強化	消防本部、医療機関
	6 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上	防災安全課、消防本部、自主防災組織
第3 医療救護活動への備え	1 医療救護施設の確保	都市計画課、県、国
	2 医療救護施設との連携	健康増進課、消防本部、医療機関、結城市医師会
	3 医薬品等の確保	健康増進課
	4 医療関係者に対する訓練等の実施	健康増進課、消防本部
	5 感染症の防疫	健康増進課、筑西保健所
第4 被災者支援のための備え	1 避難所の整備	防災安全課、契約管財課、都市計画課、教育委員会、県
	2 食糧、生活必需品等の供給体制の整備	防災安全課、契約管財課、農政課、商工観光課、事業所、住民
	3 応急給水体制の整備	水道課
	4 防災備蓄倉庫の整備	防災安全課
	5 罹災証明書の交付	税務課
第5 要配慮者の安全確保のための備え	1 要配慮者利用施設等の安全体制の確保	防災安全課、社会福祉課、子ども福祉課、介護福祉課、健康増進課、学校教育課、要配慮者利用施設等管理者
	2 在宅避難行動要支援者の救護体制の確保	防災安全課、社会福祉課、子ども福祉課、介護福祉課、健康増進課、学校教育課、民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）
	3 外国人等に対する防災対策の充実	防災安全課、企画政策課、県、県国際交流協会
第6 燃料不足への備え	1 燃料の調達、供給体制の整備	契約管財課、防災安全課、県石油商業組合結城支部

項目	小項目	担当
	2 重要施設・災害応急対策車両等の指定	契約管財課、防災関係機関、重要施設管理者
	3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定	契約管財課、県、災害応急対策車両専用・優先給油所
	4 平常時の心構え	防災安全課、事業所、住民

第1 緊急輸送への備え

1 緊急輸送道路と緊急輸送拠点の指定・整備

(1) 県が指定する緊急輸送道路

県は、各種交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、あらかじめ次の緊急輸送道路を指定している。

緊急輸送道路に指定された道路管理者は、該当施設の耐震強化等の緊急輸送道路の整備を図る。

<緊急輸送道路の位置と区間>

区分	路線名	対象区間
第一次緊急輸送道路	国道4号	結城市県境(栃木県)から結城市県境(栃木県)まで
	国道50号	結城市県境(栃木県)から水戸市三の丸1丁目 国道51号交差(水戸駅前交差点)まで
第二次緊急輸送道路	結城坂東線 (筑西幹線供用まで)	結城市今宿 主要地方道筑西三和線交差から 結城市粕礼 主要地方道結城坂東線交差まで
	筑西三和線	筑西市西方 筑西市道交差から 結城市粕礼 主要地方道結城坂東線交差まで
	筑西三和線 (筑西幹線供用から)	結城市粕礼 主要地方道結城坂東線交差から 結城郡八千代町佐野 八千代町道交差まで
	筑西三和線 (筑西幹線供用まで)	結城市今宿 主要地方道結城坂東線交差から 古河市尾崎 国道125号交差まで
	小山結城線	結城市県境(栃木県)から 結城市結城上海道 国道4号交差(小田林(北)点)まで
第三次緊急輸送道路	結城下妻線	結城市小田林古新田 国道50号交差(小田林交差点)から 結城警察署まで
	結城野田線	結城市結城公達 国道50号交差(城南小北交差点)から 結城市結城公達 結城市道交差(城南小入口交差点)まで
	小山結城線	結城市結城上海道 国道4号交差(小田林(北)交差点)から 城西病院まで
	結城市道 0109号線	結城市結城下り松 国道50号交差(文化センター南 交差点)から 結城市役所まで
	結城市道 3170号線	結城市結城公達 主要地方道結城野田線交差(城南 小入口交差点)から 結城病院まで

※第一次緊急輸送道路：県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

第二次緊急輸送道路：第一次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

第三次緊急輸送道路：その他の道路

(2) 市が指定する緊急輸送道路

市は、救援物資や応急対策要員の輸送、救出・救援活動等を効率的に行うため、「県が指定する緊急輸送道路」を補完する路線を「市が指定する緊急輸送道路」として指定する。

緊急輸送道路は、市本部、緊急輸送拠点等を結ぶ道路ネットワークを指定し、防災関係機関等との協議の上、優先的に交通規制を実施する等、効率的な運用を図る。

(3) 緊急輸送拠点の指定、整備

市は、救援物資や応急対策要員の輸送、救出・救援活動等を効率的に行うため、緊急輸送拠点を指定する。

緊急輸送拠点は、ヘリポートや物資拠点等、緊急輸送上拠点となる施設・場所を指定し、必要な設備の確保と関係者への周知徹底を図る。

(4) 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路は、道路の整備状況によって随時見直しを行う。

(5) 緊急輸送道路における無電柱化の促進

緊急輸送道路に指定された道路管理者は、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図る。

2 ヘリポートの整備

市は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを防災関係機関と協議の上指定するとともに、災害時に有効に利用し得るよう、防災関係機関及び住民に対し周知徹底を図る等、所要の措置を講じる。

3 緊急輸送用車両等の整備

(1) 啓開用資機材、車両の調達体制の整備

市は、災害時において管理道路の啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達を図るため、資機材、車両の種類及び数量について、常時確保できる協力体制を整備する。

(2) 緊急輸送用車両等の調達体制の整備

市は、市保有車両を把握するとともに、必要に応じて協定を締結する等、緊急輸送用車両等の調達体制の整備に努める。

(3) 交通安全施設及び資機材の整備

市は、交通規制が実効あるものとするため、交通流監視カメラの交通安全施設及び資機材の整備に努める。

第2 消火活動、救助・救急活動への備え

1 火災予防

(1) 防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防火体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、災害発生時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導を強化する。

(2) 予防査察の強化指導

消防本部は、消防法第4条及び第4条の2・第16条の5に規定する予防査察の実施にあたっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種措置の励行に対する指導を強化する。

(3) 地震災害による出火の予防

① 一般火気器具からの出火の予防

ア コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市及び消防本部は、住民に対し、地震を感じたら火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物をおかないこと等を普及啓発する。

イ 電気器具からの出火の予防

市及び消防本部は、住民に対し、地震を感じたら、安全が確認できるまで電気器具のプラグを抜き、特に避難等、長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすこと等を普及啓発する。

ウ ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

② 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行う。

また、消防本部は、その旨を周知指導する。

(4) 防火思想、知識の普及徹底

消防本部は、住民の防火思想を普及徹底するため、防災関係機関並びに団体等と協力して映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布、ケーブルTV等報道機関の利用等を図る。

2 消防力の強化

消防本部は、地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するため、消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

さらに、災害時等の相互応援に関する協定等に基づき、広域防災体制の確立を図る。また、応援する立場、応援を受ける立場それぞれの対応時における体制の整備を図る。

(1) 消防本部の広域再編の推進

大規模災害時の対応を迅速かつ効率よく実施するため、県が推進する県下の消防本部の広域再編の推進に協力する。

(2) 署所の適正配置

署所の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ効率的な適正配置を図る。

(3) 消防水利の確保

市は、市内の消防水利の充足率を満たすよう消火栓の整備及び40m³以上の耐震性貯水槽の整備を行うほか、ビル保有水の活用、河川の利用、プールの利用等、水利の多様化を図る。

また、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

(4) 消防車両・資機材の充実

市及び消防本部は、通常の消防力の強化に加え、災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(5) 広域応援体制の整備

① 広域消防応援協定

県内各消防本部は、大規模災害時に相互に応援活動を行うため、茨城県広域消防応援協定を締結している。当該協定に基づき、消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、対応力の強化を図る。

また、応援、受援の対応計画を具体的に立案しておく。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておく。

② 緊急消防援助隊の編成

消防本部は、県が行う緊急消防援助隊の編成に協力する。

3 救助力の強化

(1) 救助活動体制の強化

消防本部は、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

消防本部は、大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(3) 広域応援体制の整備

消防本部は、大規模災害に備え、広域消防応援協定を締結し、複数の消防本部合同での救助訓練を実施すること等により、広域応援体制の強化を図る。

4 消防団の育成・強化

市は、災害時における消防・救助・救急活動が充分にできるよう、消防団の保有する消防ポンプ自動車等消防用資機材の整備、体制の確保、処遇の改善、団員の教育訓練、青年層・女性層を始めとした入団促進、消防団0Bを対象とする機能別消防団員導入等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図る。また、災害時活動のマニュアル等の整備を推進し、参集基準の明確化に努める。さらに、女性消防団についても、講習を行う等、育成・強化を図る。

5 救急力の強化

(1) 救急活動体制の強化

消防本部は、大規模な災害によって大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速かつ的確な応急措置を施し、医療機関への効率的な搬送を実施する体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ① 救急救命士の計画的な育成
- ② 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③ 救急隊員の専任化の促進
- ④ 救急教育の早急かつ計画的な実施
- ⑤ 消防本部管内の医療機関との連携強化
- ⑥ 住民に対する応急手当の普及啓発

(2) ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

消防本部は、大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、ヘリコプター臨時離発着場の指定、防災関係機関との連携強化を図り、防災ヘリコプター、ドクターヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

(3) 集団救急事故対策

消防本部は、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を、多数傷病者発生時における活動要綱に基づき防災関係機関との連携により実施する。

6 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火力の向上

住民は、自主防災組織を中心に、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、小さい子供がいる家庭においては子供の転落防止策を講じた上で、風呂水のためおき等を地域ぐるみで推進する。

また、事業所は、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 救出、応急手当能力の向上

① 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出等に役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプ等の救出用資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達、建設業者等が保有する重機等、重量物排除用具の活用を推進する。

また、市及び消防本部は、このような地域における取り組みを支援するため、建設業者等との協定内容の確認、拡充に努める。

② 救助訓練

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。

市及び消防本部は、その指導・助言にあたりとともに、訓練上の安全の確保について十分に配慮する。

また、救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市及び消防本部は、住民に対する応急手当の普及啓発を図る。

第3 医療救護活動への備え

1 医療救護施設の確保

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる市健康増進センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・免震改修を行う。また、災害時に医療救護を担う災害拠点病院等の施設においても、建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震・免震改修に努めるものとし、国及び県はこれを促進する。

2 医療救護施設との連携

市及び消防本部は、災害時における医療救護活動の拠点となる市内の医療機関及び結城市医師会等の協力体制を事前に確保し、初動時期における早期医療救護体制の確立を図る。

また、消防本部は、県の広域災害・救急医療情報システムや防災情報ネットワークシステムとの連携を図り、重傷病者を後方医療施設へ移送する体制の確立を図る。

3 医薬品等の確保

市は、公共施設における常備薬の拡充に努めるとともに、消防本部及び県における医薬品等の調達体制との連携を図る。

4 医療関係者に対する訓練等の実施

国、県が行う災害時の医療関係者の役割、トリアージ（患者の重症度と緊急度による治療の優先順位付け）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する訓練、教育研修に対し、市及び消防本部は積極的に協力する。

5 感染症の防疫

市は、災害時及び平常時を問わず、感染症の防疫に対する体制の確立を図る。
具体的な行動計画は、筑西保健所とも協議のうえ、別に定める。

第4 被災者支援のための備え

1 避難所の整備

（1）避難場所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

また、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、あわせて住民等に対し周知徹底を図る。

避難場所については、地震に伴う火災等に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、市は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣の市町の協力を得て、避難場所を近隣市町に設けるとともに、防災マップ等に記載し、住民への周知徹底を図る。

なお、避難指示が発令された場合の安全確保措置としては、避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

県は、市が行う避難場所の指定状況を把握しておくとともに、市町村域を超えた避難場所の指定について助言を行う。また、市が行う避難場所の確保を支援する目的で、市からの要請に基づき県有施設の活用やゴルフ場を活用した体制づくりを推進する。

(2) 避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、設置場所としては、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の公共建築物とする。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

県は、市が行う避難所の指定状況を把握しておくとともに、市町村間での避難所の相互利用について助言する。さらに、市が行う避難所の確保を支援する目的で、市からの要請に基づき県有施設の活用やゴルフ場を活用した体制づくりを推進する。

(3) 避難所の耐震性の確保

市は、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年以前に建築された建物については、耐震診断を実施し、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努める。また、避難所の被災を想定し代替施設の選定を行う。

(4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ整備し、又は必要な時直ちに配備できるよう準備に努める。(避難所又は近傍において地域完結型の備蓄施設を維持)

主なものは次に示すとおりである。

- ① 飲料水、食糧、生活必需品、毛布及び感染症対策用品（マスク・消毒液等）
- ② 通信機材（携帯電話、災害時用公衆電話、デジタル簡易無線、防災行政無線等）
- ③ 放送設備（戸別受信機、テレビ、ラジオ等）
- ④ 照明器具（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む。）
- ⑤ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ⑥ 給水用機材
- ⑦ 救護所及び医療資機材（常備薬等）
- ⑧ 物資の集積所
- ⑨ 暖房器具
- ⑩ 工具類
- ⑪ 仮設トイレ

- ⑫ 避難所のネットワーク設備（避難所運営者及び避難者用 Wi-Fi 受信設備等）
- ⑬ 非常用発電機及び充電機器（照明器具及び携帯電話充電バッテリー等）
- ⑭ 間仕切り（パーティション）、テント及び段ボールベッド

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記の他、高齢者、障害者、女性、乳児等、要配慮者への配慮を積極的に行う。（トイレ、物干し、更衣室、授乳室等）

2 食糧、生活必需品等の供給体制の整備

（1）食糧の供給体制の整備

① 公的備蓄

市は、想定される被災者数のおおむね3日、推奨1週間分を目標として、避難所に指定されている施設及び公共施設等における食糧の備蓄に努める。（地域完結型の備蓄施設の確保）

〔備蓄品目〕 保存米、乾パン、おかゆ、飲料水等

なお、備蓄品目の設定においては、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮する。

② 流通在庫備蓄

市は、生産者、農業協同組合、商工会議所、スーパーその他販売業者と充分協議しその協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結に努める。（十分な量の公的備蓄の確保）

〔調達品目〕 ビスケット・クッキー、即席メン、缶詰、粉ミルク、梅干し、漬物、みそ・しょうゆ、塩、砂糖、飲料水（ペットボトル）

なお、調達品目の設定においては、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮する。

③ 政府所有の米穀・乾パンの調達体制の整備

市は、災害時において被災者に対する食糧の供給が必要となった場合、米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県西県民センター、農林水産省生産局等との連絡・協力体制の整備を図る。

④ 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、前記①及び②に掲げる品目について、おおむね3日（推奨1週間）分に相当する量を目標として備蓄に努める。

（2）生活必需品等の供給体制の整備

① 公的備蓄

市は、想定される被災者数を目標として、避難所に指定されている施設及び公共施設等における生活必需品等の備蓄に努める。

〔備蓄品目〕 毛布、ビニールシート、簡易トイレ、発電機、暖房器具、照明器具、マスク、消毒液、感染症対策用品等

なお、備蓄品目の設定においては、高齢者等の要配慮者へも配慮するとともに、感染症対策にも留意する。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結する等、協力体制を整備する。

② 流通在庫備蓄

市は、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品等について、生産者、商工会議所及び販売業者と充分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結に努める。

【調達品目】 寝具（毛布等）、日用品雑貨（石けん、タオル、トイレットペーパー等）、衣料品（下着等）、炊事用具（鍋、包丁等）、食器（箸、皿等）、光熱材料（ローソク、マッチ、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート等）

なお、調達品目の設定においては、高齢者等の要配慮者へも配慮する。

③ 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、日常生活に必要となる前記②に掲げる品目を備える。

市内において十分な食糧等の調達供給ができない時は、災害応援協定を締結している市に対して応援を要請し、必要量を確保する。

3 応急給水体制の整備

（1）応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

水道事業者等は、災害により水道施設が損壊し供給が不能となった場合、速やかな応急給水活動が実施できるよう、計画的な給水車の整備を行うとともに、応急給水資機材の備蓄・更新及び調達体制の整備を行う。

【品目】 給水タンク車、給水タンク、浄水器、ポリ容器、ポリ袋等

（2）飲料水兼用耐震性貯水槽及び井戸の整備

市は、国の助成制度により、拠点避難所又は市庁舎周辺地域において、飲料水兼用耐震性貯水槽、浄水機器及び井戸水の活用を検討する。

（3）検水体制の整備

市は、井戸、プール、防火水槽、沈殿池、河川等、比較的汚染の少ない水源を浄水処理した水について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備する。

4 防災備蓄倉庫の整備

災害時の緊急的な応急活動に対応するため、防災備蓄倉庫の避難場所及び避難所ごとの設置・増設を検討する。

5 罹災証明書の交付

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステム（被災者生活再建支援システム）の利用体制を整える。

第5 要配慮者の安全確保のための備え

1 要配慮者利用施設等の安全体制の確保

（1）地震防災応急計画の策定

施設等管理者は、市の指導・助言の下に、災害に備えた施設の防災組織体制や、緊急応援連絡体制等の安全確保対策について定めた地震防災応急計画（避難確保計画）を策定する。

（2）防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害に備え、あらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の充実を図るとともに、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管する。

市は、要配慮者利用施設等における防災組織体制の整備を促進し、また、地震防災応急計画（避難確保計画）策定についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全確保を図る。

（3）緊急応援連絡体制の整備

施設等管理者は、非常用通報装置の設置等、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携により、施設入所者の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結を進め、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携の確保について必要な援助を行う。

（4）要配慮者利用施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、地震災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

市は、要配慮者等の避難の拠点となる要配慮者利用施設について、施設入所者等の安全確保を図るため、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事を行うよう指導する。

（5）防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、要配慮者等の避難の拠点ともなる要配慮者利用施設に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進するよう指導する。

(6) 防災教育、防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や、防災機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

市は、施設等管理者に対し、防災知識の普及と意識啓発を図るとともに、防災機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

2 在宅避難行動要支援者の救護体制の確保

(1) 避難行動要支援者名簿作成及び個別計画の策定と情報の共有化

市は、本計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、本計画に基づき、防災担当者と福祉担当者との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報（住所、氏名、性別、生年月日、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、災害の発生又は発生するおそれのある場合において、避難行動要支援者の避難支援等に必要の限度で、民生委員、自治会、自主防災組織、医師会、消防、警察、市社会福祉協議会等の関係機関に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。また、要支援者本人の同意があるものに限り、災害対策として平常時から情報を提供することができ、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

市は、情報提供を受ける者に対して、情報漏えい防止等の必要な措置を講ずるよう求め避難行動要支援者の権利権益を保護するよう努める。

なお、地域防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(2) 緊急通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、避難行動要支援者に対する緊急通報装置の設置を促進する等、緊急通報システムの整備を図る。

また、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部門と福祉担当部門との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者、障害者団体と協力して、避難に関する情報伝達マニュアルの策定を推進するとともに、情報伝達体制の整備に努める。

(3) 地域協力体制の整備

市は、民生委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員等、地域の協力者）、ボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者支援プランに基づき、避難行動要支援者安全確保に係る地域協力体制の整備に努める。

特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部門と福祉担当部門との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進めるとともに、避難支援体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及、防災意識の啓発及び防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員等、地域の協力者）、ボランティア組織等の協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者の防災行動マニュアルの策定に努める等、避難行動要支援者に充分配慮したきめ細かな防災知識の普及と防災意識の啓発を図る。

※避難行動要支援者とは、市の住民基本台帳に登録があり、以下の要件に該当し、災害時に自力で避難することが困難である者をいう。

- ① 65歳以上のみで構成される世帯の者
- ② 要介護認定3～5の認定を受けている者
- ③ 身体障害者手帳1・2級又は3級の1種の障害を有する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の障害を有する者
- ⑤ 療育手帳④又はAの判定を受けた者
- ⑥ 上記以外で市長が特に必要と認める者

3 外国人等に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように平常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及と防災意識の啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関等を通じてパンフレットの配布を行い、防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

(4) 災害時マニュアルの携行促進

市は、外国人が被災した場合の確認や連絡、医療活動を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で血液型や既往症、宗教、連絡先等を記載するとともに、県が作成した、災害時の対応策をまとめた「災害時マニュアル」を配布し、外国人にその作成を勧めるとともに、携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

① 外国人相談体制の充実

市は、県及び公益財団法人茨城県国際交流協会（以下、「県国際交流協会」という。）との連携を図り、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられる体制の充実を図る。

② 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図る等、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。また、市は、県と協力して案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

③ 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

④ 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催等、様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

⑤ 語学ボランティアの確保

市は、災害発生時に通訳や翻訳等を行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集等の作成に努める。

また、県国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入れ・活用を円滑に行うため、「受入れ窓口」としての機能を備えておき、活動を希望する者の登録と研修を行い、ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努める。

第6 燃料不足への備え

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油商業組合結城支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

(1) 災害応急対策車両の指定

市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておく。

また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

(2) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

市庁舎や災害拠点病院等の重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定等に基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

県及び市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、県及び市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第4節 防災教育・訓練

災害による被害を最小限に止めるためには、住民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は防災教育活動を推進する。

また、防災対策要員は、住民の先頭に立って対策を推進する必要がある、災害とその対策に関する知識と意識を身につけられるよう防災教育・研修を推進する。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 防災意識の高揚	1 一般住民に対する防災教育	防災安全課、下水道課、都市計画課、県、防災関係機関、住民
	2 児童生徒等に対する防災教育	教育委員会、各学校
	3 要配慮者に対する啓発	防災安全課、要配慮者利用施設
	4 市職員に対する防災教育	防災安全課、全職員
	5 防災対策要員に対する防災教育	防災安全課、防災対策要員
第2 防災訓練の実施	1 総合防災訓練	防災安全課、全職員、消防本部、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、住民
	2 個別防災訓練	防災安全課、全職員、消防本部、防災関係機関、自主防災組織、要配慮者利用施設、住民
	3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	事業所、自主防災組織、防災関係機関、住民
第3 災害に関する調査研究	1 基礎的調査研究	防災安全課
	2 調査研究体制の強化	防災安全課
	3 防災アセスメントの実施	防災安全課
	4 地区別防災カルテの作成	防災安全課
	5 地震被害想定調査の実施	防災安全課、県
	6 地震災害対策に関する調査研究	防災安全課
	7 災害教訓の伝承	防災安全課

第1 防災意識の高揚

1 一般住民に対する防災教育

住民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助する等、防災への寄与に努めることが求められるため、市、県及び防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、災害による人的被害を低減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、ハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながら、警報等や避難情報の意味を説明するほか、以下の内容について普及・啓発を図る。

(1) 普及啓発すべき内容

市、県及び防災関係機関は、住民に対し、「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況のシミュレーション結果等を示しながら、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとるようその危険性を周知するとともに、以下の被害軽減のための対策や行動について普及・啓発を図る。

- ① 家庭内での予防・安全対策
 - ア 最低3日、推奨1週間分に相当する量の食糧及び飲料水等の備蓄
 - イ 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - ウ 地域で実施する防災訓練への積極的参加
- ② 防災関連設備等の準備
 - ア 非常用持出袋
 - イ 消火器等消火資機材
 - ウ 住宅用火災警報器
 - エ その他防災関連設備等
- ③ 自主防災組織等の地域での防災活動
- ④ 地震保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑤ その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

(2) 防災に関する広報及び普及方法

- ① 防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等の開催
- ② 広報紙への掲載やPR用パンフレットの作成及び配布
- ③ ハザードマップ（洪水、内水、地震2種類、土砂災害）の配布及び広報
- ④ その他のメディアの活用
 - ア 県の防災教育用施設や啓発用ビデオ等
 - イ インターネットメール
 - ウ 地震体験車等の教育設備

2 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

- ① 幼稚園、小学校、中学校（以下、「学校」という。）においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒（以下、「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災知識の普及と防災意識の啓発を図る。
- ② 地理的要件等、地域の実情に応じ、崖崩れ、液状化等、様々な災害を想定した防災教育を行う。
- ③ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきか等を自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営等を行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施にあたっては、登下校時等、学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の

充実に努める。また、児童生徒等に対する防災教育においては保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。

※学校防災推進委員会を設置

(2) 指導者（教職員等）に対する防災教育

市は、指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者（教職員等）への防災教育を行い、資質向上を図る。

3 要配慮者に対する啓発

- (1) 要配慮者利用施設等において、災害に関する知識の普及及び避難方法等の周知を図る。
- (2) 市及び防災関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼び掛け、避難の方法等について周知を行う。
- (3) 日常の心得や災害時の避難方法等の防災知識の普及に努める。

4 市職員に対する防災教育

市は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期するため、講習会、研修会等の実施を推進し、防災教育の普及徹底を図る。

5 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては、現場での活動を示した要領（活動マニュアル）等により対策の周知徹底を図る。

(2) 研修及び講習会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

第2 防災訓練の実施

1 総合防災訓練

防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、住民の防災意識を高めることを目的として防災関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者（避難行動要支援者）も含めた地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。

総合防災訓練は、実際に大規模な地震等が発生したと想定し、応急復旧対策及び避難所開設を網羅する総合的な実践型の訓練を行う。

この総合防災訓練により防災関係機関及び住民への防災対応並びに防災意識の向上を図る。

主な訓練種目としては次に示すとおりである。

- (1) 本部設置、運営
- (2) 職員非常参集・自主防災組織参集
- (3) 無線による被害情報収集伝達
- (4) 避難準備、避難誘導
- (5) 新型コロナウイルス感染症等に配慮した避難所開設及び運営
- (6) 交通規制及び交通整理
- (7) 救出・救助、救護・応急医療
- (8) ライフライン復旧
- (9) 各種火災消火
- (10) 道路復旧、障害物排除
- (11) 緊急物資輸送
- (12) ボランティアセンター設置、運営
- (13) その他、災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施する。

2 個別防災訓練

(1) 避難訓練

- ① 幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び要配慮者利用施設等における訓練

災害時の園児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限に止めるため、市は、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(2) 通信訓練

市は、災害の発生を想定した被害状況の把握、伝達及び避難所との情報共有等が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

また、有線及び防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 消防訓練

市の消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、消防本部と合同して消防訓練を実施する。

実施にあたっては、防災関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じて他の訓練とあわせて実施する。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 事業所等（防火管理者）における訓練

事業所、工場及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施する。

また、地域の一員として、市、消防本部及び地域の自主防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所等の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防本部等の指導の下、地域の事業所等とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめ防災機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努める。

第3 災害に関する調査研究

1 基礎的調査研究

地域の自然条件及び社会条件の把握は、災害に関する調査研究の基礎となるものであることから、市は、ハード、ソフト両面で地区別データを整理、収集し、防災調査研究用のデータベースとしての整備を検討する。

2 調査研究体制の強化

市は、災害及び防災に関する観測、調査、研究を実施している県及び官民の各研究機関と連携し、観測データ及び研究成果の共有化を図り、総合的な視点から調査研究が実施できる体制の強化を検討する。

3 防災アセスメントの実施

災害を未然に防止し、その被害を軽減するためには、平常時から地域における災害の危険性を総合的かつ科学的に把握しておくことが重要である。

市は、基礎的調査研究の成果を活用して、災害誘因及び災害素因等の検討を踏まえた上で、地域の危険度評価等を行う防災アセスメントを実施する。

4 地区別防災カルテの作成

市は、住民レベルの防災対策を推進するために、自治会、学校区等の地区単位に、各地区の防災特性や災害の危険性を診断した地区別防災カルテを作成する。

5 地震被害想定調査の実施

地震災害に関する総合的な被害想定は、地震災害対策を具体化するための目標を設定する上で有効である。

市は、県が実施する地震被害予測システムをはじめとする被害想定調査に協力し、現実的な被害想定と連携した防災対策の確立を図る。

6 地震災害対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と地域の社会条件とが複合化し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、その対策は多岐にわたっている。

また、過去の災害履歴からも明らかなように、災害の発生には地域性、時代性がある。地震災害に対する有効な対策を講じるためには、現象を様々な分野から科学的に解明し、常に災害防止策を調査研究することが重要である。

市は、次のような地震災害対策に関する調査研究の推進に努める。

- (1) 災害に強いまちづくりのための調査研究
- (2) 地震被害軽減のための調査研究
- (3) 防災教育・訓練のための調査研究
- (4) 応援・派遣に関する調査研究
- (5) 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- (6) 被災者生活支援のための調査研究
- (7) 応急復旧・事後処理のための調査研究
- (8) 震災復興のための調査研究

7 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

市及び各防災関係機関は、県内において大規模災害が発生した場合、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たる。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 職員参集・動員	1 市職員の動員配備体制区分の基準及び内容	本部事務局総括班、各班、全職員
	2 職員の動員・参集	本部事務局総括班、総務部動員班、各班、全職員
	3 配備体制における主な対応	本部事務局総括班、総務部動員班、各班、全職員、消防団
第2 災害対策本部	1 設置基準	本部事務局総括班、各班、全職員
	2 組織・運営等	本部事務局総括班、各班、全職員

第1 職員参集・動員

市及び各防災関係機関は、市域に大規模災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。このため、地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たる。

なお、急な災害発生に伴う円滑な対応を確立するため、職員参集システムの導入、職員初動マニュアルの定期的な確認及び継続的な見直しを行う。

1 市職員の動員配備体制区分の基準及び内容

動員配備の決定基準は、気象庁が発表する、市内での地震の揺れの規模、災害の状況等により、次のとおり定める。

<防災指令の発令基準>

区分	体制	防災指令の発令基準	設置組織
	準備指令	市内で震度4を記録したとき。	防災安全課長及び消防防災係職員
警戒体制	第1 事前配備指令	市内で震度5弱を記録したとき。	必要に応じて災害対策連絡会議を招集
	第2 事前配備指令	市内で震度5強を記録したとき又は「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、大規模地震発生の可能性が高ま	災害対策連絡会議を招集

区分	体制	防災指令の発令基準	設置組織
		つたとする情報が発表されたとき。	
非常体制	第1 配備指令	地震により市内で局地災害が発生した場合であって本部長が必要と認めたとき。	市本部を設置
	第2 配備指令	市内で震度6弱以上を記録したとき。	
	第3 配備指令	地震により大規模な災害が発生したとき。	

2 職員の動員・参集

(1) 職員の動員配備体制の決定

市は、地震発生後、市内で小規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市本部を設置するまでの体制として、「防災指令の発令基準」及び「配備体制動員基準」に定める基準により、市職員の配備を行う。

① 準備指令

震度4の地震が発生した場合には、防災指令の発令基準により、自動的に準備指令が発令される。

② 警戒体制

副市長は、消防本部又は宿直からの災害情報及び被害情報等に基づく市民生活部長の報告をもとに、防災指令の発令基準に基づき、警戒体制の区分を決定する。

なお、緊急を要し、副市長が不在かつ連絡不能の場合は、市民生活部長が代行する。

③ 非常体制

副市長は、市民生活部長の報告をもとに状況を判断し、市長の承認を得て、非常体制の区分を決定する。

ただし、市長が不在かつ連絡不能の場合は、次の「実施責任者代行順位」に基づき副市長が代行する。副市長が不在の場合は、教育長が代行する。

④ 実施責任者代行順位

区分	第一位	第二位	第三位	第四位
本部長	副市長	教育長	市民生活部長	総務部長 以下、別に定める
副本部長	教育長	市民生活部長	総務部長	部長 以下、別に定める
各部の部長 (本部員)	次長	以下、各部ごとに定める		

(2) 職員の動員

市民生活部長は、(1)の動員体制の決定に基づき、応急対策実施のために必要な職員の動員を行う。また、動員にあたっては各機関において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手段についてあらかじめ定める。

① 動員の伝達手段

ア 勤務時間内

勤務時間中における動員の伝達方法は、口頭、庁内放送、電話等により行う。

イ 勤務時間外

勤務時間外における動員の伝達方法は、あらかじめ定めた一般加入電話、携帯電話その他迅速な方法により行う。

② 職員配備の基準

各部の部長は、防災指令又は配備体制の動員基準に基づき、災害応急に必要となる職員の配備を行うとともに、次の措置を講じる。

ア 災害に対処できる職員の配備

イ 職員の非常参集方法及び交代方法に関する措置

ウ 高次の配備体制に移行できる措置

エ 他の部への応援に対応できる措置

<配備体制動員基準>

体制区分		発令基準	設置組織	動員基準
準備指令		市内で震度4		防災安全課長 及び消防防災係
警戒体制	第1事前配備指令	市内で震度5弱以上	災害対策連絡会議 (必要に応じて)	部課長以上の職員 (市本部員及び事務局並びに各部内班長に該当する職員) 都市建設部 応急対策担当職員
	第2事前配備指令	市内で震度5強を記録したとき又は「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表されたとき。	災害対策連絡会議	
非常体制	第1配備指令	市内で局地的災害発生	災害対策本部	各部係長以上の職員で、全職員の1/2 (局地的な災害発生に対し、対策を実施するために必要な職員)
	第2配備指令	市内で震度6弱以上		全職員の2/3 (中規模の災害発生に対し、市本部の分掌する対策を実施するために必要な職員)
	第3配備指令	市内で大規模災害発生		全職員

※消防団動員にあたっては、状況により別途協議する。

③ 自主参集

部課長以外の職員は、時間外に市内において震度5弱以上の地震が発生した場合、自主的に参集するよう努める。

また、時間外に市内において震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員は自主的に参集するよう努める。

④ 登庁・参集方法

職員は、動員命令又は自主登庁により参集する場合、通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、状況に応じて自転車、バイク、徒歩等の手段により登庁する。その際、身分証明書、食糧（3食分程度）、飲料水、ラジオ等の携行に努める。

⑤ 職員動員の報告

各部の長は、職員の参集状況を把握し、その累計を、以下に示す報告の取りまとめ担当を通じて本部長に報告する。

<職員動員報告の取りまとめ担当>

区 分		報告の取りまとめ担当
市本部設置前	勤務時間内	市民生活部防災安全課
	勤務時間外	
市本部設置後	勤務時間内	本部事務局
	勤務時間外	

参集状況は以下の項目で把握し報告する。

- ア 動員連絡済人員数
- イ 動員連絡不可能人員数及び同地域
- ウ 登庁人員数
- エ 登庁不可能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員数
- オ その他

⑥ 配備指令等を受けた市職員の行動

- ア 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。
- イ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- ウ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、状況に応じてこれに参加し、その旨を所属長に連絡する。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局消防防災班についてはこの限りでない。

- エ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事する。ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局消防防災班についてはこの限りでない。

(ア) 通信連絡により、所属長又は市本部の指示を受けること。

(イ) 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの市施設、避難所等に参集する。

- オ 職員は、参集途上において火災あるいは事故等に遭遇したときは、状況に応じて付近住民と協力し適切な処置をとり、その旨を所属長に連絡する。

- カ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺及び指定集合場所に赴く途中の地域の被害状況等に注視し、これを随時、本部事務局に連絡する。

3 配備体制における主な対応

(1) 準備指令における対応

① 主な職務

状況把握と第1事前配備体制（警戒体制）の検討並びに事前通告

② 職員の対応

体制要員の職員は、執務室に集合し対応を協議する。事前通告を受けた職員は、勤務時間中は執務室にて待機する。時間外は自宅待機とする。

(2) 第1事前配備指令における対応

① 主な職務

状況把握と第2事前配備体制（警戒体制）の検討並びに事前通告

② 職員の対応

体制要員の職員は、執務室に集合し、対応を協議する。事前通告を受けた職員は、勤務時間中は執務室にて待機する。

夜間・休日時、集合の連絡を受けた体制要員は、即登庁し執務室に待機する。

③ 消防団

消防団を出動させるときは消防団長に報告し、消防団本部にて対応を協議する。

(3) 第2事前配備指令における対応

① 主な職務

状況把握と第1配備体制（非常体制）の検討並びに事前通告

② 職員の対応

ア 体制要員の職員は、市民生活部長の指示により執務室に集合する。また、必要に応じて大会議室に集合し、対応を協議する。

イ 夜間・休日時、集合の連絡を受けた体制要員は、即登庁し執務室に待機する。

③ 消防団

消防団を出動させるときは消防団長に報告し、消防団本部にて対応を協議する。

(4) 第1配備指令（非常体制・市本部）における対応

① 職員の対応

ア 課長以上の職員は、市民生活部長の指示により執務室に集合する。また、必要に応じて大会議室に集合し対応を協議する。

イ 市本部からの指示を受け、今後の対応を協議し、関係各課に災害対策を指示する。

ウ 夜間・休日の際も、登庁し執務室に待機する。

② 消防団

担当分団員は分団詰所に集合し、出動体制を整え、消防団本部からの指示を受けた場合には、直ちに災害現場に出動する。

(5) 第2 配備指令（非常体制・市本部）における対応

① 職員の対応

係長以上の職員は、本部長の指示により執務室に集合する。
また、関係各部長の指示により災害応急対応に当たる。

② 消防団

全分団員は、各分団詰所に集合し出動体制を整え、消防団本部の指示により、市本部又は災害現場に出動する。

(6) 第3 配備指令（非常体制・市本部）における対応

① 職員の対応

全職員がそれぞれの所属する庁舎に集合し、関係各部長の指示により災害応急対応に当たる。

② 消防団

全分団員は、各分団詰所に集合し出動体制を整え、消防団本部の指示により、市本部又は災害現場に出動する。

第2 災害対策本部

市及びその他の防災関係機関は、市域において大規模災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、市及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関としてそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたる。

また、市は、国の非常（緊急）災害現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助、救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。

1 設置基準

(1) 災害対策連絡会議

市は、市本部を設置するにいたるまでの措置及び市本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を迅速かつ的確に行うため、災害対策連絡会議（以下、「連絡会議」という）を開催する。

① 設置基準

ア 市域で震度5強を記録したとき。

イ 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表されたとき。

ウ その他副市長が必要と認めた場合

② 廃止基準

ア 市本部が設置されたとき。

イ その他副市長が必要なしと認めた場合

(2) 市本部

市は、次に示す場合、法第23条、結城市災害対策本部条例及び本計画の定めるところにより、非常体制をとり市本部を設置し、災害応急対策を実施する。

① 設置基準

- ア 地震により相当程度の局地的災害が発生したとき。
- イ 市域で震度6弱以上を記録したとき。
- ウ その他市長が必要と認めた場合

② 廃止基準

- ア 災害応急対策がおおむね完了した場合
- イ その他本部長が必要なしと認めた場合

2 組織・運営等

(1) 災害対策連絡会議

① 設置の決定

連絡会議の設置の決定については、本章第1節初動対応「第1 職員参集・動員」に準じる。

② 組織・運営等

連絡会議の構成員は、副市長を座長とし、総務部長、企画財務部長、市民生活部長、保健福祉部長、経済環境部長、都市建設部長、教育部長、議会事務局長、会計管理者、総務課長、秘書課長、防災安全課長とする。

副市長は、災害情報等に基づき状況を判断し、必要と認める場合は連絡会議を招集する。なお、緊急を要し、副市長が不在かつ連絡不能の場合は、市民生活部長が代行する。会議の庶務は、防災安全課が担当する。

(2) 市本部

① 設置の決定

市本部の設置の決定については、本章第1節初動対応「第1 職員参集・動員」に準じる。

② 設置又は廃止の決定及び通知

市本部設置又は廃止決定は、市長（本部長）が行い、防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

なお、市長（本部長）不在の場合は、「実施責任者代行順位」に基づき、副市長（副本部長）以下の職員が設置の決定を代行する。ただし、この場合は事後速やかに市長（本部長）の承認を得なければならない。

<報告・通知・公表先等>

報告・通知・公表先	担当者	方法
市役所本庁舎各部・班	災害対策本部員 各部総務班長	庁内放送・庁内電話・庁内 desknet's・口頭・ その他迅速な方法

報告・通知・公表先	担当者	方法
出張所その他出先機関	各部総務班長	ファクシミリ・電話・口頭・その他迅速な方法
消防本部・消防署・消防団	消防防災班長	デジタル簡易無線・ファクシミリ・電話・口頭・その他迅速な方法
住民	広報班長	広報車・口頭・報道機関・SNS・結城市公式LINE・その他迅速な方法
県知事	消防防災班長	県防災情報ネットワークシステム・ファクシミリ・電話・報道機関・口頭・その他迅速な方法
県警結城警察署長		
近隣市町		
報道機関	広報班長	ファクシミリ・電話・口頭又は文書

③ 市本部の設置場所その他

市本部は、結城市役所4階災害対策本部室に設置する。

(災害対策本部室への設置が困難な場合は、適宜これを変更する。)

本部を設置した時は、市庁舎入口に「結城市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、被災者支援センター、現地災害対策本部、避難所等の拠点施設の設置場所一覧を明示する等、住民の問い合わせの便宜を図る。

ただし、市庁舎が被災する等何らかの理由で会議室が使用できない場合は、次の順序で市本部を移設する。

<市本部の代替設置場所>

第1順位	第2順位
かなくぼ総合体育館	結城市民情報センター

④ 組織体制

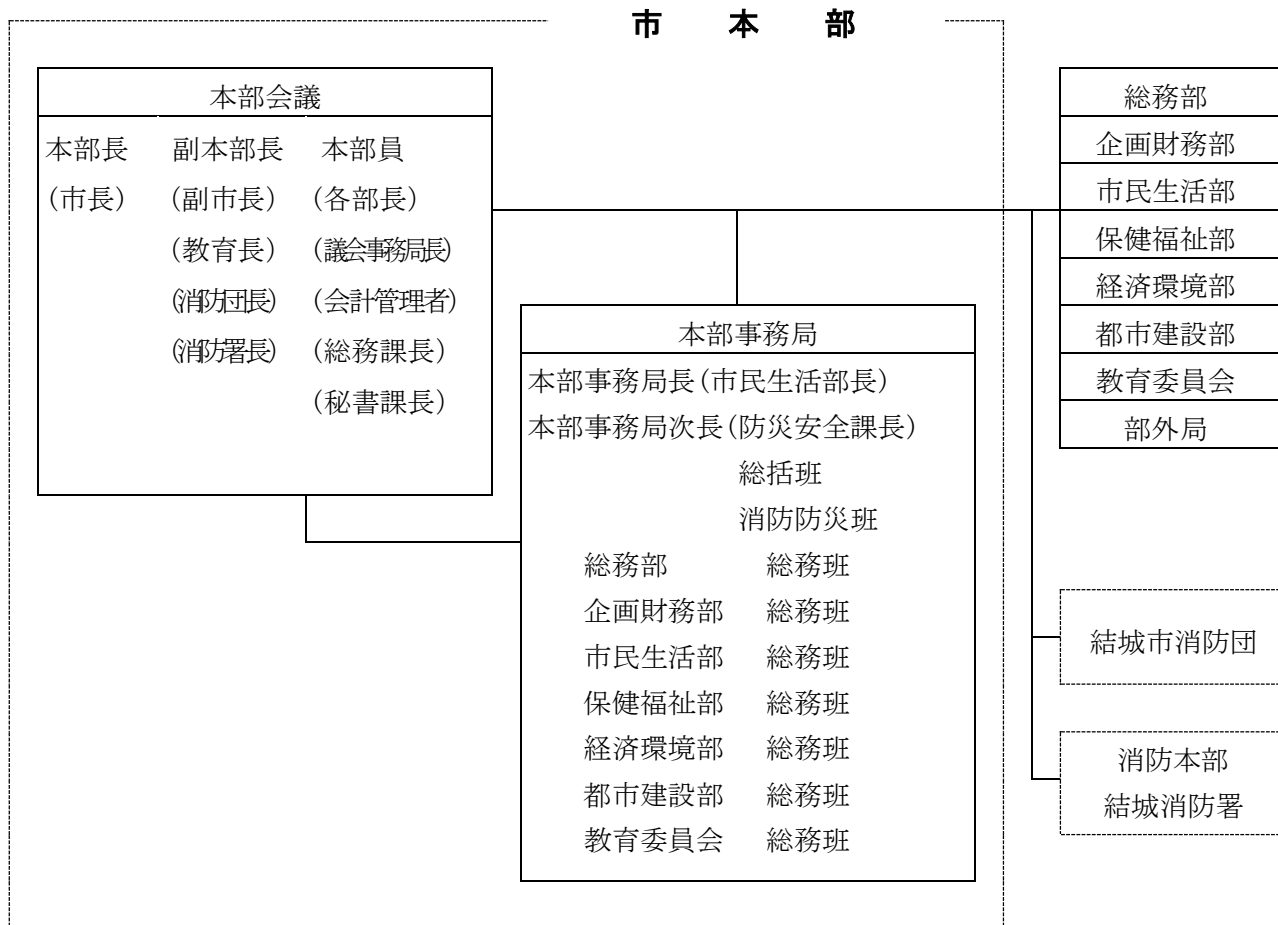
市本部は、市長を本部長とし、副市長、教育長、消防団長、消防署長を副本部長とする。

総務部長、企画財務部長、市民生活部長、保健福祉部長、経済環境部長、都市建設部長、教育部長、議会事務局長、会計管理者、総務課長、秘書課長を本部員とする。

本部長は、本部の組織及び組織の運営を以下を目安に行う。

ただし、職員の参集状況又は被害状況等により、その必要があると認めるときは部・班の統合・追加若しくは分掌の差し替え、追加その他の変更を行う。

<本部の組織体制>



<災害対策本部事務局の編成及び事務分掌>

〔◎責任者 ○副責任者〕

部 名	班 名	事 務 分 掌
災害対策本部 事務局 ◎市民生活部長 ○防災安全課長	総括班 ◎防災安全課長 ○消防防災係長	1 災害対策の総合調整
		2 災害対策本部（災害対策連絡会議）の設置、運営、庶務及び解散
		3 本部会議の開催、運営、記録、資料の調整
		4 配備体制その他本部長の命令伝達
		5 事務局の活動記録
		6 本部会議構成員及び事務局職員の参集
	消防防災班 ◎防災安全課長 ○消防防災係長	1 災害情報、気象情報等の収集、分類及び整理
		2 避難情報の発令及び提供
		3 防災行政無線の運用
		4 災害情報の記録
		5 防災情報関連機器の操作
6 県及びその他防災機関への報告、指示協力要請及び連絡調整		
7 ライフライン事業者との連携		
8 公的備蓄品の管理		
9 危険物等災害防止対策		
10 消防・水防対策		
11 消防団（水防団）の連絡調整		
総務班 （総務部） ◎総務課長 ○秘書課長	1 部内の事務とりまとめ及び連絡	
	2 災害対策本部員からの指令伝達	
	3 ヒトに関する応援派遣及び受援の総括	
	4 災害対応従事職員等の総括	
	5 災害広報の総括	
総務班 （企画財務部） ◎企画政策課長 ○財政課長	1 部内の取りまとめ及び連絡	
	2 災害対策本部員からの指令伝達	
	3 モノに関する応援派遣及び受援の総括	
	4 物資拠点及び物資運搬の総括	
	5 通報及び情報提供等総括	
総務班 （市民生活部） ◎市民課長 ○保険年金課長	1 部内の事務とりまとめ及び連絡	
	2 災害対策本部員からの指令伝達	
	3 被災者安否情報の総括	
総務班 （保健福祉部）	1 部内の事務とりまとめ及び連絡	
	2 災害対策本部員からの指令伝達	

第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応

第2 災害対策本部

部 名	班 名	事 務 分 掌
	◎社会福祉課長	3 福祉避難所の総括
	○子ども福祉課長	4 要配慮者利用施設（社会福祉施設・医療機関）の総括
	総務班 （経済環境部） ◎農政課長 ○生活環境課長	1 部内の事務とりまとめ及び連絡
		2 災害対策本部員からの指令伝達
		3 災害廃棄物の総括
	総務班 （都市建設部） ◎都市計画課長 ○土木課長	1 部内の事務とりまとめ及び連絡
		2 災害対策本部員からの指令伝達
		3 公共土木施設等の被害情報収集及び復旧
	総務班 （教育委員会） ◎学校教育課長 ○生涯学習課長	1 部内の事務とりまとめ及び連絡
		2 災害対策本部員からの指令伝達
		3 避難所の総括
		4 要配慮者利用施設（教育機関）の総括

<各部の編成及び事務分掌>

[◎責任者 ○副責任者]

部 名	班 名	担当課等名	事 務 分 掌
総務部 ◎総務部長 ○総務課長	総務班 ◎総務課長 ○秘書課長	総務課 秘書課	1 部内の事務とりまとめ及び連絡
			2 部内のヒト・モノに関する応援派遣及び受援とりまとめ
			3 部内の災害対応従事職員等の管理
			4 部内における他部への応援支援調整
			5 非常電源確保及び通信手段の確保
	動員班 ◎総務課長 ○人事係長	総務課	1 災害時における人員の動員及び調整
			2 職員の招集、出動及び解散
			3 災害救助に係る労務者の確保及び供給
			4 災害対応従事職員等の被服、食糧、諸手当及び公務災害補償等
			5 職員の応援派遣及び受援（応援隊の受入れ・調整・支援）
			6 自衛隊の災害派遣要請及び受入れ調整
	広報班 ◎秘書課長 ○秘書係長	秘書課	1 本部長及び副本部長の秘書
			2 災害記録のとりまとめ
			3 住民及び庁内への災害広報
			4 自治会代表者との連絡調整
			5 報道機関への対応
			6 行方不明者情報の受付
			7 被災相談窓口の設置及び運営
			8 生活支援情報の提供及び被災者生活の後援
			9 災害視察及び見舞者の接遇
	輸送班 ◎契約管財課長 ○契約管財係長	契約管財課	1 市有車両の配車
			2 ヘリポートの設置
			3 その他緊急輸送
			4 調達車両の手配及び運用（燃料確保）
5 災害従事車両の運行			
施設班 ◎契約管財課長 ○契約管財係長	契約管財課	1 市有財産の被害調査及び緊急使用	
		2 市庁舎及び市有施設の管理及び復旧	
支援第1班 ◎まちづくり協働課長 ○協働推進係長	まちづくり協働課	1 避難所の開設調整等（茨城県結城看護専門学校）	
		2 福祉避難所の開設調整等（結城市健康増進センター）	
		3 電気及びその他エネルギーの確保	
支援第2班 ◎特命担当理事	—	1 部内における他部への応援支援調整	

第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応
第2 災害対策本部

部 名	班 名	担当課等名	事 務 分 掌
	○理事付係長		
企画財務部 ◎企画財務部長 ○企画政策課長	総務班 ◎企画政策課長 ○財政課長	企画政策課 財政課	1 部内の事務とりまとめ及び連絡
			2 部内のヒト・モノに関する応援派遣及び受援とりまとめ
			3 部内の災害対応従事職員等の管理
			4 部内における他部への応援支援調整
	情報班 ◎企画政策課長 ○政策調整係長	企画政策課	1 避難所の開設調整等（玉岡堯舜認定こども園）
			2 災害情報、被害情報及び応急措置情報等の収集整理及び伝達
			3 通報等の受付（電話の受付、関係機関・施設等への連絡）
			4 復興計画の策定
			5 公共交通の被害情報把握と代替輸送手段の確保
	財政班 ◎財政課長 ○財政係長	財政課	1 避難所の開設調整等（結城第一高等学校）
			2 災害に関する財政措置
			3 国及び県の災害関係資金
			4 義援金品の募集、受入れ及び配分
			5 公用負担等による損失補償及び弁償等
			6 災害対応従事職員等に対する損害補償
	罹災調査班 ◎税務課長 ○固定資産税係長	税務課	1 罹災台帳の作成
			2 罹災証明の発行
			3 被災家屋の調査
			4 被災納税者の調査及び減免等の措置
	物資班 ◎収納課長 ○管理係長	収納課	1 救援物資集積拠点の設置及び管理
2 非常用備蓄品及び救援物資運搬			
3 被災家屋の調査支援及び記録			
出納班 ◎会計課長 ○出納係長	会計課	1 避難所の開設調整等（結城第二高等学校）	
		2 災害に係る市費の出納	
		3 義援金の受付及び保管	
	支援班 ◎監査委員事務局長 ○監査係長	監査委員事務局	1 部内における他部への応援支援調整
市民生活部 ◎市民生活部長 ○市民課長	総務班 ◎市民課長 ○保険年金課長	市民課 保険年金課	1 部内の事務とりまとめ及び連絡
			2 部内のヒト・モノに関する応援派遣及び受援とりまとめ
			3 部内の災害対応従事職員等の管理
			4 部内における他部への応援支援調整

部 名	班 名	担当課等名	事 務 分 掌
保健福祉部 ◎保健福祉部長 ○社会福祉課長	市民班 ◎市民課長 ○窓口係長	市民課	1 安否情報整理・照会（被災者登録窓口の設置並びに被災者の把握及び証明）
			2 被災者台帳の作成及び運用総括
			3 被災証明の発行
			4 遺体の埋火葬に伴う事務
			5 市外からの避難者受入れ及び調整
	搜索班 ◎保険年金課長 ○保険税係長	保険年金課	1 遺体の管理（安置所）
			2 遺体の保管処理及び埋（火）葬
	避難誘導班 ◎保険年金課長 ○国保年金係長	保険年金課	1 警察、消防本部、自治会等との連携
			2 被災者の避難誘導
	支援班 ◎人権推進課長 ○人権推進係長	人権推進課	1 関係機関、団体との連絡・調整
			2 関係施設の被害状況調査
	保健福祉部 ◎保健福祉部長 ○社会福祉課長	総務班 ◎社会福祉課長 ○子ども福祉課長	社会福祉課 子ども福祉課
2 部内のヒト・モノに関する応援派遣及び受援とりまとめ			
3 部内の災害対応従事職員等の管理			
4 部内における他部への応援支援調整			
5 福祉避難所の総括			
6 要配慮者利用施設（社会福祉施設・医療機関）の総括			
福祉班 ◎社会福祉課長 ○企画管理係長		社会福祉課	1 鬼怒川・浸水区域内要配慮者利用施設に対する避難確保計画作成等指導（社会福祉課所管分）
			2 日本赤十字社及び市社会福祉協議会等、関係団体等との連携
			3 ボランティア受入れ体制の確保及び連携・協力
			4 要配慮者に関する対応及び調整（災害時の安否確認を含む。）
			5 福祉避難所の開設調整等（結城特別支援学校、結城市障害者福祉センター）
			6 災害弔慰金等の支給及び生活福祉資金等の貸付
			7 賃貸型応急住宅に関する被災者の相談受付と需給調整
支援班 ◎子ども福祉課長 ○子育て支援係長	子ども福祉課	8 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用及び事務総括	
		9 賃貸型応急仮設住宅に関する事務総括	
		1 鬼怒川・浸水区域内要配慮者利用施設に対する避難確保計画作成等指導（子ども福祉課所管分）	
			2 関係保育施設、団体との連絡・調整
			3 避難所の開設調整等（城西保育所、山川保育所）

第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応
第2 災害対策本部

部 名	班 名	担当課等名	事 務 分 掌
			4 応急保育の実施
			5 市内保育施設の被害調査及び復旧
	介護班 ◎介護福祉課長 ○介護保険係長	介護福祉課	1 鬼怒川・浸水区域、土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設に対する避難確保計画作成等指導(介護福祉課所管分)
			2 介護福祉施設との連絡調整
			3 要配慮者等の安全確保対策
			4 避難所の開設調整等(生きがいふれあいセンター)
			5 福祉避難所の開設調整等(介護老人保健施設すばる他)
			6 関係福祉施設の被害調査及び復旧
	保健医療班 ◎健康増進課長 ○管理係長	健康増進課	1 鬼怒川・浸水区域、土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設に対する避難確保計画作成等指導(健康増進課所管分)
			2 応急医療救護活動拠点の設置及び管理
			3 保健所及び結城市医師会等の医療関係機関との連携
			4 衛生資材の確保及び配分
			5 避難所における衛生環境の整備及び衛生指導
			6 被災地区の防疫、汚染物質への防疫及び対応
7 被災者の健康及び精神衛生に関する管理及び相談窓口の設置			
経済環境部 ◎経済環境部長 ○農政課長	総務班 ◎農政課長 ○生活環境課長	農政課 生活環境課	1 部内の事務とりまとめ及び連絡
			2 部内のヒト・モノに関する応援派遣及び受援とりまとめ
			3 部内の災害対応従事職員等の管理
			4 部内における他部への応援支援調整
	農業班 ◎農政課長 ○農業係長	農政課	1 農協との連絡調整の支援
			2 避難所の開設調整等(江川多目的集会施設)
			3 ため池の危険防止対策
			4 農産物の被害調査
			5 家畜等の被害調査
			6 家畜の飼料供給並びに草地飼料作物畑の復旧
			7 家畜伝染病の予防
			8 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
	生活環境班 ◎生活環境課長 ○生活環境係長	生活環境課	1 汚染物質の流出防止及び環境汚染対策
2 愛玩動物の保護対策			
3 災害時における空き家対策			

部 名	班 名	担当課等名	事 務 分 掌
			4 生活環境施設の被害調査及び復旧
			5 災害廃棄物の処理処分
			6 ごみ処理対策
			7 し尿処理対策
	商工班 ◎商工観光課長 ○商工振興係長	商工観光課	1 避難所の開設調整等（才光寺会館）
			2 帰宅困難者の保護及び支援
			3 帰宅困難者への宿泊施設のあっせん
			4 食料・生活物資の調達、需給管理
			5 商工業関係の被害調査
			6 民間事業者等からの救援物資の調達
			7 産業復旧関係資金等
			8 災害に関連した失業者の雇用対策
	支援班 ◎農業委員会事務局長 ○農地指導係長	農業委員会事務局	1 関係機関、団体との連絡・調整
			2 避難所の開設調整等（鬼怒商業高等学校）
都市建設部 ◎都市建設部長 ○都市計画課長	総務班 ◎都市計画課長 ○土木課長	都市計画課 土木課	1 部内の事務とりまとめ及び連絡
			2 部内のヒト・モノに関する応援派遣及び受援とりまとめ
			3 部内の災害対応従事職員等の管理
			4 部内における他部への応援支援調整
			5 公共土木施設等の被害情報収集及び復旧
	復興班 ◎都市計画課長 ○計画係長	都市計画課	1 都市施設及び市街地の被害等情報収集
			2 市街地復興対策
			3 関係団体及び事業者等への応援協力要請
	建築班 ◎都市計画課長 ○住宅公園係長	都市計画課	1 応急危険度判定の実施
			2 公営住宅の応急修理及び入居
			3 公園等施設の被害調査
			4 被災建築物等の解体及びがれき処理
			5 被災住宅復興資金の借入れの促進
			6 被災住宅の応急修理、住居障害物の除去
			7 建設型応急住宅に関する被災者の相談受付と需給調整
			8 建設型応急仮設住宅の事務総括
土木班 ◎土木課長	土木課	1 避難路及び緊急輸送道路の確保	
		2 水防活動の実施	

第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応
第2 災害対策本部

部 名	班 名	担当課等名	事 務 分 掌
	○管理係長		3 崖崩れ、液状化等の地盤災害対策
			4 公共土木施設の被害調査及び復旧
			5 道路障害物の除去及び警戒
			6 交通規制の実施及び災害従事車両の運行
	支援班 ◎区画整理課長 ○計画係長	区画整理課	1 避難所の開設調整等（結城特別支援学校）
			2 公共土木施設等の復旧支援
			3 区画整理地区の被害調査及び復旧
	給水班 ◎水道課長 ○施設係長	水道課	1 応急給水用の資機材等の確保
			2 飲料水の供給
			3 水道施設の被害調査及び復旧
			4 浄水場施設の被害調査及び復旧
			5 復旧用の資機材等の確保
			6 井戸水の分析及び安全確保
	下水道班 ◎下水道課 ○工務係長	下水道課	1 下水道施設の被害調査及び復旧
			2 農業集落排水施設の被害調査及び復旧
3 復旧用の資機材等の確保			
教育委員会 ◎教育部長 ○学校教育課長	総務班 ◎学校教育課長 ○生涯学習課長	学校教育課 生涯学習課	1 部内の事務とりまとめ及び連絡
			2 部内のヒト・モノに関する応援派遣及び受援とりまとめ
			3 部内の災害対応従事職員等の管理
			4 部内における他部への応援支援調整
			5 避難所の総括
			6 要配慮者利用施設（教育機関）の総括
	学校教育班 ◎学校教育課長 ○指導課長	学校教育課 指導課	1 鬼怒川・浸水区域内要配慮者利用施設に対する避難確保計画作成等指導（学校教育課所管分）
			2 県教育委員会等との連絡調整
			3 P T A等教育関係団体との連携
			4 避難所の開設調整等（市内小中学校）
			5 児童生徒及び教職員の安全確保
			6 学校教育施設の被害調査及び復旧
			7 教科書及び学用品の給与
			8 応急教育の実施
	生涯学習班 ◎生涯学習課長 ○生涯学習係長	生涯学習課	1 避難所の開設調整等（市民文化センターアクロス、市立公民館）
			2 社会教育施設の被害調査及び復旧

部 名	班 名	担当課等名	事 務 分 掌
			3 文化財の被害調査及び復旧
			4 公民館の被害調査及び復旧
	体育施設班 ◎スポーツ振興課長 ○スポーツ振興係長	スポーツ振興課	1 避難所の開設調整等（鹿窪運動公園）
			2 体育施設の被害調査及び復旧
	給食班 ◎学校教育課長 ○給食センター所長	給食センター	1 学校給食関係施設の被害調査
			2 炊き出しの実施及び炊き出し食糧の供給
議会部 ◎議会事務局長 ○庶務議事係長	議会班 ◎庶務議事係長 ○議会事務局長 が指名した者	議会事務局	1 市議会議員との連絡対応
			2 避難所の開設調整等（結城第二高等学校）
			3 被災した現地視察等のための情報収集

※部外局については、以下のとおりとする。

- ・会計課・監査委員事務局は、企画財務部に含む。
- ・農業委員会事務局は、経済環境部に含む。

※災害の状況により、担当班のみでは遂行が厳しくなる事務、特に公共土木施設等の復旧事務については、部内並びに他部から応援派遣を行うこととする。

※感染症の拡大が懸念される状況下に至っては、「新型コロナウイルス等の感染状況下における避難所運営指針」に準拠することとする。

<避難所・福祉避難所の開設及び運営について>

- ・「避難所の開設調整等」の担当班は、災害発生前の避難所施設管理者との避難所開設及び運営に関する事前調整及び開設時の責任者派遣等を行う。
- ・市は、「避難所・福祉避難所の開設運営担当職員」について、災害の種類、規模及び新型コロナウイルスの感染症の蔓延等の状況をふまえて、必要となる各部動員職員数、勤務時間及び交代要員等について、「結城市職員初動マニュアル」にあらかじめ定めておくものとする。
- ・市本部は、災害時に「結城市職員初動マニュアル」に基づき、避難所・福祉避難所の開設運営職員（交代時も含む。）を決定するものとする。

第2節 災害情報の収集・伝達

災害時における情報は、適切な判断・行動の基本要素となる優先度の高い情報であるため、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する上で、適正な管理・運用を図る必要がある。

したがって、通信設備の緊急点検を行うとともに、通信を確保し、連絡手段の確保を実施することを定める。また、多様な通信体制を整えるよう努める。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 通信手段の確保	1 専用通信設備の運用	総務部総務班、総務部支援班、各班、防災関係機関
	2 代替通信機能の確保	本部事務局消防防災班、総務部総務班、東日本電信電話(株)、消防本部、筑西土木事務所、県警結城警察署、自衛隊、鉄道事業者、東京電力パワーグリッド株式会社、防災関係機関、報道機関、タクシー会社
	3 アマチュア無線ボランティアの活用	本部事務局消防防災班、結城市アマチュア無線クラブ
第2 災害情報の収集・伝達・報告	1 地震情報の収集・伝達	総務部総務班、企画財務部情報班、消防本部、県、茨城県警察本部（以下、「県警察本部」という。）、水戸地方気象台、常陸河川国道事務所、防災関係機関、報道機関
	2 被害概況の把握	本部事務局消防防災班、企画財務部情報班、各部、消防本部、県、県警結城警察署、自衛隊、防災関係機関、施設管理者
	3 被害情報・措置情報の収集・伝達	本部事務局消防防災班、企画財務部情報班、各部、消防本部、県、県警結城警察署、自衛隊、防災関係機関
第3 災害情報の広報	1 広報活動	総務部広報班、企画財務部情報班、県、自衛隊、防災関係機関、報道機関
	2 広報手段	総務部広報班、企画財務部情報班、県、自衛隊、報道機関
	3 報道機関への対応	総務部広報班、報道機関
	4 住民への情報の提供に際して留意すべき要因	総務部広報班、県警結城警察署、自主防災組織
第4 広聴活動	—	総務部広報班、企画財務部情報班

第1 通信手段の確保

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

1 専用通信設備の運用

(1) 連絡責任者の指定

市各班は、災害時の相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、あらかじめ連絡責任者（正・副各1名）を定める。

連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

(2) 指定電話及び情報収集・伝達担当者の確保

市は、災害時情報通信に使用する指定電話を定め、窓口を統一する。

災害時においては、「指定電話」「災害時優先電話」を平常業務に使用することを制限するとともに、受信専用電話をその都度定め、専任の電話担当者を配置する。

その他情報収集要員及び伝達要員を確保し、連絡責任者の統括の下、各所属及び各部・防災関係機関相互の情報収集・伝達担当者とする。

(3) 専用通信設備の運用

- ① 震度4以上の地震発生時には、災害後直ちに専用の無線、有線通信設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。
- ② 停電時の通信機器等の非常電源を確保する。
- ③ NTT等の公衆回線を含め、全ての情報機器が使用不能になった場合には、他機関に依頼して、県に代替通信手段の確保を依頼する。
- ④ 自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情動的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。

2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いる。

(1) 東日本電信電話株式会社の災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

① 災害時優先電話の指定

市は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、東日本電信電話株式会社茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。（事前対策）

② 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

(2) 非常通信の実施

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておく。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

① 通信の内容

非常通信における通報（以下、「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

ア 命の救助に関するもの

イ 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの

ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

エ 電波法（昭和25年法律第131号）第74条実施の指令及びその他の指令

オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

ク 遭難者救護に関するもの

ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

コ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの

サ 中央防災会議、同事務局、政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部）、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

シ 災害救助法第24条及び法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

② 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

③ 発信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報発信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

ア あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号

イ 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。

ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。

エ 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(3) 他機関の通信設備の使用等

市は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき（法第55～57条）、また、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるとき（法第79条）は、関東地方非常通信協議会に属する者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

① 使用又は利用できる通信設備

ア 消防通信設備（消防本部消防用超短波無線電話施設）

イ 警察通信設備（県警結城警察署・県警察本部間無線通信施設）

ウ 鉄道保安通信設備（結城駅無線有線混在通信施設）

エ 電力保安通信設備（東京電力パワーグリッド株式会社下館支社総支社間無線電話施設）

オ 水防通信設備（筑西土木事務所・県庁間無線通信施設）

カ 各タクシー会社の無線通信設備

キ その他防災関係機関の専用通信設備

② 事前協議

市長は、法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、当該機関との使用協定に基づき、措置を講じておく。（大規模災害が発生した場合の法第79条に基づく優先使用を除く。）

③ 警察通信設備の使用手続き

警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合、警察電話使用申込書によって使用申請を行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により行う。

使用に関する事務は、それぞれ次の連絡責任者が担当する。

<警察通信設備の使用手続き>

区分	警察	市
本庁の場合	地域部通信指令課長	防災安全課長

(4) 放送事業者への要請

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、法57条による、災害

に関する通知、要請、伝達、予報、警報等の放送を日本放送協会水戸放送局及び栃茨城放送に要請する。なお、市長の放送要請は知事を通じて行う。

(5) 伝令員による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災関係機関は伝令員により通信を確保する。

(6) 自衛隊への通信支援依頼

市長は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。なお自衛隊の派遣要請の手続き等については、本章第3節応援・受援「第1 自衛隊災害派遣要請の実施及び受入れ体制の確保」に規定するとおりである。

(7) 最新の ICT（情報通信関連技術）の導入

市は、被害情報や応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術を積極的に導入するよう検討する。

3 アマチュア無線ボランティアの活用

市は、前各号により通信手段の確保を図るが、これらにより通信の確保が困難な場合は、結城市アマチュア無線クラブとの協定に基づき、アマチュア無線ボランティアの協力を要請し、通信手段の確保を図る。

(1) アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

市及び県は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、市・県内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

(2) アマチュア無線ボランティアの活動内容

アマチュア無線ボランティアは次の項目を実施する。

- ① 非常通信
- ② その他の情報収集活動

第2 災害情報の収集・伝達・報告

地震発生後の応急対策を実施する上で不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携の下、迅速かつ的確に収集・伝達する。

1 地震情報の収集・伝達

市は、気象庁から発せられた地震情報や緊急地震速報を収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

(1) 地震情報の収集

市は、茨城県防災情報ネットワークシステム及び気象庁から震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達する。

なお、地震情報の種類は以下のとおりである。

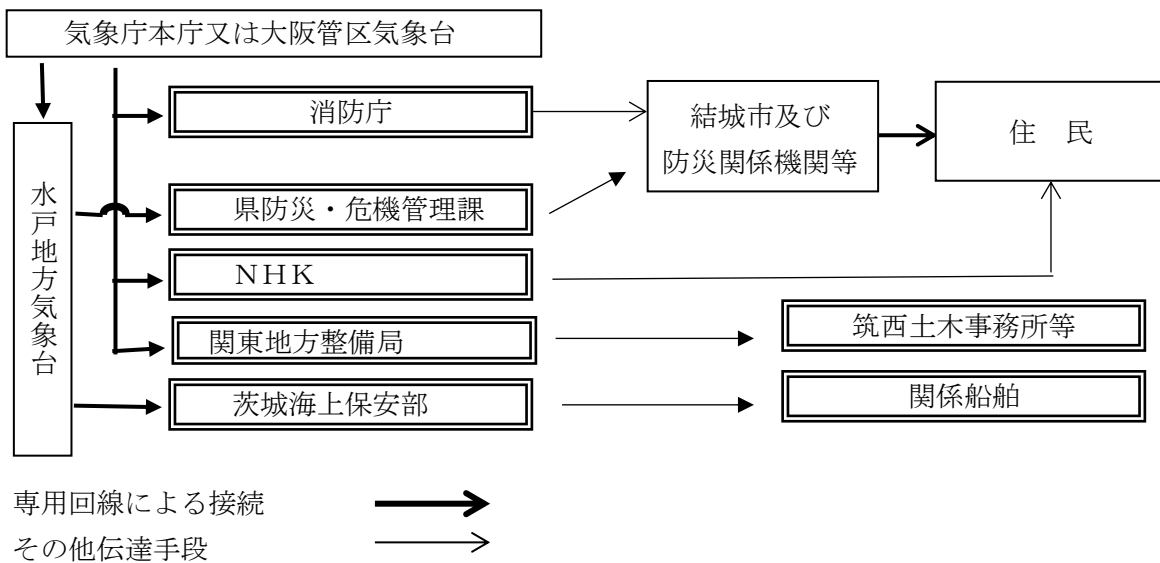
<地震情報の種類>

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分；結城市は「茨城県南部」）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震階級等を発表 （地震発生から約10分後に気象庁ホームページに掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表

(2) 地震情報の伝達

① 水戸地方気象台からの伝達系統

<地震情報伝達系統図>



② 各機関の措置

各機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、防災関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、防災関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努める。

ア 水戸地方気象台における措置

水戸地方気象台は、気象庁から通知された地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測された時等は地震解説資料を発表する。

さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内1キロメッシュごとに平均的な震度を推計した図）を、防災情報提供システムを設置している防災関係機関に提供する。

イ 県における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、防災・危機管理課が受領し、防災・危機管理課長は、必要に応じ市に通知する。

ウ 県警察本部における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、防災・危機管理課を経由して県警察本部（警備課）が受領し、警備課長は関係各警察署に通知する。

エ 報道機関における措置

報道機関は水戸地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努める。

オ 市における措置

(ア) 市は、情報の受領にあたっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。

(イ) 市は、情報の伝達を受けたときは、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。特に、緊急地震速報を受信した場合は、防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に伝達するよう努める。

カ その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、防災関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

(3) 地震解説資料の収集

地震発生後、約1～2時間経過した後に、水戸地方気象台から現に発生している地震現象への理解を深め、今後の対応に役立てるとともに過度の不安を取り除くための情報として地震解説資料が発表される。この情報は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき等、それまでの地震活動が見られなかった地域等の小規模な地震が頻発し、特に必要があるとされたときに発表されるものである。市は、本情報を必要な機関に伝達する。

(4) 異常現象発見者の通報義務

地割れ等の災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかにその旨を市長、消防本部又は警察官に通報しなければならない。

住民から消防本部、警察官が通報を受けた場合は、市長に速やかに通報連絡する。

発見者から通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく、県、水戸地方気象台及び防災関係機関に通報すると同時に、住民その他関係団体にも周知させる。

2 被害概況の把握

(1) 市の行政機能の確保状況の把握

市は、被災した場合、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市行政機能チェックリストにより県に報告する。

- ① トップマネジメントは機能しているか。
- ② 人的体制（マンパワー）は充足しているか。
- ③ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか。

(2) 災害状況の収集

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を各部において収集及び整理し、総務班においてとりまとめる。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急、その旨を県及び内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報収集を実施し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。



なお、災害現場の情報の収集については、次の要領によって収集する。

- ① 災害現場の状況は、情報班が中心となり、写真等により関係課及び各班から情報収集する。
- ② 災害の状況によっては、特別調査班を編成し、現地に派遣して資料の収集を図る。

3 被害情報・措置情報の収集・伝達

(1) 被害情報・措置情報の種類

- ① 被害情報
死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路・鉄道被害、公共施設被害等に関すること。
 - ア 被害発生時刻
 - イ 被害地域（場所）
 - ウ 被害様相（程度）
 - エ 被害の原因
- ② 措置情報
 - ア 災害対策本部の設置状況
 - イ 主な応急措置（実施、実施予定）
 - ウ 応急措置実施上の措置
 - エ 応援の必要性の有無
 - オ 救助法適用の必要性

(2) 情報収集伝達の方法

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として災害情報共有システムを利用して行う。
なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

- ① 被害状況
- ② 人的被害状況
- ③ 災害対策本部設置状況
- ④ 避難所状況
- ⑤ 避難情報の発令状況
- ⑥ 道路規制情報

(3) 情報伝達の流れ

市は、災害情報共有システムを利用して、県本部に報告する。

(4) 市の情報収集・伝達活動

- ① 市は、自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県本部その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行う。

- ア 市本部が設置されたとき。
- イ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ウ 市域の災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
- エ 地震が発生し、震度4以上を観測したとき。
- オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、その第一報を報告する。

なお、被害状況の調査、報告の要領等は次に定める。

<被害状況の調査、報告の要領>

区分	被害の内容
(ア) 人の被害	被害状況
(イ) 住家の被害	被害状況
(ウ) 土木関係	公共土木施設被害、都市計画施設被害
(エ) 農林水産関係	一般被害、農林水産業施設被害
(オ) 建築関係	公営住宅被害
(カ) 商工関係	中小企業（大企業）関係被害
(キ) 民生・福祉関係	水道施設被害、清掃施設被害、医療施設被害 要配慮者利用施設等被害
(ク) 教育関係	市立学校（大学を除く）被害、文化財・社会教育施設被害
(ケ) 公共施設等の被害状況	公共施設等の被害状況、道路の不通状況 交通機関の被害状況（不通状況） 電力施設の被害状況（停電状況） 通信施設の被害状況（電話不通状況） 水道施設の被害状況、下水道施設の被害状況
(コ) その他	その他の被害状況

- ② 県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。
- ③ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- ④ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。
- ⑤ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等防災関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者等、住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

行方不明者・安否不明者の救出・救助活動を迅速に行うため、所在情報を入手する必要がある、生命の保護のため緊急かつやむを得ないときは、当該行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名を公表する。

(5) 防災関係機関との連携

市は、消防本部、県警結城警察署、県本部、自衛隊等の防災関係機関相互の情報交換を図る。

① 主な情報交換事項

- ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
- イ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- ウ 犯罪の防止に関し行った措置

(6) 市本部におけるとりまとめ

市本部事務局における被害状況のとりまとめについては、規模等により異なるがおおむね次によりとりまとめる。

① 被害状況

- ア とりまとめの時期及び回数
原則として、市本部設置期間中毎日1回（午後5時現在のもの）とりまとめる。
- イ とりまとめ事項の内容
被害状況報告様式によりとりまとめる。

② 災害速報

ア 速報を行う場合

市本部を設置して対処しなければならない程度・規模の大規模災害が発生した場合、災害速報を行う。

イ 速報を行う時点

災害が発生するおそれがある時点から、災害の終息が見極められるまでの間、逐時必要に応じ災害速報を行う。

ウ 速報事項

資料編に定める様式により行う。(ただし、様式に掲げる事項中、1項目でも2項目でも状況を把握し、かつその内容が重要と判断されるときはその都度行う。)

(7) 報告内容

① 緊急報告

原則として災害情報共有システムにより報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表される情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告で差し支えない。

報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

報告は様式にこだわらず、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等、最も迅速な方法で行う。

② 災害概況即報

市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（県本部）に報告し、災害の初期段階で被害状況が充分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、「災害概況即報」の様式により、把握できた範囲から逐次県（県本部、県西県民センター）へ連絡する。

また、避難所を設置したときは、速やかに「避難所・救護所状況報告書」により筑西保健所に連絡する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（県本部）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報とする。

至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等、最も迅速な方法で行う。

③ 被害状況速報

市は、被害状況に関する情報を収集し、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等、最も迅速な方法で〔被害状況即報〕の様式により、県（県本部）に報告する。

④ 災害確定報告

市は、応急措置完了後10日以内に県（県本部）に文書で災害確定報告を行う。

⑤ その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う。

第3 災害情報の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

1 広報活動

（1）被災地住民に対する広報の内容

市、県及び防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。また、聴覚障害者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

- ① 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- ② 避難情報発令対象区域、避難情報の内容
- ③ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥ 避難所、救護所の開設状況
- ⑦ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧ 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ⑨ 救援物資、食糧、飲料水の配布等の状況
- ⑩ し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪ 被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫ 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ⑬ 臨時休校等の情報
- ⑭ ボランティア組織からの連絡
- ⑮ 全般的な被害状況
- ⑯ 防災関係機関が実施している対策の状況

（2）被災地外の住民に対する広報内容

市、県及び防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするため、協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等による。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ① 避難情報発令対象区域、避難情報の内容
- ② 流言・飛語の防止の呼びかけ
- ③ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ

- ④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
- ⑤ 被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- ⑥ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑦ 全般的な被害状況
- ⑧ 防災関係機関が実施している対策の状況

2 広報手段

(1) 市の広報

市は、人員、資機材を活用し、災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に答えるために、住民に対して効果的な広報活動を行う。

広報活動にあたっては、Ｌアラート、防災行政無線（同報系）、広報車による呼びかけ、ハンドマイク等による呼びかけ、広報紙、立看板、掲示板、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、CATV（ケーブルテレビ）、有線放送、問合せ窓口の設置、携帯電話（緊急速報（エリア）メール機能を含む）、インターネット、メール等を利用するとともに、Twitter 等のソーシャル・ネットワーキングサービスや LINE、Yahoo!防災速報等の民間アプリを活用した情報提供手段の導入を図り、一般住民や被災者に対し必要な情報や注意事項及び市の対策等の周知徹底を行い、民生の安定を図る。この際、避難所の避難者だけでなく、在宅での避難者等へも情報が伝達するよう配慮する。

また、位置に関する情報については、地理空間情報等の活用により視覚化し、わかりやすく提示する。

(2) 報道機関への依頼

市は、ラジオ、テレビについて災害時における情報連絡手段として有効に活用する。

なお、報道機関（NHK水戸放送局、茨城放送等）に対する緊急放送若しくはその他の応援広報の要請については、県計画に基づき、原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、直接報道機関に要請し、要請後速やかに県へ報告する。

また、避難情報の周知に際しても、放送事業者に広報を要請する等、有効に活用して実施する。テレビ放送については、字幕を付けるよう併せて依頼する。

(3) 災害放送要請

市長（本部長）は、緊急を要する場合において、利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき又は普通の通信方法では間に合わないときは、次に定めた手続により、放送局に放送を要請できる。

ケーブルテレビへの要請については、「防災防犯に係る協定書」によるものとする。（資料編「放送要請の手続」「その他応援協定書」を参照）

① 災害時における放送要請

市は、状況により災害に関する通知、要請、伝達又は報告について次の系統へ要請することが適切と考えるときは、広報班により要請する。

なお、本要請はやむを得ない場合を除き、県を通じて行う。

市は、放送要請を行う際には、次の事項を原則として文書により通知する。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭によることができる。

＜放送要請事項＞

- | |
|------------|
| ア 放送要請の理由 |
| イ 放送事項 |
| ウ 放送希望日時 |
| エ その他必要な事項 |

② 緊急警報放送の要請

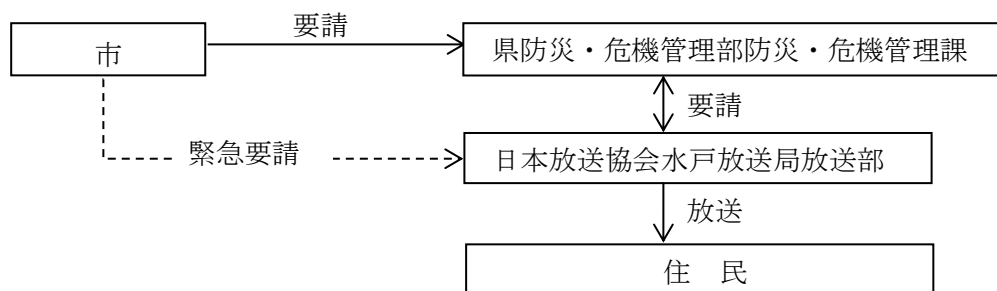
市は、次のような場合で、法第 57 条に基づく緊急警報放送が必要と判断した時は、やむを得ない場合を除き、県を通じて日本放送協会水戸放送局に要請する。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため避難情報を緊急に住民に対し周知する必要のあるとき。

イ 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次に掲げる事項とする。

- (ア) 住民への警報、通報等
- (イ) 災害時における混乱を防止するための指示等
- (ウ) その他市長（本部長）が特に必要と認めるもの

＜緊急警報放送要請系統図＞



(4) 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県、自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

(5) Lアラートの活用

市は、避難情報を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信する。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により市が上記の情報送信を実施することができない場合は、県に送信を依頼する。

3 報道機関への対応

(1) 報道活動への協力

市は、報道機関の資料提供依頼に対し、可能な範囲で提供する。

(2) 報道機関への発表

- ① 市は、収集した災害情報及び応急対策等を本部長の承認を得て、その都度、速やかに記者クラブを通じて報道機関に発表する。
- ② 発表は、原則として本部長又は各部長が行う。なお、発表を行う場合は、あらかじめ災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告する。
- ③ 災害対策本部広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び防災関係機関に送付する。

4 住民への情報の提供に際して留意すべき要因

大規模災害が発生した場合、市街地を中心に社会的混乱が予想されるので、警察官、自主防災組織等の協力を得るとともに、広報を通じて住民の安心確保に努める。

- (1) 電話の不通、断線等による混乱
- (2) 情報の不足、混乱に伴うデマ、流言、飛語による混乱
- (3) 避難行動に伴う混乱
- (4) 帰宅行動に伴う混乱
- (5) 自動車による混乱
- (6) 買い出し、旅行者等による混乱
- (7) その他社会的混乱が発生しやすい場所
 - ① 不特定多数の出入りする大規模施設及びその周辺
 - ② 危険地域で、人口の集中している地域
 - ③ 混乱を発生させるおそれのある避難地、避難路
 - ④ その他交通渋滞の発生しやすい場所、道路

第4 広聴活動

市は、住民からの要望事項については、直ちに担当班又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第3節 応援・受援

市長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 自衛隊災害派遣要請の実施及び受入れ体制の確保	1 自衛隊に対する災害派遣要請	総務部動員班、県、自衛隊
	2 自衛隊受入れ体制の確立	総務部動員班、総務部輸送班、自衛隊
	3 災害派遣部隊の撤収要請	総務部動員班、県、自衛隊
	4 経費の負担	総務部動員班、企画財政部財政班、企画財務部出納班
第2 応援要請の実施及び受入れ体制の確保と応急措置の代行	1 応援要請の実施	本部事務局消防防災班、総務部動員班、県、指定地方行政機関
	2 応援受入れ体制の確保	総務部動員班、企画財政部財政班
	3 消防機関の応援要請	総務部動員班、各班、消防本部
第3 他市町村被災時の応援	1 他市町村への応援・派遣	総務部動員班
	2 他市町村からの受入れ	総務部動員班、本部事務局消防防災班

第1 自衛隊災害派遣要請の実施及び受入れ体制の確保

1 自衛隊に対する災害派遣要請

市は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報及び市の通信の途絶の状況から判断し、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに知事に対してその旨を申し出る。

<災害派遣要件の範囲>

- | |
|---|
| (1) 公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
(2) 緊急性：差し迫った必要があること。
(3) 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。 |
|---|

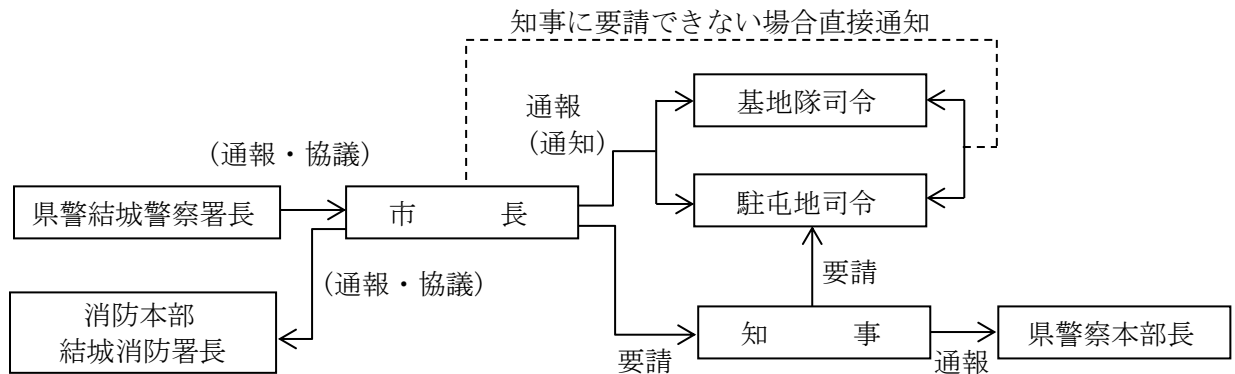
(1) 災害派遣要請の手続

- ① 市長又は警察署長、指定地方行政機関の長は、当該地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「災害派遣要請依頼書」により、知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

- ② 市長等は前記①の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

＜緊急の場合の連絡先＞

部隊等の長(所在地)		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉 3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地当直司令	029 (274) 3211 内線 時間中 234 時間外 302
	第1施設団長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見 1195)	第3科長 (防衛班長)	団当直長	0280(32)4141 内線 時間中 236、237 時間外 203
航空自衛隊	第7航空団司令部 (百里基地司令) (小美玉市百里 170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299 (52) 1331 内線 時間中 2231 時間外 2215



(2) 自衛隊の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行なうが、薬剤等は通常防災関係機関の提供するものを使用する。

項目	内容
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)又は当該地域を担当する部隊等に通知するほか、必要な情報の交換をする。

2 自衛隊受入れ体制の確立

(1) 市の活動

災害派遣を依頼した市は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。

① 災害派遣部隊到着前

- ア 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- イ 連絡職員を指名する。
- ウ 派遣部隊の展開や宿営のための後方支援拠点等を提供する。

② 災害派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

③ 留意点

- 市長(本部長)が、自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、次のことに留意するとともに、知事と協議の上、あらかじめ計画を立て、活動の円滑化を図る。
- ア 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等の準備
 - イ 派遣部隊の活動に対する協力
 - ウ 派遣部隊と県及び市の連絡調整

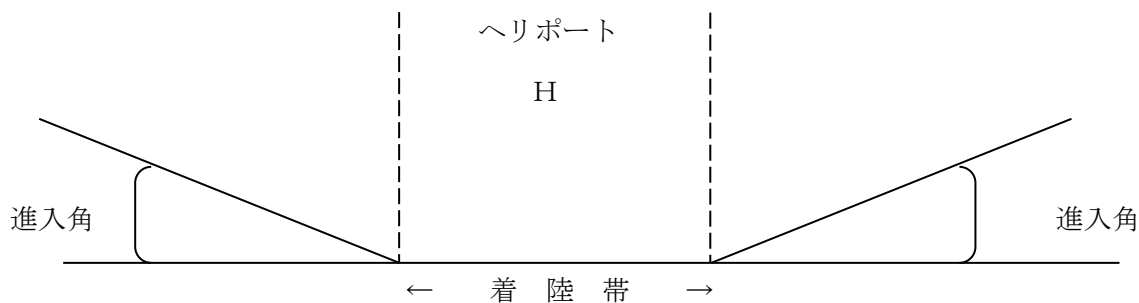
(2) ヘリコプターの受入れ

① 災害対策用ヘリポート

市は、災害対策用ヘリポートを定め、県に通知しておく。(鹿窪運動公園サッカー場)

② 選定要領

- ア 地表面は平坦でよく整理されていること。
- イ 回転翼の回転によって、努めて砂塵等があがらない場所であること。
- ウ 所要の地積があること。
- エ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと。(大型ヘリコプター)



<ヘリポート最小限所要地積>

機 種	着陸帯 (直径)	進入角	条 件
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から 50m以内に 10m以上の障害物がないこと。
中型ヘリコプター	50m	8°	ヘリポートの外縁から 70m以内に 10m以上の障害物がないこと。
大型ヘリコプター	100m	6°	ヘリポートの外縁から 100m以内に 10m以上の障害物がないこと。

③ ヘリポート設置上の留意点

- ア ヘリポートの標示をすること。
 - (ア) 上空から確認できる吹き流しをたてること。
 - (イ) 着陸地点に石灰でHを標示すること。
- イ 危険防止に留意すること。
 - (ア) 離着陸時は、風圧等による危険防止のため関係者以外を接近させないこと。
 - (イ) 着陸地点付近に物品等異物を放置しないこと。
 - (ウ) 現地に自衛隊員が不在の場合、安全を確保するため必ず監視員を配置すること。

3 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、自衛隊派遣の目的を達成した時は、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、速やかに知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて撤収を依頼する。

4 経費の負担

災害派遣を受けた市は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
 - (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
 - (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
 - (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議する。

第2 応援要請の実施及び受入れ体制の確保と応急措置の代行

災害が発生し、市のみによる応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合は、県にその事務の全部又は一部代行を要請する。

1 応援要請の実施

(1) 他市町村への要請

市は、市域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

(2) 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあっせん（いばらき災害対応支援チームの派遣依頼等）を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書で要請することができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

① 応援要請時に記載する事項

- ア 災害の状況
- イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

② 職員派遣あっせん時に記載する事項

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

① 派遣を要請する理由

- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

市は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

(5) 相互応援協定等

資料編「2 協定及び広域応援」参照

2 応援受入れ体制の確保

(1) 連絡体制の確保

市は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受入れ体制の確保

市は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

① 連絡窓口の明確化

市は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておく。

② 受入れ施設の整備

市は、国、関係都道府県・市町村、防災ボランティア等からの人的応援及び物資等の応援を速やかに受入れるための施設を受援マニュアル等により、あらかじめ整備しておく。

その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

③ 海外からの支援の受入れ

市は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

① 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費

② 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。

3 消防機関の応援要請

(1) 応援要請

消防本部は、被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

また、隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

<応援派遣要請を必要とする災害規模>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難と予想される災害② 災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害 |
|--|

(2) 応援受入れ体制の確保

- ① 受入れ窓口の明確化
被災時の応援受入れ窓口は、原則的に消防本部とする。
- ② 受入れ施設の整備
市長（本部長）及び知事は、人、物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておく。
- ③ 受援マニュアルの策定
市各班は、災害時の応援の要請及び受入れを迅速かつ的確に行うため、応援者に対して、応援を求める作業に関する受援マニュアルを作成するよう努める。
- ④ 応援部隊との連携
指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。
 - ア 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
 - イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
 - ウ 応援部隊の活動や宿営等のための拠点となる後方支援拠点等の提供
 - エ 消防活動資機材の調達・提供
- ⑤ 経費負担
応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

第3 他市町村被災時の応援

市は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

1 他市町村への応援・派遣

市は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による災害応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、他市町村に対し応援を実施する。

市は、被害情報を収集し、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとし、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで市で賄うことができる自己完結型の体制とする。

2 他市町村からの受入れ

市は、他市町村から被災者の受入れについて協議を受けた場合は、被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための要配慮者利用施設等の提供若しくはあっせんを行い、他市町村からの被災住民を受入れる。

※令和3年5月現在、小山市及び筑西市の一部地区について、広域避難を受入れる協定を締結している。

第4節 被害軽減対策

大規模災害が発生した場合には、防災関係機関による災害応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、災害から住民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。

このため市は、防災関係機関との緊密な連携の下に被害実態の把握、救出救助、避難誘導、交通の規制等所要の災害警備活動を行う。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 警備対策	1 警備体制	各班、本部事務局消防防災班、都市建設部土木班、消防本部、消防団、施設管理者、事業所、住民、ボランティア団体
	2 警備実施	県警結城警察署
	3 警備活動に対する援助要請	県、県警結城警察署
第2 避難情報・誘導	1 避難情報	本部事務局消防防災班、総務部広報班
	2 警戒区域の設定	本部事務局消防防災班
	3 避難の誘導	市民生活部避難誘導班、総務部輸送班、消防本部、県警結城警察署、自主防災組織、要配慮者利用施設等
	4 避難場所	本部事務局消防防災班、総務部広報班、避難所担当班
	5 広域避難（広域一時滞在）	本部事務局消防防災班 近隣市町村
第3 緊急輸送	1 緊急輸送等の実施	総務部輸送班
	2 緊急輸送のための道路の確保	本部事務局消防防災班、総務部輸送班、経済環境部商工班、道路管理者
	3 輸送車両、ヘリコプターの確保	総務部輸送班、企画財務部総務班、企画財政部財政班、消防本部、県、自衛隊、鉄道事業者、茨城県バス協会、県トラック協会
	4 交通規制	県警結城警察署、県公安委員会、自衛隊、道路管理者
第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動	1 消火活動	本部事務局消防防災班、企画財政部情報班、消防本部、消防団、自主防災組織、住民
	2 救助・救急活動	本部事務局消防防災班、総務部動員班、消防本部、応援消防隊、県、医療機関、医療ボランティア、自主防災組織、事業所、住民
	3 水害防止活動	水防管理者、河川管理者
第5 応急医療	1 応急医療体制の確保	保健福祉部保健医療班、消防本部、医療機関、結城市医師会、筑西薬剤師会、医療救護チーム、DMAT、県、筑西保健所

項目	小項目	担当
	2 応急医療活動	保健福祉部保健医療班、保健福祉部福祉班、消防本部、県、医療機関、結城市医師会、筑西薬剤師会、医療救護チーム、DMAT、DPAT
	3 後方支援活動	保健福祉部保健医療班、総務部輸送班、消防本部、結城市医師会、筑西保健所、県、茨城県精神保健福祉センター（以下、「精神保健福祉センター」という。）、DPAT、医療機関、関係消防機関、茨城透析医災害対策連絡協議会、訪問看護ステーション
	4 医療ボランティア活動	医療関係団体、県
第6 危険物等災害防止対策	1 危険物等流出対策	本部事務局消防防災班、経済環境部生活環境班、総務部広報班、県、危険物等取扱事業所
	2 石油類等危険物施設の安全確保	本部事務局消防防災班、経済環境部生活環境班、県、危険物等取扱事業所
	3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保	消防本部、県、高圧ガス保安協会
	4 毒劇物取扱施設の安全確保	本部事務局消防防災班、経済環境部生活環境班、総務部広報班、毒劇物多量取扱施設管理者
	5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策	本部事務局消防防災班、経済環境部生活環境班、危険物等取扱事業所
第7 燃料対策	1 連絡体制の確保と情報の収集	総務部輸送班、県、県石油商業組合結城支部
	2 重要施設への燃料の供給	災害拠点病院、県、県石油商業組合結城支部
	3 災害応急対策車両への燃料の供給	総務部輸送班、県、県石油商業組合結城支部、防災関係機関
	4 住民への広報	市民生活部広報班

第1 警備対策

大規模災害が発生した場合には、防災関係機関による震災応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、地震災害から住民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。

このため市は、県警結城警察署に対して、茨城県警察大震災警備計画に基づき早期に警備体制を確立し、防災関係機関との密接な連携の下に、被害実態の把握、救出救助、避難誘導、交通の規制等、所要の災害警備活動を実施するよう要請する。

1 警備体制

(1) 職員の招集及び参集

県警結城警察署の職員招集については、別に定める「茨城県警察大震災警備計画」による。

(2) 警備本部の設置

大規模災害が発生したときは、県警察本部に警備本部、警察署に警察署警備本部を設置し指揮体制を確立する。

(3) 警備部隊の編成及び配置運用

別に定める「茨城県警察大震災警備計画」による。

2 警備実施

(1) 被害実態の把握

警察署警備本部が行う被害実態の把握は、次の事項について行う。

① 初期的段階における被害実態の把握

- ア 火災の発生状況
- イ 死傷者等人的被害の発生状況
- ウ 家屋等の倒壊等建物被害の状況
- エ 住民の避難状況
- オ 主要道路、橋梁及び鉄道の被害状況
- カ 危険物貯蔵所及び重要施設の被害状況
- キ 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況
- ク 堤防・護岸等の損壊状況

② 初期的段階以降

- ア 被災者の動向
- イ 被災地・避難所等の被害状況及び流言・飛語の状況
- ウ 被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- エ 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
- オ 市・日赤・病院等の救護対策の状況

(2) 救出救助活動等

警察署警備本部は、大規模災害発生時等において、速やかに所要の部隊を編成し、人命を最優先とした被災者の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動を実施する。

また、災害の種別、規模等に応じて必要があると認めるときは、市と連携して被災地域に居住する住民の安否確認活動を実施する。

(3) 避難誘導

避難誘導等は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。

① 避難指示時の措置

警察署警備本部は、市長が避難指示を行ったときは、被災地及びその周辺の災害危険箇所等の現状を把握した上で、安全な避難経路を選定し、市及び消防の職員等と連携及び協力の上、避難誘導、広報等を実施する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急安全確保に関する措置を考慮すること。

② 雑踏事故等予想時の措置

大規模災害発生時等において、鉄道の途絶、道路の寸断等により、駅、大規模集客施設等に帰宅困難者が集中的に滞留し、雑踏事故等の発生が予想されるときは、施設等の管理者及び防災関係機関の職員と連携及び協力の上、入場規制、避難所等への誘導、広報等を実施する。

③ 災害危険箇所における災害発生時の措置

災害危険箇所等について、災害発生が予想されるときは、市等に連絡し、避難情報の発令を促す。

④ 通報受理時の措置

災害危険箇所等の管理者等から災害発生時等の通報を受けたときは、滞在者及び周辺住民の避難誘導、交通規制、立入禁止措置等被害の拡大を防止するための措置を講ずる。

⑤ 危険性切迫時の措置

災害発生の危険性が切迫しているときは、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に規定する避難等の措置を講ずる。

（4）二次災害の防止

二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努め、把握した危険場所等については、速やかに市本部に連絡し、避難情報の発令を促す。

（5）交通対策

本章第4節被害軽減対策「第3 緊急輸送」による。

（6）保安対策

① 猟銃等への対策

大規模災害が発生し、法令に規定する銃砲刀剣類に対する県公安委員会の緊急措置が講じられる以前においては、所在不明銃の早期発見、避難所等に避難する猟銃等所持者の銃の保管及び銃砲刀剣類の製造販売業者に対する盗難防止等の措置を講ずる。

② 危険物等への対策

火薬類、高圧ガス、放射性物質、石油類等を貯蔵し、又は取り扱う施設において、事故の発生又は発生のおそれがあるときは、防災関係機関と連携を図るほか、所要の部隊を派遣して付近住民の避難、警戒線の設定等の危険予防措置を講ずる。

③ 各種犯罪への対策

大規模災害発生後速やかに、所要の部隊を編成し、被災地の混乱に乗じた各種犯罪の予防、警戒、取締り等を実施する。

(7) 死体の見分及び検視

大規模災害発生時における死体見分及び検視については、市と協力の上、法令等に基づき、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認等に努める。

その他、第3章第7節応急復旧・事後処理「第5 行方不明者等の搜索」による。

(8) 被災者等への情報の発信

① 要望の把握

被災者、要配慮者等の要望を十分把握し、災害、避難、犯罪、交通規制等の関連情報の伝達活動を行う。

② 行方不明者相談窓口の設置

被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、市、ボランティア団体等と連携を図りながら行方不明者相談窓口を設置する等の安否確認への適切な対応に努める。

③ 多様な媒体の活用

支援物資の配布に関する情報、混乱に乗じた悪質商法等に関する地域安全情報等について、県警察 Twitter、県警察ホームページ、地元の広報媒体、自主防犯組織等を通じ、幅広く伝達する。

④ 避難所訪問

避難所における被災者の避難実態、相談・要望の把握等を行うため、女性警察官を中心とした部隊を編成し、避難所訪問による被災者の心情に寄り添った支援活動を推進する。

(9) 感染防止対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

3 警備活動に対する援助要請

(1) 他の都道府県警察に対する援助要請

県は、災害の規模が大きく、県内の警備要員、車両、航空機及び資機材をもって対処できないときは、警察庁又は他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊の派遣等警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項に基づく援助要請を行う。

(2) 防災関係機関に対する援助要請

県は、警備実施上必要があるときは、防災関係機関に援助要請を行う。この場合、自衛隊に対しては、県本部を通じて行い、その他の機関に対しては当該機関に対し直接行う。

第2 避難情報・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市は防災関係機関の協力を得て、「避難指示」のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行

動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止める。

1 避難情報

(1) 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、市は、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示、緊急安全確保を伝達する。また、必要に応じ、高齢者等避難を適切に出すように努める。

- ① がけ崩れ
- ② 延焼火災
- ③ 危険物漏洩（毒劇物、爆発物）
- ④ 余震による建築物倒壊
- ⑤ 地震水害（河川等）
- ⑥ その他

(2) 避難情報

市は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。また、市は、必要に応じ、立退きの指示の前の段階で、住民に立退きの準備又は立退きに時間を要する者に対して立退きを適切に促すよう努める。

なお、市は、避難指示又は緊急安全確保を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努める。

<実施責任者の措置及び基準表>

区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市長	要配慮者が安全に避難できるように避難行動の開始を求める。	災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者を安全に避難させるため、避難を促す必要があると認められるとき。
避難指示	市長 (法第60条第1項)	立退きの指示及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき。
	知事 (法第60条第6項)		市が法第60条の事務を行うことができないとき。

区分	実施責任者	措置	実施の基準
緊急安全確保	市長 (法第60条第3項)	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 (法第60条第6項)		市が法第60条の事務を行うことができないとき。

区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難指示	警察官 (法第61条第1項) (警察官職務執行法第4条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。市長から要求があったとき。
		警告及び避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し、特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置を取ることができる。
	自衛官 (法第63条第3項) 〔自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条〕	警告及び避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
	知事及びその命を受けた職員 〔水防法(昭和24年法律第193号)第29条〕 〔地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条〕	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。

(3) 市長が不在の場合

市長(本部長)が不在の場合又は災害時の通信途絶により、市長(本部長)に連絡の取れない場合の避難指示、緊急安全確保の措置の判断決定、必要に応じて行う高齢者等避難の提供については、次の意思決定順位により判断を行う。

<意思決定順位>

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	市民生活部長	総務部長

(4) 避難指示、緊急安全確保の基準

避難指示は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し急を要するときは、緊急安全確保を指示する。また、必要に応じて高齢者等避難(避難行動要支援者避難)情報を適切に出すように努める。

- ① 地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。

- ② 崖崩れ等で避難するとき又は崖崩れ等の地殻変動により避難するとき並びに付近の住民に生命の危険が認められるとき。
- ③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
- ④ 余震により建物倒壊の危険が認められるとき。
- ⑤ 地震による河川堤防の被害等による水害の危険性が認められるとき。
- ⑥ その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき。

（5）避難情報の内容

市は、避難情報について、次の内容を明示して実施する。

また、高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所等を開放し、住民に対し周知徹底を図る。

- ① 避難情報発令対象区域（次のア、イを除いて原則大字、町単位で発令する。）

ア 大字結城は次のとおりとする。

「結城（結城用水以東）」：本町、大谷瀬町、鉄砲宿、人手町、上小墻、下小墻、宮の下

「結城（結城用水以西）」：大字結城のうち「結城（結城用水以東）」以外の地区

イ 大字上山川は次のとおりとする。

「上山川西部」：片蓋、片蓋南、皿窪

「上山川東部」：大字上山川のうち「上山川西部」以外の地区

- ② 避難先（安全な方向及び開放した避難場所・避難所の名称）
- ③ 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- ④ その他必要な事項（避難行動時の最少限の携帯品、避難行動要支援者の優先避難・介助の呼びかけ等）

（6）避難措置の周知

市は、避難情報を発令した場合は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに防災関係機関に対して連絡する。

- ① 住民への周知徹底

避難情報の提供にあたっては、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、掲示物等による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。避難呼びかけの際は、避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行う。

また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

ア 防災行政無線

イ 広報車（市所有車両）

ウ テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ等の報道機関

エ 警察車両

オ 情報収集伝達要員による個別訪問及び信号（サイレン）

カ 施設管理者を通じての伝達（公的施設、学校等）

キ 緊急情報メールシステム

② 防災関係機関相互の連絡

避難情報の提供及び解除を行った場合は、次の機関へ避難情報の内容及び伝達項目を通報し協力を求める。また、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の配慮に努める。

ア 茨城県、県警結城警察署、放送事業者（テレビ、ラジオ）

イ 避難場所として利用する学校、公民館、公共機関、公共的団体等

ウ 避難のため隣接市町の施設を利用する場合は、隣接市町

2 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害の発生により住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずる。

市長（本部長）及びその職務を行う職員が現場にいないとき又はこれらの者から要請があったときは、警察官は、市長（本部長）の職権を代行することができる。

この場合、直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長（本部長）又は市長（本部長）の職権を行うことができる者が現場にいない場合及び警察官がいない場合に限り、市長（本部長）の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。

<警戒区域設定の権限区分表>

区 分	実 施 者	設 定 権	目 的
法第 63 条第 1 項	市長	災害時の一般的な警戒区域設定権	住民等の生命身体及び財産の保護を目的とする。
法第 73 条第 1 項	知事（市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。）		
法第 63 条第 2 項	警察官（市長、若しくはその委任を受けて職権を行う職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。）		
法第 63 条第 3 項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（市長、若しくはその委任を受けてその職権を行う職員がいない場合に限る。）		
水防法 第 21 条第 1 項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定権	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
水防法 第 21 条第 2 項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき。）		
消防法 第 28 条第 1 項	消防吏員又は消防団員	火災の現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域の設定権	
消防法 第 28 条第 2 項	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。）		

3 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法

市、県警結城警察署、消防本部その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。

市は、避難誘導に係る計画の策定や、ハザードマップに沿った避難支援を行う。

また、市は、県の新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の避難確保の取り組みに協力するとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

- ① 避難誘導は警察官、消防署員、市職員、自主防災組織等が連携して実施する。
- ② 学校、社会教育施設及び要配慮者利用施設等においては、各施設の管理者が児童・生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。
- ③ 避難誘導に当たり、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること。
- ④ 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- ⑤ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- ⑥ 自主防災組織その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- ⑦ 避難の方法については、次のように指導する。
 - ア 避難に際しては、隣近所等でお互いに助け合い、集団行動をとる。
 - イ 妊産婦、傷病人、身体障害者、高齢者、乳幼児等の要配慮者を優先し避難誘導を行う。
 - ウ 服装は軽装とするが、安全のため靴をはき、帽子をかぶる。
 - エ 非常袋（食糧、飲料水、タオル、ちり紙、懐中電灯等）、水筒、貴重品等を携行する。
- ⑧ 避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。

(2) 避難者の移送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させる必要があると認められる場合は、車両等により避難者を移送する。

4 避難場所

市は、災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(1) 地震時における避難場所等の基準

大規模地震災害の避難場所は、市が指定した避難施設とするが、多数の避難者及び長期の収容が予想されるため、救援活動及び避難者の実態を早期に把握し、救援活動を円滑に行うため、次の基準により避難場所を指定する。

- ① 学校、公民館等市施設を原則とする。
- ② トイレ、水道設備があること。
- ③ 救援物資輸送等に必要な空地があること。

- ④ 周辺に木造建築物が密集していないこと。
- ⑤ 浸水等の被害のおそれがないこと。

5 広域避難（広域一時滞在）

市は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、応援協定を締結する等、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるとともに、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第3 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。地震災害発生時は、橋脚が大きく傾斜したり、倒壊や大規模な側方移動が生じる大きな被害を受ける割合が高く、道路網に多大な被害が発生し、陸上輸送に支障をきたすことが予想される。このため、災害時の緊急輸送を効率的に行えるよう、防災関係機関が協力し、緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の確保を最優先として、啓開作業等を行う。また、運送事業者等と連携し、輸送車両、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備や輸送体制の充実等を図るとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。

1 緊急輸送等の実施

緊急輸送は次の優先順位に従って行う。

（1）総括的に優先されるもの

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

（2）災害発生後の各段階において優先されるもの

- ① 第1段階
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員及び物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
 - ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
 - エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

- ② 第2段階
 - ア 上記アの継続
 - イ 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- ③ 第3段階
 - ア 上記イの継続
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活用品
 - エ 郵便物
 - オ 廃棄物の搬出

2 緊急輸送のための道路の確保

(1) 被害状況の把握

市及び道路管理者は、緊急輸送道路の確保を最優先に行うために、所管する道路の被害状況や道路上の障害物の状況について速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する防災関係機関に対し調査結果を伝達する。

<緊急輸送道路>

区分	路線名	対象区間
第一次緊急輸送道路	国道4号	結城市県境(栃木県)から結城市県境(栃木県)まで
	国道50号	結城市県境(栃木県)から水戸市三の丸1丁目 国道51号交差(水戸駅前交差点)まで
第二次緊急輸送道路	結城坂東線 (筑西幹線供用まで)	結城市今宿 主要地方道筑西三和線交差から 結城市粕礼 主要地方道結城坂東線交差まで
	筑西三和線	筑西市西方 筑西市道交差から 結城市粕礼 主要地方道結城坂東線交差まで
	筑西三和線 (筑西幹線供用から)	結城市粕礼 主要地方道結城坂東線交差から 結城郡八千代町佐野 八千代町道交差まで
	筑西三和線 (筑西幹線供用まで)	結城市今宿 主要地方道結城坂東線交差から 古河市尾崎 国道125号交差まで
	小山結城線	結城市県境(栃木県)から 結城市結城上海道 国道4号交差(小田林(北)点)まで
第三次緊急輸送道路	結城下妻線	結城市小田林古新田 国道50号交差(小田林交差点)から 結城警察署まで
	結城野田線	結城市結城公達 国道50号交差(城南小北交差点)から 結城市結城公達 結城市道交差(城南小入口交差点)まで
	小山結城線	結城市結城上海道 国道4号交差(小田林(北)交差点)から 城西病院まで
	結城市道 0109号線	結城市結城下り松 国道50号交差(文化センター南 交差点)から 結城市役所まで
	結城市道 3170号線	結城市結城公達 主要地方道結城野田線交差(城南 小入口交差点)から 結城病院まで

(2) 道路啓開等の実施

市は、行政区域内の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を把握し、速やかに筑西土木事務所に報告する。

また、所管する道路については、県指定の緊急輸送道路と市本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積所等の防災拠点とを結ぶ緊急輸送道路の確保を最優先に、啓開作業を実施する。

(3) 放置車両対策

市及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、防災関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

(4) 啓開資機材の確保

市は、市保有の資機材及び市内関係業者、防災関係機関との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

3 輸送車両、ヘリコプターの確保

(1) 車両、ヘリコプターの調達及び輸送の要請等

市は、本計画に基づき車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

(2) 輸送車両等の配車

① 配車

各班への車両等の配分は、災害の状況に応じて総務部輸送班が定める。

② 配車手続き

各班は必要とする車両等の請求を総務部輸送班に提出し、所要車両等を受領する。市保有車両で不足する場合は、災害時応援協定締結者に協力を依頼し調達を図る。

ア 市有車両（公用車）による輸送

各部の配車要求に対し円滑な運営を図るため、輸送班は配車表を作成し、各車両の調達を行い活動する。

(7) 第1号指令

市役所の全公用車は、本指令と同時に輸送班の指定する場所に集合し出動命令を待つ。輸送班は、各部の配車要求と本部の指示に従い、作業内容に応じ車種を選定し速やかに配車する。

(イ) 第2号指令

本指令と同時に企画財務部総務班は、協力機関の車両の緊急出動を要請し、市公用車を併せ配車する。

(ウ) 第3号指令

第1段階として市公用車及び協力機関の登録車両を配車し、同時に災害の規模と作業内容に応じ、民間車両を緊急調達する。

なお、状況により隣接市町の輸送力の応援を求める。

イ 鉄道による輸送

災害時において、災害応急対策人員等の輸送で鉄道によることが適当な場合、県を通じて、東日本旅客鉄道株式会社に優先輸送等の措置を要請する。

ウ 陸上、航空自衛隊による輸送

災害時において、市が緊急に車両・ヘリコプター等の必要が生じたときは、県を通じて車両等の供給要請を実施する。

エ 一般社団法人茨城県バス協会

災害時において、車両等による被災者移送の必要が生じたときは、市は、県を通じて一般社団法人茨城県バス協会に対し、乗合自動車等の供給を要請する。

オ 県トラック協会

災害時において、人員及び物資等の輸送の必要が生じたときは、市は、県トラック協会に対し、貨物自動車等の供給を要請する。

カ 空中輸送の支援

市は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時着陸場を確保する。

キ 燃料確保等

市有車両の燃料、その他の災害応急対策を実施するために必要とする燃料については、業者等に依頼し、必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

③ 料金の支払い

調達した車両等の料金については、総務部輸送班がとりまとめ、企画財政部財政班が支払い手続を行う。

<災害救助法による実施基準>

災害救助法が適用された場合における輸送及び移送の実施基準は、次のとおりである。

- 1 救助のため、次に掲げる事項についての移送又は輸送を行ったときは、輸送費を支出する。
 - (1) 被災した者の避難
 - (2) 飲料水の供給
 - (3) 救済用物資の整理配分
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 被災した者の救出
 - (6) 死体の搜索及び処理
- 2 救助のために支出する輸送費の額は、通常の実費とする。
- 3 救助のための輸送費を支出する期間は、第1項(1)～(6)の救助を実施する期間とする。

(3) 県防災ヘリコプター支援要請

① ヘリコプターの支援要請

市は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、次に該当するときは、知事に対しヘリコプターによる支援の要請を行う。

ア 救急活動

(7) 緊急に人命救助をする必要があるとき。

(4) 医薬品等の緊急物資を輸送する必要があるとき。

イ 救助活動

ウ 火災防御活動

エ 災害応急対策活動

② 支援要請手続

支援要請は、市又は消防本部消防長（以下、「消防長」という。）が県消防安全課に対し手続を行い、事後速やかに所定の要請書を防災航空隊に提出する。ただし、県本部が設置された場合は、県本部事務局に要請を行う。

③ 要請に際し県に対して連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

ア 災害の発生場所、発生時間、内容、原因

イ 要請を必要とする理由

ウ 活動内容、目的地、搬送先

エ 現場の状況、受入れ体制、連絡手段

オ 現場の気象状況

カ 現場指揮者

キ その他の必要事項

(4) 市において措置する事項

① 離発着場の選定

② 給油方法の指示

③ 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

④ 患者の搬送

患者の搬送については医師が承認し、搬送のために搭乗できる者は、医師1名又は看護師1名とする。

4 交通規制

災害時において、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な機材等の災害輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、本計画の定めるところによる。

(1) 予想される状況

大地震の発生に伴い、路面に亀裂や欠落、盛り上り、段差、路面の崩壊、電線等の垂れ下がり、街路樹、電柱、建築物、看板等沿道施設物の倒壊、水没、火災や地下埋設物の破損、橋梁、トン

ネルの損壊等により、通行が困難あるいは不能の状況になるとともに、緊急交通路や避難路となる道路においても、車両及び通行者が殺到して、交通が麻痺状態となることが予想される。

(2) 実施責任者

市は、道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合又は道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合には、市道にあつては交通規制をし、市道以外の場合、道路管理者及び警察等と密接な連絡を取り交通規制を要請する。

<交通規制等の実施者>

区分	実施者	範囲
交通規制	道路管理者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
	警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資等の災害輸送等を確保するため必要があると認められる場合(法第76条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 [道路交通法(昭和35年法律第105号)第6条第1項] 3 道路の損壊、火災の発生の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合 (道路交通法第6条第4項)
措置命令	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防職員	警察官がその場にいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合(当該措置をとった場合には、県警結城警察署長に報告しなければならない)

(3) 実施要領

① 緊急輸送確保のための交通規制

道路管理者又は警察官は、被災地への緊急物資輸送等、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときには、次の処置をとる。

② 災害地における交通処理

ア 混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容し、車道をあけるようにする。

イ 運転者に対しては、ラジオ等の交通情報の受信に努め、現場の警察官及びラジオ等による交通規制の指示に従うよう協力を求める等の広報をする。

ウ 住民に対しては、絶対に家具等を車道又は支障になる場所に持ち出させないようにする。

エ 避難誘導道路において、被災者と緊急通行車両等とが混乱した場合においては、被災者を優先して誘導する。

オ 自動車を用いて避難する者が予想されるので、自動車による避難の自粛を求める。

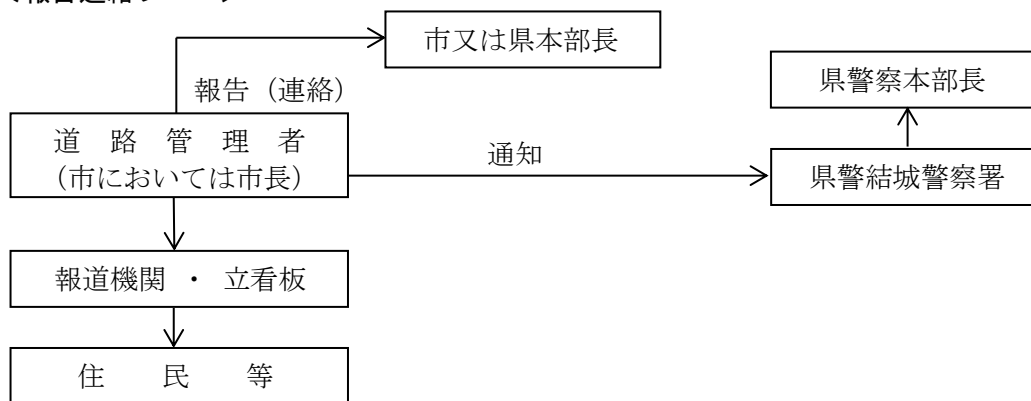
③ 災害地周辺における交通規制

ア 交通遮断線の手前に相当の距離をとって、要所に検問所を設ける。検問所には緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。

イ 交通の妨害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他障害物及び危険物の状況並びに崩壊した道路、橋梁等の応急修理、復旧計画等を考慮し適切な交通の確保を図る。

ウ 災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、知事又は県公安委員会が交付する標章及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。交付は県警結城警察署長が行う。

<報告連絡フロー>



④ 交通規制及び道路交通情報の周知

道路の状況により通行止め、車種別通行止め等の交通規制をした場合、道路管理者又は警察官は、道路被害に関する情報を次の手段により周知する。

ア 交通規制を行った場合は、適当な分岐点、迂回路線に指導標識板を設置するとともに速やかに広報車、報道等による広報活動を通じて住民に周知徹底を図る。

イ 不通箇所、迂回路、復旧見込み等、道路交通情報についても、広報車、チラシ、立看板等による伝達及び報道機関を通じて住民に周知徹底を図る。

⑤ 運転者のとるべき措置の徹底

大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、次の事項の周知徹底を図る。

ア 走行中の場合は、次によること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(エ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。

(ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

- ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

⑥ 規制の標識等

規制を行ったとき、その実施者（道路管理者又は警察官等）は、以下のアのとおり措置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、イの方法により、通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとる。

ア 規制標識

法によって規制したときは、法施行規則様式に定めるところにより措置する。

イ 規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示して表示する。

(ア) 禁止制限の対象

(イ) 規制する区間

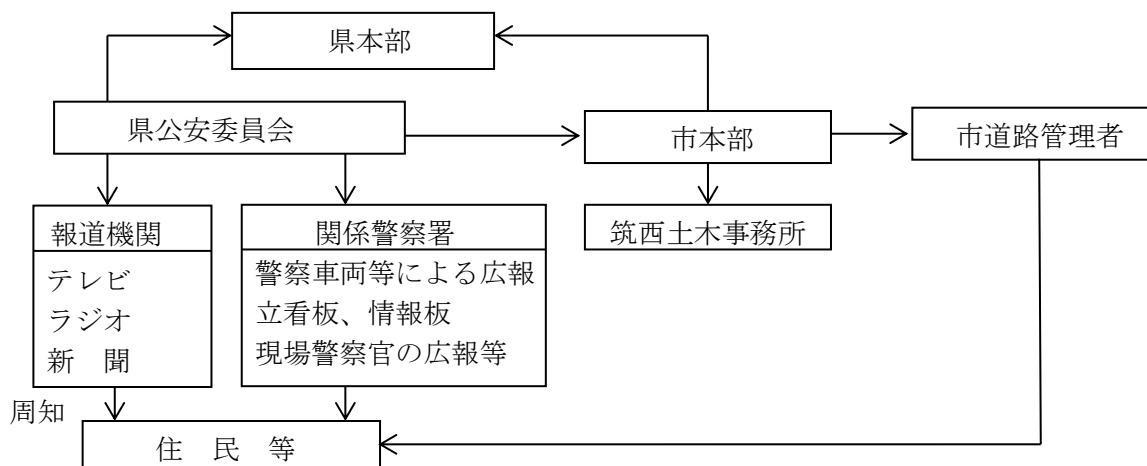
(ウ) 規制する期間

(エ) 規制する理由

ウ 迂回路の標示

規制を行ったときは、適切な迂回路を設定し必要な地点に図示する等によって、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

<交通規制の連絡フロー>



⑦ 被災区域への流入抑制

道路管理者は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

ア 道路管理者は、混乱防止及び緊急交通路の確保を目的に、被災区域への流入抑制のための交通規制等を実施する。

イ 道路管理者は、流入規制のための交通規制等を行う場合は、県と連絡を取りつつ行う。

(4) 報告等

各機関は、報告通知等に当たって次の事項を明示して行う。

ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路の管理者に通知する時間がなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

- ① 禁止制限の種別と対象
- ② 規制する区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由
- ⑤ 迂回路の道路状況、幅員、橋梁等の状況

(5) 緊急通行車両の確認申請

① 緊急通行車両の確認手続

法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止及び制限を行った場合、災害応急対策に従事する者又は、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するため、運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く）について、法施行令第33条の規定に基づく知事又は県公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県（防災・危機管理課）又は県公安委員会（県警察本部及び県警結城警察署）において実施する。

② 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に審査し、災害時に速やかに標章等の交付を図る。

また、この事前届出の取扱いについて、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平時から周知に努める。

(6) 道路の応急復旧

① 速やかな復旧対策の実施

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路を速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を防災関係機関に報告又は通報する。

② 応急復旧の要請

道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動

地震発生による火災、浸水災害及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力の下に効果的な対策を実施する。

1 消火活動

(1) 消防本部による消火活動

① 情報収集・伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

② 同時多発火災への対応

消防本部は、火災の発生状況に応じて、次の原則に基づき鎮圧にあたる。

<同時多発火災への対応の原則>

原則	内容
避難地及び避難路確保優先	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。
重要地域優先	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

原則	内容
市街地火災消火活動優先	大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、部隊を集中して消火活動に当たる。
重要対象物優先	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。
火災現場活動	<p>ア 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。</p> <p>イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。</p> <p>ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。</p>

③ 応援派遣要請

市及び消防本部は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、茨城県広域消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

④ 応援隊の派遣

消防本部は、非被災地の場合、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

(2) 自主防災組織等による消火活動

① 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

② 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し、又は単独で地域での消火活動を行うよう努める。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

(3) 初動体制の確立

① 市本部の初動措置

ア 通信及び情報収集体制の確立

通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに、情報収集体制の確立を図る。

イ 特別配備体制の確立

発生した地震の規模により、職員の非常招集を指令し、特別配備体制の確立を図る。

ウ 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに、庁舎及び付属施設の被害の有無を確認する。

② 消防機関の初期措置

地震発生直後の措置として、次の第1次・第2次行動を順次実施し、消防本部管理統制課に報告する。

ア 出火防止措置

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。

イ 第1次行動

(ア) 人命の安全

消防車両等に救援資器材又は消火用ホース等を積載し、車両前で待機する。

(イ) 車両の安全確保

地震による消防車両の出動障害を避けるため、署所の立地条件、建物の構造等を考慮し、消防車両等を車庫前又は安全な場所へ移動する。

(ウ) 災害状況の調査

庁舎周辺の火災発生状況及び周辺道路の通行障害の状況を調査する。

ウ 第2次行動

(ア) 資機材の確保

携帯用非常電源及び非常用燃料の確保に努める。

(イ) 災害状況の把握

火災の発生、建物の倒壊、道路等の被害状況及び救急・救護等の発生状況の情報収集に努める。

③ 非常参集

地震発生を知った場合は、消防団員は分団詰所に自発的に参集し、直ちに活動体制をとる。また、状況に応じて消防団本部から指令を伝達する。

④ 出火防止の広報

地域内の火気始末、火気使用、出火防止等の広報を実施する。特に高齢者等要配慮者については、優先し活動を行う。

⑤ 初期消火活動

火災を発見した場合は、直ちに消防本部に通報するとともに、消火活動を実施し延焼防止に当たる。同時多発の場合は、二次災害等を配慮して住民に協力を求める。

(4) 情報の収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるため、通信機器からの情報だけでなく、通行人からの通報や防災ヘリによる偵察、巡回等により情報の収集に努める。

(5) 火災防御活動

① 消防隊の運用

ア 部隊指揮

(ア) 署長の指揮の下に、管轄区域内の災害活動を実施する。

(イ) 地震直後の初動期における消防隊の運用は、消防長が決定し、迅速に災害活動を実施する。

イ 部隊運用

- (7) 出動部隊数を制限し、必要最小限の部隊で対応する。
- (4) 参集職員で予備隊を臨時に編集し、増強隊として運用する。
- (9) 消防本部及び消防団との連携を密にし、総合的な部隊運用体制の確立に努める。

② 消防団の活動

ア 活動範囲

原則として分団区域を優先して行うが、消防団本部又は市本部からの指示及び隣接区域等の火災発生並びに被害状況等により応援活動を実施する。

イ 任務

- (7) 消火活動及び各消防隊との連携並びに飛火警戒
- (4) 人命救助及び避難誘導
- (9) 中継送水等の相互応援
- (5) 残火処理の徹底
- (8) その他命令による業務

2 救助・救急活動

(1) 消防本部による救助・救急活動

① 情報収集・伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

② 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

③ 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

④ 救助活動

ア 正確な情報収集を行い、速やかに分析し、人命の危険性が高いと判断したところから救助活動に当たる。また、救助活動は、自力脱出不能者の救助を原則とする。

イ 救助活動は、要救助者の安全に留意し、状況により重機等を活用する。

ウ 救助活動が長時間にわたる場合は、交替要員を配置する。

⑤ 救急活動

- ア 重傷者から順次救急搬送を実施する。(トリアージ)
- イ 避難所等に応急救護所を必要に応じ配置し、負傷者の応急救護、医療機関への搬送を行う。なお、負傷者が多数発生している場合の応急救護所等への搬送は、必要により付近住民及び自主防災組織等の協力を求め実施する。
- ウ 医療機関に対し、診療、収容の可否等の確認をするとともに、情報の提供を行う。また、必要により現場へ医療搬送を行う。

⑥ 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

⑦ 後方医療機関への搬送

- ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。
- イ 消防本部は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。
- ウ 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

⑧ 応援派遣要請

市及び消防本部は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、茨城県消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して応援を要請する。また、茨城県消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

⑨ 応援隊の派遣

消防本部は、非被災地の場合、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。

(2) 自主防災組織等による消火活動

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(3) 被災地域外の市町村、県、国機関等による救助・救急活動

市は、所有している施設等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させる等、救助・救命活動への支援に努める。

(4) 緊急消防援助隊の受入れ

大火災発生時における鎮圧及び多数の人命救助の必要がある場合の要請は、県を通じて行う。

① 初動措置後の火災防御活動

市長（本部長）は、市の消防力をもってしても消火、人命救助、救出ができないと認める場合は、他の消防機関の応援を求める。この場合の応援部隊の受入れについては、応援消防隊数を勘案し、あらかじめ受入れ場所を決定しておく。

② 応援消防隊との情報等連絡方法

ア 県内の応援消防隊にあつては、消防無線県内共通波を使用する。

イ 無線通話が集中・殺到し通信困難な場合は、伝達要員を配備する。

③ 大部隊の一時集結予定場所

避難者等で混雑している場合の大部隊の一時集結場所は、災害規模、被害の状況等、一時集結予定場所の被害状況等に応じ選定する。なお、総合指揮所については、市本部又は市本部の近辺の場所として、自衛隊、応援消防隊と調整する。

④ 応援消防隊の指揮等

応援消防隊が集結予定場所へ結集したときは、消防長は応援消防隊に対し、応援を要する事案（消火、救助、救急等）ごとに任務を振り分け、応援消防隊の指揮をとる。

（5）事業所の自衛消防隊等に対する応援協力要請

地震災害時における消防機関の行う人命救助、消火活動等について、被災を受けていない事業所の自衛消防隊、その他応急活動に必要な重機、装備を保有する事業所に対し、応援協力を要請する。

① 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛消防組織、住民等は、自発的に救出活動を行うとともに救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

② 応援消防隊との情報等連絡方法

ア 組織内の被害状況の把握と、負傷者の早期発見

イ 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施

ウ 警察署、消防署への連絡

（6）病院施設

負傷者等を搬送する市内の病院施設は、以下のとおりとする。

<市内の病院施設>

名称	所在地	電話
医療法人社団同樹会 結城病院	大字結城 9629-1	0296-33-4161
社会医療法人達生堂 城西病院	大字結城 10745-24	0296-33-2111

3 水害防止活動

災害時における水防活動は、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 市の措置

大規模災害が発生した場合、河川等の堤防、護岸の決壊又は放流や洪水による浸水の発生が予想されるので、市は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

- ① 区域内の監視、警戒及び水防施設管理者への連絡、通報
- ② 水防に必要な水防団員の招集と、資機材の点検整備
- ③ 水防管理団体相互の協力及び応援

(2) 緊急時の措置

地震による被害発生時で、水防活動にて対応する必要があると判断した場合は、水防計画に準じて、特に避難及び被災者の救急に重点を置き、次の対応を実施する。

<浸水対策>

地震被害により、堤防の崩壊、水門・樋門の被災等の通報があった場合、直ちにその通報箇所を巡視、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒に当たり、被災箇所を発見したときは速やかに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求める。

また、水門、樋門等の管理者は、操作設備の安全点検をするとともに、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

第5 応急医療

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

1 応急医療体制の確保

(1) 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、市本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。

また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集する等、応急医療の確保に協力するよう努める。

(2) 運営体制

① 市の対応

- ア 災害救助法が適用された場合において、市長（本部長）の要請により知事が派遣する救護班が到着するまでの間

イ 災害救助法が適用されない小災害の場合

ウ 災害救助法が適用された場合において、災害の状況により知事が市長（本部長）に委任した場合

② 実施担当機関

保健福祉部保健医療班が調整し、実施する。市本部の設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても初動体制としての連携、連絡体制を整えるよう努める。

③ 医療関係者

全ての医療関係者は、可能な手段を用いて、迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても、可能な限り医療の継続を図るとともに自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集する等、応急医療の確保に協力するよう努める。

（3）保健医療班の編成

市は、被害状況に応じ、地域の救護状況の把握に努めるとともに、結城市医師会との間で締結した協定により、必要な保健医療班を編成し確保する。

保健医療班は、結城市医師会の協力を得て、医師1名、看護師2名、連絡員1名の4名で一つの班を編成する。また、結城市医師会は、状況により自らの判断で医療救護班を編成し派遣できるものとする。なお、保健医療班の数は、状況に応じ市が定める。

医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

- ① 必要人数
- ② 期間
- ③ 派遣場所
- ④ その他必要事項

（4）医療救護所の設置

① 市は、次の場合に医療救護所を設置する。

ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の護送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

② 市は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員等をあらかじめ定めておく。

③ 市は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、結城市医師会と協議の上、医療救護所を廃止する。

④ 県は、市本部の要請により協議して、保健所又は県の施設内に医療救護所を設置する。ただし、被害が甚大であると認めた場合や市との通信が途絶した場合には、市の要請を待たず、医療救護所を設置する。

< 広域災害救急医療情報システム参加医療機関（緊急告示医療機関） >

（令和3年1月1日現在）

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	備考
医療法人 社団同樹会 結城病院	大字結城 9629-1 (西繁昌塚)	内科・外科・整形外科・小児科・ 泌尿器科・脳外科・皮膚科・婦人 科・形成外科・乳腺科・ペインク リニック・各種リハビリ	0296-33-4161	輪番制病院
社会医療法人 達生堂 城西病院	大字結城 10745-24 (上の宮)	内科・外科・整形外科・脳神経外 科・婦人科・小児科・耳鼻咽喉 科・眼科・皮膚科・泌尿器科・ペ インクリニック・リハビリテーシ ョン科・歯科・口腔外科・透析	0296-33-2111	輪番制病院

⑤ 保健医療班の事務処理に必要な帳簿は、次に掲げる。

- ア 保健医療班活動状況
- イ 医療実施状況
- ウ 助産台帳

(5) 活動内容

① 医療救護所においては以下の活動を重点的に実施

- ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージ）
- イ 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- オ 助産
- カ 記録及び市本部への状況報告

② 市の能力のみでは充分でないと判断した場合等の対処

市の能力のみでは充分でないと判断した場合及び緊急を要する場合は、県、筑西保健所及び隣接の市町村に応援の要請を行う。この場合、次の事項を示して応援要請を行う。

- ア 保健医療班の派遣場所及び派遣期間
- イ 必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
- ウ 応援必要班数
- エ 現地への進入経路、交通状況
- オ その他参考となる事項

2 応急医療活動

(1) 医療施設による医療活動

被災地域内の災害拠点病院（茨城県西部メディカルセンター）等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。

(2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動

① 医療救護チーム・DMAT等の輸送

医療救護チーム・DMAT等は、自らの移動手段の確保等に努める。

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMAT等への災害時緊急給油票の発行等、特段の配慮を行う。

② 医療救護チーム・DMAT等の配置

県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部は、県及び市保健福祉部保健医療班等と調整の上、DMAT等を被災地等に派遣・配置する。

また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）を、市保健福祉部保健医療班等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整した上で、被災地の医療救護所、病院等に配置する。

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、調整・配置についての助言を行う。

③ 医療救護チームの業務

医療救護チームの業務は以下に示すとおりである。

ア 被災者のスクリーニング（症状判別）

イ 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

ウ 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定

エ 死亡の確認

オ 死体の検案

カ その他状況に応じた処置

④ DMAT等の業務

DMAT等は、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

⑤ 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

保健福祉部保健医療班等は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(3) 応急医療需要の把握

① 在宅の避難行動要支援者対応

在宅の避難行動要支援者について、適切な避難の実施及び避難を行った場所の把握を行う。場合により、医療機関、福祉施設への搬送が必要となることも考慮すること。

② 医療需要の把握

医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等を把握する。

③ 市内の医療機関被害状況の把握

市内の医療機関の被害状況について把握する。

④ 迅速な活動の実施

応急医療活動方針の決定を行い、早急に活動を行う。傷病者の程度に応じて、救急隊員の迅速かつ的確な選定の下搬送する。また、被災病院等が独自に後方医療機関へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等による搬送のほか、必要に応じて消防機関又は、県に対し搬送の要請をする。

(4) 医薬品等の供給

① 調達と供給

ア 医療及び助産を実施するために必要な医薬品及び衛生材料は、各病院に備蓄しているものを使用するものとし、なお、不足するときは、協定を締結している筑西薬剤師会又は県等に要請し補給を受ける。

イ 市は、医薬品の供給が自力では困難な場合又は県が必要と認める場合に供給あつせんを受ける。

② 品目

<確保する医薬品>

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※ 市は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

③ 血液の確保

血液の確保については、県内の赤十字血液センターとの連携により確保する。

(5) 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として保健医療班によって行い、同法及び同法施行規則等によるが、その概要は以下のとおりである。

<災害救助法による実施基準>

[医療]

- 1 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的な処置として行う。
- 2 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情のため、やむを得ない場合においては、病院、診療所、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の施術所において行う。
- 3 医療は、次に掲げる事項の範囲内において行う。
 - ① 診療
 - ② 薬剤又は治療材料の支給
 - ③ 処置、手術その他の治療及び施術
 - ④ 病院又は診療所への収容
 - ⑤ 看護

- 4 医療を実施するために支出する費用の額は、救護班による場合にあつては使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費とし、病院又は診療所において行う場合にあつては、社会保険診療報酬の例により算定した額の範囲内とし、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所において行う場合にあつては、協定料金の額の範囲内とする。
- 5 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

〔助産〕

- 1 助産は、災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であつて、災害のために助産の途を失ったものに対して行う。
- 2 助産は、次に掲げる事項の範囲内において行う。
 - ① 分娩の介助
 - ② 分娩前及び分娩後の処置
 - ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給
- 3 助産のために支出する費用の額は、救護班等による場合にあつては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあつては、慣行料金の8割に相当する額の範囲内とする。
- 4 助産を実施する期間は、分娩した日から7日以内とする。

3 後方支援活動

(1) 患者受入れ先病院の確保

① 後方医療施設の確保

医療救護所では、対応できない重傷者については、後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

市は、病院間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を中心として、県全域の救急医療施設の応需情報等を収集・提供し、これにより消防本部は重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

② 被災病院等の入院患者の受入れ

県は、県内外の病院等における患者受入れ可否についての情報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。

病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、病院等からの要請を受けて、後方医療機関（精神科病院を含む）を確保する。

(2) 搬送体制の確保

① 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて広域災害救急医療情報システム（EMIS）や消防等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

なお、病院等が後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

② 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防本部は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、市又は市が防災関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。また県は、病院等から患者搬送のためヘリコプターの出動要請があった場合、自己所有のヘリコプターを出動させるほか、状況に応じて自衛隊、他都道府県等に対し患者搬送可能なヘリコプターの応援出動を要請する。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入れ体制を確保する。

ア 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策

イ 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配

(3) 人工透析の供給等

① 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要である。

市及び県は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供する等、受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努める。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し、他の病院等へのあっせんに努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、病院等からの要請を受けて、医薬品等の供給や患者移送の確保に努める。

② 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

市は、県、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して、被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。

さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医薬品に不足があった場合は、関係団体（公益社団法人茨城県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

また、消防本部への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料の提供に努める。

③ 周産期医療

市は、保健師を中心に、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防本部への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。

④ こころのケア（惨事ストレス）対策

保健福祉部保健医療班が必要と認めたときは、こころのケア（惨事ストレス）対策を次のとおり実施する。

ア こころのケア（惨事ストレス）対策を必要とする対象者は、被災した住民及びボランティアを含む救援活動従事者全てとする。

イ 精神保健福祉センター、D P A T、結城市医師会等の協力により健康増進センター等に精神科救護所を設置する。

ウ 広域的な医療機関及び救護所スタッフの活用を図るべく応援受入れ体制と医療連携ネットワークを確立する。

エ 長期的なこころのケア（惨事ストレス）対策実施体制を確立する。

4 医療ボランティア活動

（1）受入れ体制の確保

災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

また、その状況を市に報告する。

（2）受入れ窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- ② 県保健福祉部との連絡調整
- ③ その他

（3）医療ボランティアの配置

県は、医療ボランティアの現地従事に関し、被災地域における医療従事者のニーズを把握した上で、各医療ボランティア調整本部と必要な調整を行い、登録手続の済んだ医療ボランティアを受入れ、筑西保健所において、必要な医療救護所等に配置する。

（4）活動内容

① 医師

ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療を行う。

イ 被災地の医療機関において診療を行う。

ウ 後方医療施設において診療を行う。

エ 避難所等を巡回し診察等を行う。

オ 遺体の検案を行う。

※ 精神科の医師についてはイ、エの精神科領域を担当

② 看護師

ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療補助を行う。

イ 被災地の医療機関において診療補助を行う。

ウ 後方医療施設において診療補助を行う。

- エ 避難所等を巡回し診察の補助等を行う。
- ③ 臨床検査技師
- ア 被災地の医療機関において臨床検査を行う。
 - イ 後方医療施設において臨床検査を行う。
 - ウ 避難所等において避難者の血栓症検診等を行う。
- ④ 診療放射線技師
- ア 被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を行う。
 - イ 後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行う。
- ⑤ 理学療法士
- ア 被災地の医療機関等において理学療法を行う。
 - イ 後方医療施設等において理学療法を行う。
 - ウ 避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等を行う。
- ⑥ 作業療法士
- ア 被災地の医療機関等において作業療法を行う。
 - イ 後方医療施設等において作業療法を行う。
 - ウ 避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等を行う。
- ⑦ 薬剤師
- ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。
 - イ 被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。
なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定を行う。
 - ウ 医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。
 - エ 避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）を行う。
 - オ 避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。
 - カ 被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。
- ⑧ 保健師
- 避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護チームに連絡する。
- ⑨ 助産師
- 避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。
- ⑩ 栄養士
- 避難所等を巡回し、給食の管理や被災者の栄養指導を行う。
- ⑪ 歯科医師
- 避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。
- ⑫ 歯科衛生士
- 避難所等を巡回し、被災者の歯科診療の補助、口腔ケア指導等を行う。
- ⑬ 歯科技工士
- 避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等を行う。

- ⑭ 精神保健福祉士
被災地の精神科病院、精神障害者福祉施設等において精神障害者の相談・援助を行う。
- ⑮ 臨床心理士
 - ア 避難所等を巡回し、被災者の心の相談を行う。
 - イ 県、市が設置する心の相談窓口において相談を行う。
 - ウ 災害対策要員のメンタルケアを行う。
- ⑯ あん摩マッサージ指圧師
避難所等において、あん摩マッサージ指圧の施術を行う。

第6 危険物等災害防止対策

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

1 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は、県及び市並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、市、県等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

(3) 市の対応

市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

県は、市から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。

(4) 地域住民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

- ① 危険物等取扱事業所
危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

② 市、県

市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

県は、災害の状況、応急対策の状況等について防災関係機関と連絡を密にし、県防災ヘリコプター等により広報をするとともに、ラジオ・テレビ放送等報道機関の協力を得て周知を図る。

2 石油类等危険物施設の安全確保

地震により危険物等施設が損傷し、河川域等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は、市及び県並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 事業所における応急処置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアル等に基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

市は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

県は、市からの要請に応じ、応援部隊の派遣要請・指示等の措置を講じる。

3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

(1) 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(2) 災害情報の収集

消防本部は、県及び事業者等と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、防災関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。

(3) 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の活用

県及び県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

4 毒劇物取扱施設の安全確保

(1) 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。

施設外への毒物又は劇物の流出等をおこすおそれがある場合又は流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、県警結城警察署又は消防本部に連絡し、併せて、市に連絡する。

(2) 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、市は、県警結城警察署、消防本部と協力の上で住民への広報活動及び避難誘導を行う。

5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

有害物質取扱施設の管理者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、防災関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

市は、建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、防災関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行う。

第7 燃料対策

災害時においても、市庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

1 連絡体制の確保と情報の収集

(1) 連絡体制の確保

市、県及び県石油商業組合結城支部は、災害発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

(2) 給油所の被災状況の確認

市は、県及び県石油商業組合結城支部を通じ、市内の組合加盟給油所の被災状況を確認する。

(3) 燃料の供給状況の確認

市及び県は、県石油商業組合結城支部を通じ、市内の組合加盟給油所の燃料の調達の状況について確認を行う。

2 重要施設への燃料の供給

重要施設は、燃料の備蓄が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には県に対し、その旨を報告する。県は重要施設からの報告に基づき、県石油商業組合結城支部に対し、燃料供給の依頼を行う。

県は、県域において燃料の調達が困難であると判断した場合には、国（政府災害対策本部（資源エネルギー庁））に対し燃料の確保を依頼する。市は、県を通じて情報を共有する。

3 災害応急対策車両への燃料の供給

（1）災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市及び県は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油商業組合結城支部に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

（2）「災害時緊急給油票」の発行

市、県及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

（3）緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用人が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受ける。

4 住民への広報

市は、給油所における車列の発生等の混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第5節 被災者生活支援

災害が沈静化した後、被害を受けた住民（被災者）の衣・食・住等、当面の生活を確保し、身体あるいは精神面でのケアやボランティア活動等による生活支援を行うことにより、住民各人が生活の自立再建を図るための手掛かりを確保する。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 被災者の把握等	1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握	市民生活部市民班、企画財務部情報班、保健福祉部福祉班、企画財務部罹災調査班、都市建設部建築班、県
	2 罹災証明書の交付	企画財務部罹災調査班、都市建設部建築班
第2 避難生活の確保、健康管理	1 避難場所及び避難所の開設及び管理運営	避難所担当班（総務部支援班、企画財務部情報班、企画財務部財政班、企画財務部出納班、保健福祉部福祉班、保健福祉部支援班、保健福祉部介護班、経済環境部農業班、経済環境部商工班、経済環境部支援班、都市建設部支援班、教育委員会学校教育班、教育委員会生涯学習班、教育委員会体育施設班、議会部議会班；以下、「避難所担当班」とする。）、総務部広報班、本部事務局消防防災班、都市建設部建築班、保健福祉部総務班、経済環境部商工班、県、自主防災組織、ボランティア、住民
	2 避難所等における生活環境の整備	避難所担当班、保健福祉部保健医療班
	3 健康管理	避難所担当班、保健福祉部保健医療班、筑西保健所、県、いばらきDWA T
	4 精神保健、心のケア対策	保健福祉部保健医療班、県、精神保健福祉センター、筑西保健所、DPA T
第3 ボランティア活動の支援	1 被災地におけるボランティア支援体制の確立	保健福祉部福祉班、市社会福祉協議会
	2 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営	保健福祉部福祉班、市社会福祉協議会
	3 ボランティア「担当窓口」の設置・機能	保健福祉部福祉班、市社会福祉協議会
第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達	1 ニーズの把握	避難所担当班、総務部広報班、県、住民、民生委員、ホームヘルパー、保健師、ボランティア
	2 相談窓口の設置	総務部広報班、企画財務部情報班

項目	小項目	担当
	3 被災者への情報伝達	総務部広報班、県、報道機関、通信業者
	4 安否情報の提供	市民生活部市民班
第5 生活救援物資の供給	1 食糧・生活必需品等の供給	経済環境部商工班、企画財務部物資班、総務部輸送班、教育委員会給食班、保健福祉部保健医療班、保健福祉部支援班、保健福祉部介護班、県、自衛隊、県トラック協会水戸線支部
	2 応急給水の実施	都市建設部給水班、総務部輸送班、総務部広報班、県西水道事務所、県
第6 要配慮者安全確保対策	1 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策	経済環境部商工班、企画財務部物資班、総務部輸送班、保健福祉部福祉班、保健福祉部介護班、保健福祉部保健医療班、総務部広報班、要配慮者利用施設管理者、要配慮者利用施設、県、ライフライン事業者
	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策	保健福祉部福祉班、保健福祉部介護班、保健福祉部保健医療班、総務部広報班、企画財務部情報班、総務部輸送班、消防本部、県警結城警察署、県、報道機関、民生委員、ホームヘルパー、奉仕員、自主防災組織、ボランティア、福祉・介護関係者、関係機関
	3 外国人に対する安全確保対策	総務部広報班、県、県警結城警察署、県国際交流協会、地域国際化協会連絡協議会、自主防災組織、語学ボランティア
第7 応急教育	1 児童生徒等の安全確保	教育委員会学校教育班、県、各学校
	2 文教施設の災害応急対策	教育委員会学校教育班、総務部施設班
	3 応急教育を行う場所の選定	教育委員会学校教育班、総務部施設班
	4 応急教育の実施	教育委員会学校教育班、教育委員会給食班、避難所担当班、県
第8 帰宅困難者対策	1 市の取り組み	本部事務局消防防災班、総務部広報班、経済環境部商工班、交通事業者
	2 企業等の取り組み	経済環境部商工班、事業者
	3 各学校の取り組み	各学校、鉄道事業者
第9 義援物資対策	1 義援物資の供給	企画財政部物資班、企画財政部出納班、企画財政部財政班、経済環境部商工班
	2 物資の受入れ	企画財政部物資班、物流事業者
	3 物資の配送	総務部輸送班

項目	小項目	担当
第10 愛玩動物の保護対策	1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護	経済環境部生活環境班、動物指導センター
	2 避難所における動物の適正飼養に係る措置	経済環境部生活環境班、避難所担当班、動物病院、県獣医師会、動物愛護関係団体

第1 被災者の把握等

大規模災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急及び復旧対策を推進することが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進することが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていく。

1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

(1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成

市は、災害発生後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者台帳を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努め、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。被災者台帳には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ その他内閣府令で定める事項

また、次のいずれかに該当すると認められるときは、被災者台帳の情報を利用し、又は提供する。

- ① 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用するとき。

(2) 避難者等の調査の実施

市は、県と協力して、避難者や疎開者、自宅被災者等の実態把握調査を実施する。また、避難所毎に収容されている避難者の早期把握及び、避難場所で生活せず、食事や物品のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

① 調査体制の整備

市及び県は、災害救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるよう、あらかじめ調査体制を整備する。

ア 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部課の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

イ 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておく。

② 調査の実施

市は、①に基づき調査を実施する。

ただし、被害状況等により、必要があれば県に調査を要請する。

③ 調査結果の報告

市は、調査結果を総括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

2 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとするほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する等、適切な手法により実施する。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

罹災証明書の交付に際しては、「茨城県被災者生活再建支援システム」を利用し、迅速な交付に努める。

(1) 被害家屋認定調査

市は、被害家屋認定調査の実施体制を早期に確立し、罹災台帳の作成及び罹災証明書の発行等を行う。また、県に被害家屋認定の専門家等の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。

なお、自治会等は被害家屋認定調査に協力し、地区内の被害状況や地理を説明する。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被災認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

① 調査の準備

調査班は被害状況の速報を基に、次の準備を行う。

ア 調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

イ 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

ウ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

② 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聞き取り、実測等により調査し、調査票に記録する。

③ 罹災台帳の作成

調査票を基に、罹災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

④ 罹災証明書の発行

罹災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、災害による被害の程度を証明する被災家屋の罹災証明書を発行する。なお、罹災証明書を効率的に交付できるよう、当該業務を支援するシステムを活用する。

罹災証明書は、法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

<罹災証明書の証明内容>

- | |
|--|
| ① 災害原因 |
| ② 罹災年月日 |
| ③ 罹災場所 |
| ④ 罹災程度 (ア) 全壊 (イ) 大規模半壊 (ウ) 中規模半壊 (エ) 半壊
(オ) 準半壊 (カ) 準半壊に至らない(一部損壊) (キ) 流失
(ク) 床上浸水 (ケ) 床下浸水 |

罹災証明書は、被災者生活再建支援金の給付、応急仮設住宅・住宅の応急修理の実施、税の減免等、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている。

⑤ 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。

なお、判定が困難な場合等は、必要に応じて建築士、不動産鑑定士、有識者等に意見を徴することができる。

⑥ 罹災証明に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第2 避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を受入れる場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営、及び健康管理等に関する業務を積極的に推進する。

1 避難場所及び避難所の開設及び管理運営

(1) 避難場所及び避難所の開設 ※資料編「5 避難場所」参照

市は、災害時に必要に応じて、避難場所、避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。なお、開設する避難所は災害の規模により変更になる場合がある旨を併せて周知する。

また、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所又は避難所として開設する。

なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、公共用地・国有財産の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確保に努める。

また、市は、避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、避難場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

① 基本事項

ア 対象者

- (ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (イ) 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- (ウ) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

イ 設置場所

- (ア) 避難所としてあらかじめ指定している施設
(本編第2章第3節地震被害軽減への備え「第4 被災者支援のための備え」参照)
- (イ) 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

ウ 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

- (ア) 費用の範囲
 - ・賃金職員等雇上費

- ・ 消耗器材費
- ・ 建物の使用謝金
- ・ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- ・ 光熱水費
- ・ 仮設便所等の設置費

(イ) 限度額

- ・ 基本額
避難所設置費 1人1日当たり 330円以内
- ・ 加算額
冬季（10月～3月）についてはその都度定める額
福祉避難所の設置のための費用については、当該地域における通常の実費

エ 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の同意を含む。）を受ける。

② 避難所の開設

避難指示、緊急安全確保を行う場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には、避難所担当班は、速やかに必要な避難所を開設し、職員を配置する。なお、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、管理全体に充分留意すること。

③ 避難者収容時の確認事項

- ア 避難者の住所、氏名、年齢等の調査及び避難者数の把握
- イ 避難者の負傷及び健康状態
- ウ 応援必要物品等の把握
- エ 安全配置及び避難所の秩序

④ 避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

⑤ 避難所開設の報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに市本部に対して電話（FAX若しくは口頭）又は無線によりその旨を報告する。

市本部は、避難所の開設を確認後、広報班に対して、住民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ア 避難所開設の目的
- イ 箇所数及び受入れ人員
- ウ 開設期間の見込み

⑥ 災害救助法が適用されない小災害の場合

避難した住民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した住民による自主的な統制に基づく運営となる

ようにする。また、要配慮者等に配慮した区画の指定（別途にスペースを確保する等）を行う。

⑦ 自主避難所

住民より、自主避難したいという要望があった場合の避難所開設については、災害の状況等により予測される被害を想定し、学校教育施設以外の市の施設の開設を検討する。

市は、この場合の避難者確認、物資運搬、通信手段確保等について今後検討する。

⑧ 一時避難所への避難

避難所以外の地元公民館等（以下、「一時避難所」という。）に地元住民の避難が行われた場合は、地元自主防災組織又は自治会の自主的な運営とする。この場合、自主防災組織等は市本部へ避難者数の報告及び備蓄品の受け取り等を行う。

(2) 避難所の種類

市が指定し、開設する避難所等は次の種類とし、種類別の避難所等は資料編「5 避難場所」のとおりとする。

<市が開設する避難所等の種類>

種類	役割
避難場所 (指定緊急避難場所)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険性から逃れるための場所
避難所 (指定避難所)	災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所で、福祉避難室を設置する。
福祉避難所	避難所の生活に順応することが難しい要配慮者に配慮した避難所
拠点避難所	避難所のうち、災害時に優先的に開放すべき施設 市域に均等に配置し、発電機等の資機材及び備蓄食糧を配備

(3) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定した「結城市避難所運営マニュアル」に基づいて避難所の運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、以下のような事項に配慮するよう努める。

必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

- ① あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行い、女性の参画を促し、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、性別のニーズの違い等、性差に係らない多様な視点に配慮する。女性専用の物干し場、授乳室、男性や女性別の更衣室や性別を問わず利用できるプライベートスペースの設置、生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付等に配慮する。

また、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止に配慮する。

- ② 高齢者等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- ③ 避難者の状況を早期に把握し、避難時における生活環境を常に良好なものとし、愛玩動物への配慮にも努める。
- ④ 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- ⑤ 市は県とともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努める。必要に応じて県、近隣市町村に対しても協力を要請する。
- ⑥ 避難所の安全確保及び秩序の維持のため、警察官の配置についても配慮し、巡回警備や防犯ブザーの配布を検討する。
- ⑦ 住民及びボランティア団体等への支援要請を実施する。
- ⑧ 各避難所に福祉避難室を設置する。福祉避難所までのサービスは必要としないものの、一般の避難所では、避難生活に困難が生じる要配慮者（家族を含む。）が避難することを想定する。福祉避難室において、要配慮者トリアージを行い、福祉避難所への移送が必要な要配慮者を判断する。

（４）避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。

- ① 自主防災組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
- ② 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- ③ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- ④ 要配慮者への配慮
- ⑤ プライバシーの保護
- ⑥ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

（５）福祉避難所における支援

① 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、必要に応じて福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。

その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような居室等の設備を整備されているもの等を指定する。また、大規模災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

② 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布する等して、周知を徹底する。

③ 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。

④ 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設する。

⑤ 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ア 避難者名簿（名簿は随時更新する。）
- イ 福祉避難所開設の目的
- ウ 箇所名、各対象受入れ人員（例：高齢者、障害者等）
- エ 開設期間の見込み

（6）帰宅困難者の収容と配慮

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、旅館等の各施設の管理者は、観光客等の身体及び生命の安全を確保するため避難の必要があると判断した場合には、各施設の避難計画に即して避難を行う。また、災害状況によっては市の指定する避難所に避難する。なお、交通機関の停止又は道路の欠壊等により帰宅不能となった観光客等が避難所で避難生活を行う場合には、市は、交通機関又は施設の管理者と充分協議する。

2 避難所等における生活環境の整備

（1）避難所等における生活環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石けん・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努める。

避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。

また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

（2）対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等、対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市は福祉避難所を設置する。

（3）感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

3 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

- ① 市は、筑西保健所と連携し、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談等の災害時保健活動を実施する。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。
- ② 災害時保健活動については、「結城市災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防等、フェイズに応じた活動を実施する。活動にあたっては、保健師一元管理とする。
- ③ 活動で把握した内容や問題等は、「結城市災害時保健活動マニュアル」に示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。
- ④ 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。
- ⑤ エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等、二次的健康障害防止のため水分補給、健康体操等の保健指導を実施する。
- ⑥ 継続的内服が必要な者で、内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。
- ⑦ 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- ⑧ 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。
- ⑨ 市は、いばらきDWA T（県、県社会福祉協議会及び福祉関係団体等の福祉専門職からなるチーム）と連携し、要配慮者に対して、食事や入浴の介助、相談等の支援を行い、生活機能の低下や要介護度の重度化等の二次被害の防止を図る。
なお、市は、いばらきDWA Tが災害発生時に迅速な派遣及び受入れが可能となるよう、いばらきDWA Tに参加する福祉専門職避難所運営の関係者に対する研修を推進するものとする。

(2) 避難所の感染症対策

市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、市の作成した「結城市避難所運営マニュアル」及び「新型コロナウイルス等の感染状況下における避難所運営指針」により、避難者の過密抑制（ホテルや旅館等の活用等を含む）、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの管理、適切な避難所レイアウト等の感染症予防に必要な対策を実施する。なお、避難所における感染症予防対策を行う際に、県が作成した「避難所感染症対策の手引き」を参考とする。

(3) 要配慮者の把握

市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、要配慮者利用施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(4) 関係機関との連携の強化

市は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

(5) 栄養指導

市は、県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、避難施設での巡回相談指導の実施及び栄養相談に関する活動を行う。

具体的には次のとおり。

- ① 離乳期の乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の要配慮者への指導、相談
- ② 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談
- ③ 被災生活が長期に渡ることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足、繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア
- ④ その他必要な指導、相談

4 精神保健、心のケア対策

市は、県（障害福祉課）、精神保健福祉センター、筑西保健所と連携して心のケア活動を実施する。

(1) 相談窓口

- ① 市は、県が実施する、精神保健福祉センター及び筑西保健所に開設される心の健康相談窓口の設置及び広報活動、救護活動に協力する。
- ② 市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、精神保健福祉センターが作成する災害時の心のケアや心的外傷後ストレス障害（PTSD）に関するパンフレット等を、筑西保健所と協力し被災者に配布する。

(2) 精神保健医療体制

- ① 市及び筑西保健所は県が設置するDPAT調整本部に、自ら行う心のケア活動の情報を提供する。DPATは、保健所、市、日赤こころのケアチーム、その他の関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援にあたる。
- ② 市及び筑西保健所は、連携して次のことを実施する。
 - ア フェイズ1～2
 - (ア) 心の健康相談、DPATによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時DPATとの同行訪問
 - イ フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）
 - (ア) 継続的な対応が必要なケースの把握、対応、DPATへの情報提供
 - ウ フェイズ4
 - (ア) 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）
 - (イ) PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応
- ③ 市及び筑西保健所は、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障害者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

(3) 相談窓口

市は必要に応じ、県にD P A Tの派遣を要請する。

D P A Tは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたり、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

(4) 市における災害時のこころのケアへの対応

市は、被災者の精神状態の把握に努めるとともに、県が実施する心の健康相談窓口の設置及び救護活動に協力する。

① 市は、災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害）や心的外傷後ストレス障害（P T S D）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。

② ハイリスク者の把握

災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト※等を用いてスクリーニングを行う。

③ ハイリスク者の対応

市は、ボランティアの支援を受けながら、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、要配慮者に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているD P A Tの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

※参考：(財)東京都医学総合研究所のホームページ I E S - R 改定出来事インパクト尺度日本語版
www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_check.pdf

第3 ボランティア活動の支援

大規模災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関等だけでは、充分に対応できないことが予想される。

そのため、市は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

1 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市は、災害発生後必要があるときは速やかに市社会福祉協議会に対し、災害時ボランティア支援体制の確立を要請するとともに、社会福祉協議会地域災害救援支援計画に基づき、活動に必要な支援を行う。

本項に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内容であり、医療・語学・アマチュア無線の専門ボランティアについては、次表の項を参照のこと。

<専門ボランティアについて>

区分	項目
医療	第3章第4節被害軽減対策「第5 応急医療 3 後方支援活動、4 医療ボランティア活動」
語学	第3章第5節被災者生活支援「第6 要配慮者安全確保対策 3 外国人に対する安全確保対策（5）語学ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営等」
アマチュア無線	第3章第2節災害情報の収集・伝達「第1 通信手段の確保 3 アマチュア無線ボランティアの活用」

2 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

(1) 受入れ体制の確保

市社会福祉協議会は、市の要請を受け、災害ボランティアセンターを設置するとともに、県社会福祉協議会におけるボランティア支援本部と連携しながら、一般ボランティアの受入れを円滑に行う。

災害ボランティアセンターは、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

(2) 災害発生直後の情報提供

市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(3) ボランティア受入れ窓口の運営

市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、以下のとおりとする。

- ① 市及び関係機関からの情報収集
- ② 被災者からのボランティアニーズの把握
- ③ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ④ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ⑤ ボランティアの受付、ボランティア保険加入事務
- ⑥ ボランティアの調整及び割り振り及び紹介
(照会先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整及び紹介)
- ⑦ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑧ 必要に応じて、ボランティアコーディネーター及びボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会等への応援要請
- ⑨ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ⑩ その他被災者の生活支援に必要な活動

3 ボランティア「担当窓口」の設置・機能

(1) ボランティア「担当窓口」の設置・機能

市は、災害発生後、ボランティア受入れ窓口が設置された際に、ボランティアコーディネーターを行う職員を配置し、市と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集及び提供活動を行う。

(2) 一般ボランティアに協力依頼する活動内容

市がボランティア団体に依頼する活動は、次のとおりとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者介護等）
- ③ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認、介護、食事・飲料水の提供等）
- ④ 避難所における清掃及び防疫
- ⑤ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- ⑥ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ⑦ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、その支援に努めるほか、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置する等し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみ等の収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

(4) ボランティア保険の加入促進

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施する等、ボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズの把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）

- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入、搬出）

（２）高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師等、地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。

また、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。

- ① 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国への連絡

2 相談窓口の設置

（１）総合窓口の設置

市は、県の協力を得て（２）に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、県、防災機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、震災被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長する等、弾力的な運営を行う。

（２）各種相談窓口の設置

市は、県の協力を得て、被災者のニーズに応じた次の様な相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- ① 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- ② 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- ③ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- ④ 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- ⑤ 外国人（安否確認、震災関連情報等）
- ⑥ 女性（避難生活での困りごと等）
- ⑦ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- ⑧ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ⑨ 消費（物価、必需品の入手）
- ⑩ 教育（学校）
- ⑪ 福祉（障害者、高齢者、児童等）

- ⑫ 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- ⑬ 廃棄物（ガレキ、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体）
- ⑭ 金融（融資、税の減免）
- ⑮ ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- ⑯ 手続き（罹災証明、死亡認定等）
- ⑰ 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康被害、風評被害等）

3 被災者への情報伝達

市は、県、報道機関等の協力を得て、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等それぞれに配慮した伝達を行う。

（1）テレビ、ラジオの活用

テレビ、ラジオ局等の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

（2）インターネットの活用

インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、各防災機関は情報の提供に努める。

また、ホームページやソーシャルネットワークワーキングサービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

（3）ファクシミリの活用

避難所に対し文書情報を同時提供するため、通信事業者、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した定期的な生活情報の提供を行う。

（4）災害ニュースの発行

広報紙の特集号、あるいは新聞紙面を借りる等の措置を講じ、様々な生活情報を集約した「災害ニュース」として、避難所、各関係機関等に配布する。

（5）臨時FM局の設置、運営

東日本大震災後に設置され、有効であった臨時FM局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も検討する。設置に当たっては、NHK等からの技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得る。

4 安否情報の提供

市は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努める。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防本部、県警結城警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとするとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5 生活救援物資の供給

災害により、生活を維持するために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、市は、食糧、生活必需品、飲料水等の生活物資について、迅速かつ時宜を得た供給活動を行う。

1 食糧・生活必需品等の供給

(1) 食糧・生活必需品等の調達

市は、あらかじめ定めた調達方法により食糧・生活必需品等を確保し、被災者及び災害応急対策に従事する者等に対し、食糧及び生活必需品等の供給並びに炊出し等を行う。

① 公的備蓄

被災者に対する食糧・生活必需品の供給について、第1次的には市の備蓄物資を活用する。

② 流通在庫の調達

備蓄物資が不足する場合は、災害救助に関する協定書を結んでいる災害時応援協定締結団体・事業者や市内の販売業者等から調達する。

③ 県、近隣市町村等への調達要請

市において食糧・生活必需品の調達が困難な場合には、次の事項を示して県、近隣市町村及び災害時応援協定締結市町村に供給あっせんを要請する。

ア 供給あっせんを必要とする理由

イ 必要な品目及び数量

ウ 引き渡しを受ける場所及び引渡責任者

エ 荷役作業者の派遣の必要の有無

オ その他参考となる事項

なお、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合は、知事を通じ農林水産省生産局に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請する。

(2) 食糧・生活必需品等供給の実施

① 炊き出しの実施及び食品、生活必需品等の配分

市は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、被災者等に対する食料等の供給を行う。

② 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料、生活必需品等の給与の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

県は、市から食料の給与要請を受けたときは、次により措置を講ずる。

ア 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請

- イ 集団給食施設への炊飯委託
- ウ 調理不要なパン、おかゆ等の供給

③ 給（貸）与対象者

食糧・生活必需品の給（貸）与対象者は以下のとおりとする。

- ア 避難所等に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事ができない者、被服、寝具、その他の生活上必要な最小限の家財を喪失した者
- ウ 住家に被害を受けたため、一時縁故先へ避難する者
- エ 旅館・ホテル等の宿泊人、通勤・通学者で他に食品を得る手段のない者
- オ 通常の供給機能が一時的に阻害混乱し、主食の供給を受けられない者、生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- カ 災害応急対策従事者

④ 品目

ア 食糧

パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

ただし、多大な被害を受けたことにより、市内において炊き出しによる食糧の供与が困難な場合は、加工品を中心とした食糧を供給する。その際、食事療法を必要とする内部障害者やアレルギーのある者等へ配慮する。

イ 生活必需品等

- (ア) 寝具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り）
- (イ) 日用品雑貨（石けん、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ）
- (ウ) 衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴、雨具等）
- (エ) 炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等）
- (オ) 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- (カ) 光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
- (キ) その他（ビニールシート、仮設トイレ、土のう袋等）

ウ 供給の方法

- (ア) 避難所に収容された者に対するもの
調達した食糧を、あらかじめ避難所ごとに組織された班等の責任者を通じて供給する。
- (イ) 被災者に対するもの
市が調達した食糧を直接に供給するか、あるいは小売業者又は取扱者を指定して行う。
- (ウ) その他災害対策要員等に対するもの
避難所に収容された者に対するものに準じて行う。

エ 食糧・生活必需品等の輸送

市に依頼された販売業者は、市の指定する場所まで搬送する。被害状況により、この搬送が難しいときは、県を通じて自衛隊の車両、航空隊等による輸送を要請するが、災害時応援協定に基づき、県トラック協会水戸線支部に輸送を要請する。

オ 物資拠点の指定及び管理

市は、あらかじめ定めた物資拠点ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、万全を期す。また、効率的な管理を行うためフォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等、必要な人材を確保するとともに、積み込みに際してはボランティア等の活用を図る。

市は、農協倉庫・民間営業倉庫の施設管理者等と災害協定を締結し、物資拠点とする。

カ 配分

市は、被害状況や要望をもとに、配分を行う。

(3) 炊き出し等の実施

① 炊き出し

炊き出し場については、学校給食センターにおいて実施する。また、学校給食センターが被災した場合や、被害の状況及び避難所の開設状況を考慮の上、必要に応じてこれ以外の場所についても炊き出し可能とする。なお、必要に応じて炊き出しの協定締結団体の協力を得る。

② 炊き出し要員

食糧供給は給食班が担当するが、炊き出し作業については日赤奉仕団、自衛隊、各種婦人団体、避難者等の協力を得て実施する。

③ 炊き出し用具の調達

炊き出し用具は、学校給食センターに整備されている学校給食用施設・器具を使用し、借上げできないものについては適宜、現地において調達する。

(4) 医療機関・福祉施設等への食品の緊急供給の実施

病院、診療所、人工透析医療施設、入院施設を有する助産所等の医療施設、老人ホーム、デイサービスセンター等、高齢者や障害者救援サービスを行う福祉施設の要請に基づく食品の緊急供給は、関係する班が連携し最優先で行う。

(5) 物資拠点の開設等

① 物資拠点の指定及び開設

市はあらかじめ定めた物資拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保して、調達した物資の集配を行う。

② 物資拠点の管理

市は、物資の集積を行う場合は、物資拠点ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期する。

また、効率的な管理を行うため、県トラック協会等との災害時応援協定に基づき、フォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに、積み込みに際しては、ボランティア等の活用を図る。

2 応急給水の実施

市は、給水状況や住民の被害状況等の必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

<応急給水の行動指針>

- (1) 被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること。
- (2) 保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと。
- (3) 水道事業者等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること。
- (4) 高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと。
- (5) 継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること。
- (6) 応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること。

(1) 応急給水資機材の調達

市は、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に調達を要請する。

(2) 応急給水活動の実施

市は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点から給水所（断水地区の避難所等に設置）への輸送は、市保有車及び調達車両等によって行う。また、配水池や飲料水兼用耐震性貯水槽の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。

市は、市のみでは十分な飲料水の供給ができないと認めるときは、県等に支援要請を行う。

① 水源

給水班は、浄水場、配水池、飲料水専用耐震性貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき迅速に対応する。

② 給水量

給水班は、災害発生から3日以内は一人1日3リットル、10日までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

<応急給水活動>

内容 種類	期 間	一人当たり水量 (ℓ/人・日)	水量の用途内訳	給水方法と 応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から3日間	3	生命維持のため最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から10日まで	20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水

	11日目から 20日まで	100	最低限の浴用洗濯に 必要な水量	復旧した配水幹線・支線 に設置する仮設給水管か らの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	被災前給水量 (約250)	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

(3) 給水方法及び広報

- ① 飲料水は、おおむね次の方法によって供給又は確保する。
 - ア 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、タンク車又は容器により運搬供給する。
 - イ 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、次亜塩素酸ナトリウム溶液を投入又は支給して飲料水を確保する。
 - ウ 高齢者等の要配慮者等への給水については、運搬等の支援に配慮する。
- ② 給水班は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「茨城県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして他の水道事業者等の応援を要請する。
 - ア 給水を必要とする人員
 - イ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ウ 給水する場所
 - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
 - オ 給水車両借り上げの場合はその必要台数
 - カ その他必要な事項
- ③ 応急給水実施について、給水の時間や場所等の内容を広報する。広報は、放送等のほか、文字情報等を活用し、確実に伝達できる方法を併用し実施する。

(4) 給水対策の順序

災害救助法による飲料水の供給と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、「感染症法」という。）による自家用水の供給の関係については、災害救助法が被災者に対する応急救助を目的としているところから、災害救助法の適用地域においては、災害発生直後は、まず同法による飲料水の供給を実施する。

(5) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、次の基準に基づき実施する。

<災害救助法による実施基準>

- ① 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行う。
- ② 飲料水の供給を実施するために支出する費用は、水の購入費、給水又は浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- ③ 飲料水の供給を実施する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。

(6) 給水応援

給水班は、「茨城県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行う。

(7) 検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合等、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請する。

第6 要配慮者安全確保対策

災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確かな避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた合理的な配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

市は、あらかじめ避難情報の提供方法や支援対策等のマニュアル化に努め、適切な避難支援を実施する。

1 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

要配慮者利用施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

市は、要配慮者利用施設管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な要配慮者利用施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入れ先の確保

要配慮者利用施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図る。

市は、要配慮者利用施設管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の要配慮者利用施設等受入れ先を確保する。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

要配慮者利用施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

市は、要配慮者利用施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

要配慮者利用施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の要配慮者利用施設及び市等に対し応援を要請する。

市は、要配慮者利用施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の要配慮者利用施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者利用施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

2 在宅要配慮者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織、福祉・介護関係者等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

特に、市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保

市は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や要配慮者利用施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等、ボランティア、関係機関等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握等、状況調査を実施する。また、掲示板、広報誌、ホームページ、ファクシミリ等のほか、報道機関の協力の下、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより生活必需品や、利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を随時行う。

(4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、市は、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする身体内部の臓器に障害がある内部障害者や、食物アレルギーがある者等へ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設ける等、要配慮者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケア等、各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

3 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

市は、県に要請し、語学ボランティアの協力を得て、広報車等を活用して外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

市は、県警結城警察署、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

県は、各関係団体への連絡担当者を定め、各団体の被災状況および外国人の安否等の確認や、在住外国人に関する情報の収集等、避難、救助の支援をする。

(3) 外国人の状況調査及び情報の提供

① 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は県や県国際交流協会とともに、外国人等に対し、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、災害多言語支援センターを設置し、地域国際化協会連絡協議会や語学ボランティア（県国際交流協会登録者）等の協力も得て、外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供や、外部からの語学ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営、外国人の避難誘導等への支援を行う。

② テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

③ 市や観光施設・宿泊施設等と連携した外国人旅行者に対する情報の提供

市は、県と協力して、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進等、観光施設・宿泊施設等と連携を図る。

(4) 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、市及び県は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

(5) 語学ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営等

① 受入れ体制の確保

県国際交流協会は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を開設し、語学ボランティアの受入れ体制を確保する。

② 「受入れ窓口」の運営

県国際交流協会が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

ア 語学ボランティアの募集、受入れ、登録

イ 県担当窓口や市等からの依頼に応じて語学ボランティアへの協力依頼、紹介

ウ その他

③ 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

ア 外国語の通訳

イ 外国語の資料の作成・翻訳

ウ その他、外国人被災者の語学支援に必要な活動

④ 語学ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

県は、災害多言語支援センターに語学ボランティア「受入れ窓口」が設置された際には、「受入れ窓口」との連絡調整担当者を定め、「受入れ窓口」と県内部との連絡調整や、情報の収集・提供及び広報活動等を行う。

第7 応急教育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、県及び市教育委員会並びに私立学校設置者は緊密に連携し、防災関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保する。

1 児童生徒等の安全確保

(1) 情報等の収集・伝達

- ① 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校の長（以下、「校長等」という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ② 校長等は、防災関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。
- ③ 市は、災害発生後、速やかに児童・生徒、教職員、教育関係施設及び通学路の被害状況について、校長等を通じて、又は自ら調査する。被害については、市本部を通じて、県に報告する。
- ④ 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市その他防災関係機関に報告する。
- ⑤ 市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。

(2) 児童生徒等の避難等

① 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

② 避難の誘導

学校内及び通学路の危険箇所の点検、迂回路の設定等を早急に行う。

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その他防災関係機関の指示及び協力を得て行う。

③ 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団下校又は教職員、PTA、防犯ボランティア等の協力による引率等の措置を講じる。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努める。

④ 校内保護

災害の状況により、危険であると認める場合は、校内にて保護し速やかに保護者への連絡に努める。この場合、速やかに県や市に対し、児童・生徒や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。なお、通信網の遮断等を想定し、日頃から保護者と引き渡し方法等の共通理解に努めるとともに、飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努める。

⑤ 保健衛生

校長等は、災害時においては、建築物内外の清掃、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講じる。

⑥ 防災活動

施設内に災害が発生したときは、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動に努める。

(3) 教職員の対処、指導基準

① 災害発生の場合、児童・生徒を教室等に集める。

② 児童・生徒の退避・誘導は、氏名や人員、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

③ 学級担当は、学級名簿を携行し、校長等の指示で所定の場所へ誘導・退避させる。

④ 障害児については、あらかじめ介助体制の組織を作る等充分配慮する。

⑤ 生徒等の安全を確保したのち、校長等の指示により防災活動に当たる。

2 文教施設の災害応急対策

(1) 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により、建物が全壊又は半壊した場合において、その学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は、それら施設の安全性を確認した上で、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行う。

なお、前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう配慮する。

(2) 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待たず復旧を行う。

3 応急教育を行う場所の選定

市は、被災学校側並びに地域社会の人々の協力により、教育現場を選定する。

4 応急教育の実施

(1) 教育施設の確保

市は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- ① 校舎の被害が軽微なときは、被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動への復帰を図る。
- ② 校舎の被害は相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- ③ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- ④ 校舎の修理が不可能な場合は、プレハブ校舎等の施設を設けて授業の早期再開を図る。
- ⑤ 学校施設の使用不能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- ⑥ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、被災を免れた社会教育施設、その他公共施設を利用して授業の早期再開を図る。
- ⑦ 教育施設が、避難所として開設されている施設については、市本部、避難住民、自治会と十分な協議の上、教育施設の確保を図る。
- ⑧ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- ⑨ 校舎の被害状況を、速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

(2) 教員の確保

市は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合、応急対策として、次により教員を把握し確保する。

- ① 教員は、原則として各所属に参集する。ただし、交通途絶で登校不能の教員は、最寄りの小・中学校に参集する。
 - ア 校長等は、学校で掌握した参集教員の人数等を学校教育班に報告し、学校教育班は、市本部を通じて県本部に報告する。
 - イ 通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。
 - ウ その他、県本部と連絡を密に取り、必要な措置を講じる。
- ② 災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で、学校内において調整できないときは、市の旨を県（教育庁）に対し報告する。県及び市教育委員会は、学校間における教職員の応援措置をとる。

- ③ 災害により、教員の死傷者が多く、平常授業に支障をきたす場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等の対策をたてる。

(3) 教科書・学用品等の給与

- ① 市は、災害により教科書・学用品等（以下、「学用品等」という。）を喪失又は損傷し、就学上支障を来している小・中学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。
- ② 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。
- ③ 次に挙げる品目の範囲内で現物を支給する。
- ア 教科書及び教材
 - (7) 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条に規定する教科書
 - (4) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの
 - イ 文房具
 - ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
 - ウ 通学用品
 - 運動具、雨傘、カバン、雨靴等
 - エ 学用品給与の時期
 - (7) 教科書、教材
 - 災害発生の日から1ヶ月以内
 - (4) 文房具及び通学用品
 - 災害発生の日から15日以内

(4) 就学援助費の支給

市は、災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった児童・生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費、医療費、給食費）を支給する。また、既に準要保護に認定された児童・生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学援助費を再支給する。

(5) 給食の実施

- ① 物資の確保
学校給食会の保管する物資の特別配送及び救援救助物資の利用を図る。
- ② 施設・設備の整備
文教施設の復旧と並行して応急対策をたて、早期開始に努力する。

(6) 学校が地域の避難場所となる場合の留意事項

- ① 市は、学校を避難所に指定する場合、避難場所に供する施設、設備の安全を確認し、教育機能維持の視点から、使用施設について、優先順位等の必要な協議を市教育委員会と行う。
- ② 市は、避難所に指定する学校の担当部署及び職員を決め、市教育委員会、学校、地域住民（自主防災組織等）と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。

- ③ 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- ④ 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- ⑤ 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

第8 帰宅困難者対策

1 市の取り組み

(1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が、帰宅困難者等の発生による混乱を防止し、地震発生直後の応急活動円滑化を目的とした、実行性のあるものとなるよう、安否確認方法等の周知や、備蓄の促進等、必要な対策を実施し各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努める。

(3) 情報提供

市は、交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

(4) 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め体制を構築しておく必要がある。市と交通事業者は、協議の上、一時滞在場所の確保等を推進する。

また、一時滞在場所の確保に当たっては、性別等の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在場所の運営に努める。

2 企業等の取り組み

(1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認し、従業員等の安全を確保するため従業員等を一定期間留めるよう努める。

(2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食糧、毛布等の物資の備蓄に努める。

(3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒、落下、移動防止、ガラスの飛散防止等、従業員等が安全に待機できる環境整備に努める。

(4) 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、事業継続計画（BCP）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておく。

(5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時の電話^{ふくそう}輻輳を考慮し、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定め、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておく。

(6) 市、自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておく等、日頃からの連携に努める。特に、大規模集客施設は、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、市や防災関係機関等と連携し利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努める。

3 各学校の取り組み

(1) 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を災害時に速やかに鉄道事業者¹に提供できるよう努める。

(2) 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定し、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

第9 義援物資対策

1 義援物資の情報の収集・発信

- (1) 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には県に対し要請を行う。
- (2) 市は、時間とともに変化する各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を市ホームページ等を通じて情報発信する。

2 物資の受入れ

- (1) 市は、市社会福祉協議会やボランティア等と連携して、物資拠点等に指定した管理・配送拠点施設を活用し必要としている物資を受入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設を選定しておくよう努める。また、民間倉庫等も活用できるよう、北つくば農業協同組合及び民間倉庫業者等との災害時応援協定の締結等、体制の整備に努める。
- (2) 市は、提供申出者による被災地への配送が困難な場合は、一時保管し、在庫管理を行う。
- (3) 義援物資の管理にあたっては、災害時応援協定に基づき、県トラック協会等物流事業者の資機材や人材、ノウハウ等を活用することでの的確に管理を行う。

3 物資の配送

物資の配送は、必要に応じて、災害時応援協定に基づき県トラック協会等に要請し、実施する。

第10 愛玩動物の保護対策

1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護

災害時における動物の避難等は、原則、平常時の備えも含め、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう、動物指導センター等と協力して必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物の保護に努める。

住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努める。

2 避難所における動物の適正飼養に係る措置

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。市は、動物愛護の観点から、動物病院、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、適正飼養の支援に努める。

第6節 災害救助法の適用

市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 被害状況の把握及び認定	1 被災世帯の算定	—
	2 住家の滅失等の算定	—
	3 住家及び世帯の単位	—
第2 災害救助法の適用基準	—	—
第3 災害救助法の適用手続	1 市の被害状況報告	保健福祉部福祉班
	2 県の被害状況報告及び災害救助法の適用	県
第4 災害救助法による救助	1 救助の実施機関	保健福祉部福祉班
	2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等	—
第5 郵便関係	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付	日本郵便株式会社
	2 被災者が差し出す郵便物の料金免除	日本郵便株式会社
	3 被災地あて救助用郵便物の料金免除	日本郵便株式会社
	4 利用の制限及び業務の停止	日本郵便株式会社
	5 郵便窓口業務	日本郵便株式会社

第1 被害状況の把握及び認定

災害救助法の適用に当たっては、市が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

1 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。

2 住家の滅失等の算定

(1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

(3) 住家の床上浸水

(1) 及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、市の人口が5～10万人の区分に該当する本市は、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたとき、市単位にその適用地域を指定し実施する。

- 1 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が80世帯以上に達したとき。（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- 2 市の区域を包括する県の区域内の被害世帯数が、2,000世帯以上であって、当該市の区域内の被害世帯数が40世帯以上であること。（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- 3 市の区域を包括する都道府県の被害世帯数が、9,000世帯以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数あること。（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

第3 災害救助法の適用手続

1 市の被害状況報告

市長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、知事に対して報告する。

2 県の被害状況報告及び災害救助法の適用

知事は、市長の報告により、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、当該市及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

なお、災害救助法を適用したときは、速やかに告示するとともに、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4 災害救助法による救助

市は、本計画に基づき速やかに救助を実施する。

1 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、事務の内容及び期間を市長に通知する。

なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料「茨城県災害救助法施行細則（昭和36年茨城県規則第83号）に定める救助の程度、方法及び期間の早見表」のとおりである。

第5 郵便関係

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取り扱い日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社は、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び見舞金等の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

4 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

5 郵便窓口業務

災害時において、被災地における郵便局窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

第7節 応急復旧・事後処理

地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、地震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下、「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止する。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護する。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 建築物の応急復旧	1 応急危険度判定	都市建設部建築班、県
	2 住宅の応急修理	都市建設部建築班
	3 応急仮設住宅の提供	都市建設部建築班、保健福祉部福祉班、県、国
	4 公営住宅等のあつせん	都市建設部建築班、保健福祉部福祉班、県
	5 住宅相談窓口の設置	都市建設部建築班、保健福祉部福祉班
第2 土木施設の応急復旧	1 道路の応急復旧	道路管理者
	2 鉄道施設	企画財務部情報班、総務部広報班、鉄道事業者
	3 その他土木施設の応急復旧	都市建設部土木班、経済環境部農業班、河川管理者
第3 ライフライン施設の応急復旧	1 電力施設の応急復旧	東京電力パワーグリッド株式会社
	2 電話施設の応急復旧	東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
	3 上水道施設の応急復旧	都市建設部給水班、総務部広報班
	4 下水道施設の応急復旧	都市建設部下水道班、総務部広報班、筑西広域市町村圏事務組合
第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去	1 災害廃棄物の処理	経済環境部生活環境班、総務部広報班、県、筑西広域市町村圏事務組合
	2 防疫	保健福祉部保健医療班、総務部広報班、筑西薬剤師会、筑西保健所、医療機関、医療ボランティア
	3 障害物の除去	都市建設部建築班、河川管理者、道路管理者
第5 行方不明者等の捜索	1 行方不明者等の捜索	総務部広報班、市民生活部捜索班、消防団、消防本部、県、自主防災組織、ボランティア

項目	小項目	担当
	2 遺体の処理	市民生活部捜索班、消防団、 県、結城市医師会、日赤茨城県 支部、関東信越地方医務局、全 国霊柩自動車協会
	3 遺体の火葬	市民生活部捜索班、市民生活部 市民班、筑西広域市町村圏事務 組合

第1 建築物の応急復旧

地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、地震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下、「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止する。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、又は災害のため住家が半壊若しくは半焼した者若しくは大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護する。

1 応急危険度判定

（1）応急危険度判定士等派遣要請・派遣

① 応急危険度判定士等派遣要請

市は、地震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下、「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

② 判定士等の派遣

県は市の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士等の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。

（2）応急危険度判定活動

① 判定の基本的事項

ア 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。

イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ 判定結果の責任については、市が負う。

② 判定の関係機関

ア 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

イ 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

③ 判定作業概要

ア 判定作業は、市の指示に従い実施する。

- イ 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（一般財団法人日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ウ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- エ 判定は、原則として「目視」により行う。
- オ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- カ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- キ 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

(3) 被災宅地危険度判定活動

① 判定の基本的事項

- ア 被災宅地危険度判定は、被災した市が行う。
- イ 県は、市の要請により、市域内における被災宅地の危険度判定活動を支援する。
- ウ 判定結果の責任については、市が負う。

② 判定の関係機関

- ア 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- イ 県は、被災宅地危険度判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

③ 判定作業概要

- ア 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- イ 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）により行う。
- ウ 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、判定を行う。
- エ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- オ 被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

2 住宅の応急修理

(1) 基本事項

① 修理対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

② 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

③ 修理時期

応急修理は、災害発生から1月以内に完了するものとする。

(2) 資材調達

市において、資材が、不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求める。

3 応急仮設住宅の提供

(1) 基本事項

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

設置に当たっては、リース方式や民間賃貸住宅等の借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

(2) 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では、住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

(3) 応急仮設住宅の種類と留意点

- ① 一般向け
- ② 高齢者、障害者等、要配慮者への配慮型
- ③ 応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティーの形成、女性の参画と意見の反映、家庭動物の受入れ

(4) 設置計画の作成等

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。

(5) 設置場所の提供等

- ① 設置場所の提供
国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。
- ② 設置場所
設置予定場所は、国、県又は市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結する。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。
また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(6) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、県が協定締結団体の協力を得て建設する。

(7) 入居者の選定等

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること。
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者

- ウ 特定の資産のない未亡人、ひとり親世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者等
- エ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
- オ 前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置等、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努める。

(8) 着工及び完成の時期

- ① 建設の時期
災害発生の日から20日以内に着工する。
- ② 建物の形式
建物の形式は軽量鉄骨組立方式とする。
- ③ 供与期間
完成の日から2年以内とする。

(9) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市の協力を得て県が行う。ただし、状況に応じ市に委任することができる。

4 公営住宅等のあっせん

応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合、高齢者、障害者等要配慮者用住宅が必要となる場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画すると同時に、市は、次の住宅についての空家情報を収集し、状況によっては、あっせんを行う。

- (1) 市営住宅、県営住宅等公営住宅
- (2) 民間アパート等賃貸住宅
- (3) 企業社宅、保養所等

県は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等を市へ提供する。市は必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。

5 住宅相談窓口の設置

市は、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

第2 土木施設の応急復旧

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

1 道路の応急復旧

(1) 基本方針

各種調査の被害想定によると、橋脚が大きく傾斜したり、倒壊や大規模な側方移動が生じ大きな被害を受ける割合が高く、道路網に多大な被害の発生が予想される。

各道路管理者は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、車両等による巡視を実施する。また、巡視等による情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

各道路管理者は、道路が被災した場合、互いに連携し、災害の態様に応じて緊急に系統的な路線を決めて、重点的に復旧工事を実施する。また、道路上の破壊、倒壊等による障害物の除去を警察、災害時応援協定締結団体、占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

特に、避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防等の活動に必要な路線は最優先して復旧に当たる。

(2) 応急措置

市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施する。また、地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(3) 応急復旧対策

市は、自らが管理する道路で被害を受けた箇所は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に市役所本庁舎、出張所及び避難所、災害時物資集配拠点をはじめとする救援救護対策活動の拠点を結ぶ道路を最優先に復旧作業を行う。

① 応急対策

復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物等の状態によって種々様々の対応策を検討し、措置しなければならない。

各道路施設の管理者は、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進め、通過重量や車両幅員等の制限を付しても速やかに復旧し、解放する。

② 復旧対策

各道路管理者は、応急復旧に引き続き、又は平行して、被災した道路施設の位置や状態、通行の重要度等種々勘案の上、通行止を避けながら順次本復旧を進めていく。

③ 重点路線

各道路管理者は、避難、緊急物資の輸送等、迅速かつ効果的な推進を図るため相互に連携し、早期啓開を要する重点路線を結ぶ被災地から、又は被災地への輸送路を系統的に確保する。

2 鉄道施設

各鉄道事業者は、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制の下に、被災列車の救援救護を最優先に行うほか、被災施設の早期復旧に努め、輸送を確保する。

(1) 組織及び動員

東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）は、防災業務実施計画の定めるところにより、水戸支社に支社対策本部を、被災地に現地災害対策本部をそれぞれ設置し、社員を非常招集して、応急復旧活動を行う。

<災害対策本部の組織>

対策本部		担当事項
対策本部長 (支社長)	旅客対策本部 (営業部長)	① お客様に関する事項
	輸送対策本部 (運輸部長)	① 運転設備の仮復旧に関する事項 ② 列車運転計画、整理及び旅客輸送手配に関する事項 ③ 災害派遣社員の輸送手配に関する事項
	復旧対策本部 (設備部長)	① 災害復旧機材の手配、輸送に関する事項 ② 災害派遣後の保守業務体制に関する事項 ③ 線路等の設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項 ④ 建築物に関わる応急復旧機材の整備状況の把握と事前準備に関する事項 ⑤ 電力・電灯設備、信号通信設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項
	総務本部 (総務部長)	① 他支社等に対する応援依頼及び手配に関する事項 ② 地区本部との連絡、指示事項の伝達に関する事項 ③ 医療関係に対する救護手配（派遣）に関する事項 ④ 所要資材及び物品の手配に関する事項 ⑤ 県対策本部への要員派遣に関する事項 ⑥ 警察、消防、自衛隊等の連絡に関する事項

(2) 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、被害状況を速やかに把握し、別に定める情報伝達経路により、関係箇所に連絡する。

市は、覚書等の連絡体制に基づき情報交換を行うほか、必要に応じ、消防、警察機関その他の防災関係機関に連絡する。

(3) 応急措置の実施

① 初動措置

ア 運転規制

輸送指令は、強い地震を感知した場合は、観測した震度により必要な運転規制を行う。

イ 乗務員の措置

運転士及び車掌は、運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

② 旅客の救出救護

旅客を安全な場所に誘導し避難させるとともに、状況により、警察署、消防署に救援を要請する。

第3 ライフライン施設の応急復旧

③ 災害時の輸送

地震により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所への代行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復旧に全力を尽くし、早急に輸送の回復に努める。

(4) 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報については、市本部及び現地災害対策本部が迅速的確に行う。

3 その他土木施設の応急復旧

(1) 河川施設の応急復旧

河川管理者は、地震により河川施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

① 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(2) 農地・農業用施設の応急復旧

市は、地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

① 点検

農地、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区等が点検を行う。農道については市において通行の危険等の確認、点検を行う。

② 用水の確保

市は、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

③ 排水の確保

市は、排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

④ 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第3 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市・県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。

1 電力施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

① 通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設及び設備」に示す施設、設備及び加入電話等を利用して行うこととする。

② 災害時における情報の収集、連絡

ア 情報の収集、報告

大規模災害が発生した場合は、総支社及び第一線機関等の本（支）部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握に努める。

(ア) 一般情報

- ・ 気象、地象情報
- ・ 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

- ・ 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
- ・ その他災害に関する情報（交通状況等）

(イ) 当社被害情報

- ・ 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ・ 停電による主な影響状況
- ・ 復旧機材、応援隊、食料等に関する事項
- ・ 従業員の被害状況
- ・ その他災害に関する情報

イ 情報の集約

上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ 通話制限

(ア) 災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

(イ) 非常体制の発令前であっても、保安通信を確保する上で必要と認めたときは、支店及び第一線機関等にあつてはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

③ 災害時における広報

ア 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事はしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。

(ウ) 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。

(エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

(オ) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(カ) その他事故防止のため留意すべき事項

イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

④ 対策要員の確保

ア 対策要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

(イ) 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。

(ウ) 交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

イ 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

⑤ 災害時における復旧資材の確保

ア 調達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 本（支）部相互の流用

イ 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両等により行う。

ウ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

⑥ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防本部等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

⑦ 災害時における基本方針

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。

(エ) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

⑧ 復旧計画

ア 本（支）部は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。

(ア) 復旧応援要員の必要の有無

(イ) 復旧要員の配置状況

(ウ) 復旧資材の調達

(エ) 電力系統の復旧方法

(オ) 復旧作業の日程

(カ) 仮復旧の完了見込

(キ) 宿泊施設、食料等の手配

(ク) その他必要な対策

イ 上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

⑨ 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

<復旧順位>

設備名	復旧順位
送電設備	ア 全回線送電不能の主要線路
	イ 全回線送電不能のその他の線路
	ウ 一部回線送電不能の重要線路
	エ 一部回線送電不能のその他の線路

設備名	復旧順位
変電設備	ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 イ 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ウ 重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	ア 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所その他重要設備への供給回線 イ その他の回線
通信設備	ア 給電指令回線（制御・監視及び保護回線） イ 災害復旧に使用する保安回線 ウ その他保安回線

2 電話施設の応急復旧

(1) 電話停止時の応急措置

① 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

② 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

③ 通信の利用制限

通信が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

④ 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2) 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

<電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等>

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

(3) 復旧を優先する電気通信サービス

① 電話サービス（固定系・移動系）

- ② 総合デジタル通信サービス
- ③ 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）
- ④ パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- ⑤ 衛星電話サービス

（４）大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

＜復旧順位と応急復旧の目標＞

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	（２）に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、（３）に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧サービスに最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一順位の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする。

※激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1か月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で約2週間、東日本大震災の場合で約1か月）も想定されるが、応急復旧機関の短縮に最大限努める。

3 上水道施設の応急復旧

（１）上水道停止時の代替措置

第3章第5節被災者生活支援「第5 生活救援物資の供給」参照

（２）応急復旧の実施

① 作業体制の確保

水道事業者等は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

県は、市から協力要請があった場合は、他の防災関係機関に対し協力を要請する等、広域的な作業体制の確保に努める。

② 応急復旧作業の実施

水道事業者等は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行う。

ア	施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
イ	施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
ウ	施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
エ	被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
オ	応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。

カ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

ア 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

ウ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

③ 応急復旧資機材の確保

水道事業者等は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

県は、市から要請があった場合は、他の防災関係機関に対し協力を要請する等、資機材の確保に努める。

④ 住民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や防災関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

また、発災直後の巡視や応急工事实施を円滑に行うため、あらかじめ建設業者等と協定を締結しておく。

ア 作業体制の確保

災害時は直ちに本局災害対策本部、現地災害対策本部を設置するとともに、受水団体や防災関係機関との連携により、速やかな応急復旧を図るための体制を確保する。

イ 災害復旧資機材の備蓄

(ア) 資材

応急復旧用の資材は水道用水供給事業者の備蓄品を利用するが、不足がある場合はメーカーや各工事会社等の貯蔵品で対応する。

(イ) 車両、その他機材

緊急工事の協定業者から動員する。

4 下水道施設の応急復旧

下水道班は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じるとともに、災害対策マニュアルの整備に努める。

(1) 下水道停止時の代替措置

- ① 緊急汲取りの実施
市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。
- ② 仮設トイレの設置
市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧作業の実施

- ① 作業体制の確保
市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。
県は、市から協力要請があった場合は、必要な物資、資機材等の調達や職員の派遣、防災関係機関に対する協力要請等、広域的な作業体制の確保に努める。
- ② 応急復旧作業の実施
市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。
 - ア 浄化センター、ポンプ場
浄化センター、ポンプ場の機械・電気機器は、浸水等の被害を受けると施設全体が機能停止する危険が大きい。このため、本復旧までの一時的な機能の確保を目的として、管路の仮締切り、配管ルートの変更等の応急対策を実施する。
 - イ 管きよ
管きよ施設の構造物、機能的被害程度を判断して、管きよ、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可動式ポンプによる下水の排除、仮排水管の設置等の応急復旧を実施する。
 - ウ 排水設備
住民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。
- ③ 住民への広報
市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生及び感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図る。

1 災害廃棄物の処理

(1) 災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計

① 災害廃棄物発生量の推計

市は、被害状況を把握し、被害棟数の情報と発生原単位を用いて災害廃棄物の発生量を推計する。災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは県本部等に処理の応援を要請する。

また、仮置場内の測量等による実績値を用いて、発生量を見直す。

② 作業体制の確保

市は、災害廃棄物の処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害に備え、廃棄物処理に関する協定締結を図り、県や近隣市町村、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

③ 処理対策

ア 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等により迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 住民への広報

市は、速やかに災害廃棄物の分別方法や収集方法、仮置場の利用方法等について住民に広報する。

ウ 処理の実施

市は、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。また、必要に応じて、近隣市町村等と広域的な相互協力体制による処理を行う。

県は、市の被害状況等から必要に応じて、市の行う災害廃棄物処理について、技術支援、人的支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関連する事業者への協力要請、国や他都道府県との広域的な支援体制の構築等を行う。

④ 仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬

市は、速やかに仮置場を設置し災害廃棄物を適正に管理するとともに、災害廃棄物を可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を効率的に行う。

⑤ 連携体制の確保

市は、市単独で災害廃棄物処理に対応しきれない場合、県に広域的な処理を依頼する。

さらに、市は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

⑥ 災害廃棄物処理計画

市は、災害時に備え、災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理方法等をまとめた結城市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理を進めるものとする。

なお、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。また、アスベスト等の有害物質の適切な処理にも努める。

<ごみ焼却施設・環境センター>

(令和3年4月現在)

組合名 (構成市)	所在地	規模 t/日	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 (筑西市・結城市・桜川市)	筑西市下川島 658	240	連続	平成15年4月

※注 処理方式「連続」は連続燃焼炉である。

<破砕選別処理施設・環境センター>

(令和3年4月現在)

組合名 (構成市)	所在地	規模 t/日	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 (筑西市・結城市・桜川市)	筑西市下川島 658	50	併用	平成15年4月

※注 処理方式「併用」とは、可燃性、不燃性粗大ごみを併せて破砕処理する施設である。

(2) し尿処理

① し尿処理排出量の推計

市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

仮設トイレの排出量を考慮した総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県本部等に処理の応援を要請する。

② 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

③ 処理対策

ア 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 住民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導する。

ウ 処理の実施

市は、必要に応じて避難所又は地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

県は、市からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認められた時は、市の行うし尿処理について、市町村間の応援、他県への応援要請、し尿処理関連業者等に対する協力要請について必要な連絡調整及び指導を行う。

④ し尿処理の広域応援体制

一般廃棄物処理事業を行う市及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

＜し尿処理施設・環境センター＞

(令和3年4月現在)

組合名 (構成市)	所在地	規模 kl/日	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 (筑西市・結城市)	筑西市下川島 658	150	高・脱	平成7年3月

2 防疫

(1) 防疫組織の設置

市は、感染症等のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、保健福祉部保健医療班内及び筑西保健所毎に防疫関係の組織を設置するとともに、必要な教育訓練を行う。

ただし、災害状況により実施が困難な場合は、知事に依頼する等適宜の処置をとるものとするが、特に知事が必要と認めるときは、感染症法の規定に基づき、廃棄その他予防、まん延防止に必要な措置について実施する。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合等、筑西保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策

市は、地理的環境的諸条件や過去の被害の状況等を勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を必要に応じ一般販売店から迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村等の協力を求める。

- ① 噴霧器（各種）
- ② 消毒薬品
- ③ 昆虫駆除薬剤
- ④ 検便用資材等

(5) 防疫措置等の実施

市は、感染症法に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行う。

(6) 感染症対策

感染症の対象は個人、公共施設を含む全域で、特に浸水家屋内外、便所、給水施設その他感染症発生疑いのある箇所とする。感染症対策の活動は、次の方法により行う。

- ① 市は、筑西保健所との緊密な連携により、実情に即した指導、協力を行う。
- ② 筑西保健所の検病調査の実施に当たっては、これに協力し、情報の的確な把握に努め検病調査の結果、必要と認められるときは健康診断を行う。
- ③ 感染症予防のため、必要に応じて被災地及び避難所の家屋、井戸等の消毒並びにねずみ、昆虫等の駆除を行う。
- ④ 感染症法第31条第2項の規定により、生活用水の供給を行う。
- ⑤ 感染症患者が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡し、感染症指定医療機関に収容する。
- ⑥ 防疫上必要と認める場合は、臨時の予防接種を行う。

<感染症対策の種類と実施方法>

区分	実施方法
疫学調査	主として保健師を中心とした聞きこみ等により在宅患者の調査を行い、発見した場合は、県の指示の下に感染源等を調査する。
健康診断	消化器疾患に重点を置き発生又は疑いのある地域住民について県の指示の下に検便を実施する。
消毒方法	感染症法第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき消毒を実施する。
ねずみ族・昆虫等の駆除	感染症法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。
予防接種	予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定により、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
給水	感染症法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき生活の用に供する水の供給を行う。

(7) 予防教育及び広報活動の実施

市は、平常時から、災害時の感染予防のため、手洗い、うがいや咳エチケット、部屋の換気及びトイレ消毒等の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所にお

いて同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(8) 記録の整備及び状況等の報告

市は、警察、消防等の防災関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を筑西保健所長に報告する。

(9) 医療ボランティア

市は必要に応じて筑西薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。

(10) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）より行う。

3 障害物の除去

(1) 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。また、市のみでは、処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 道路関係障害物の除去

市は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

(3) 河川関係障害物の除去

河川にある障害物の除去は、所管する河川維持管理者が行う。水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防長が行う。

(4) その他の障害物の除去

その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

(5) 機械器具の調達

市は、障害物の種類、規模により、道路等の管理者が所有する機械器具類のみで不足する場合は、災害時応援協定を締結している建設業者又は機械器具所有者から機械器具の必要種別数を調達する。

(6) 所要人員の確保

市は、災害時の障害物除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもって充てるが、不足する場合は、災害時応援協定を締結している団体から、人員の供給を受ける。このほか、労務供給計画に定めるところによるが、必要に応じ消防団、自主防災組織、地区住民の協力、県を通じて自衛隊の派遣等を要請する。

(7) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事（権限を委任された場合は市長）が行うが、適用されない小災害の場合は、実情により市長（本部長）がその都度決定する。費用の対象等は次のとおりである。

<災害救助法による実施基準>

- 1 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を来しているもの（以下、「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる要件を備える者に対して行う。
 - (1) 自らの資力で、障害物を除去することができない場合
 - (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にある場合
- 2 障害物の除去のために支出する費用の範囲は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は一世帯当たりの平均が138,300円以内とする。
- 3 障害物の除去は、災害の発生の日から10日以内に完了する。

第5 行方不明者等の搜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ死体の埋葬を実施する。

1 行方不明者等の搜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、消防本部、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して搜索する。

市だけでは十分な対応ができない場合、市及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。応援要請の手続きは本章第3節 応援・受援を参照のこと。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 死体数、氏名、性別、年齢、風ぼう、特徴、持物等
- (3) 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- (4) その他必要な事項

2 遺体の処理

遺体の処理は市が実施する。ただし、災害救助法を適用したときには県及びその委任を受けた市が行う。

遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、市は県に依頼し、周辺市町村に応援を要請する。県内での対応が困難な場合は、県は近県に応援の要請を行う。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、市民生活部捜索班又は医師が消防団その他奉仕団等の協力により、人心の安定上、腐敗防止又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

(2) 検案

検案とは、医師法（昭和23年法律第201号）上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合又は医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体に死因その他の医学的検査を行うことである。

検案は、市民生活部捜索班又は医師が消防団その他奉仕団等の協力により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で市のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県（保健福祉部）、日赤茨城県支部、関東信越地方医務局等は救護班の検案活動に協力する。

(3) 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。

① 遺体収容所（安置所）の設置

市は鹿窪運動公園内の施設に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中した場合、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は、設置、運営に協力する。

② 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

県は、必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。

③ 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

④ 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

3 遺体の火葬

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

県は、火葬場の状況等情報を収集し、市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町村に対して遺体の火葬受入れを要請する。県内の火葬能力を超える場合は、近隣県に応援の要請を行う。

身元の判明しない遺骨は、公営墓地又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

<火葬場所>

施設名（組合名）	所在地	電話番号
きぬ聖苑 （筑西広域市町村圏事務組合）	筑西市下川島 655 番地 1	TEL 0296-33-6635 FAX 0296-33-6633

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者生活の安定化

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 義援金の募集及び配 分	1 義援金の募集及び受付	企画財務部出納班、企画財務部 財政班、報道機関
	2 義援金の保管	企画財務部出納班、県
	3 義援金の配分	企画財務部出納班、県
第2 災害弔慰金等の支給 及び災害援護資金の貸 付	1 災害弔慰金及び災害障害 見舞金の支給並びに災害援 護資金の貸付	保健福祉部福祉班、企画財務部 罹災調査班
	2 災害見舞金の支給	保健福祉部福祉班
	3 生活福祉資金の貸付	保健福祉部福祉班、市社会福祉 協議会
	4 母子父子寡婦福祉資金の 貸付	保健福祉部福祉班
	5 農林業復旧資金	経済環境部農業班
	6 中小企業復興資金	経済環境部商工班
	7 住宅復興資金	都市建設部建築班
第3 租税及び公共料金等 の特例措置	1 市税等の徴収猶予及び減 免の措置	企画財務部財政班
	2 その他公共料金の特例措 置	日本郵便(株)、小売り電気事業者 等、東日本電信電話(株)茨城支 店、(株)NTTドコモ茨城支店、 KDDI(株)水戸支店、ソフトバ ンク(株)
第4 雇用対策	1 離職者への措置	経済環境部商工班、公共職業安 定所
	2 雇用保険の失業給付に関 する特例措置	経済環境部商工班、公共職業安 定所
	3 被災事業主に関する措置	経済環境部商工班
第5 住宅建設の促進	1 建設計画の作成	都市建設部建築班、企画財務部 罹災調査班、県
	2 事業の実施	都市建設部建築班
	3 入居者の選定	都市建設部建築班
第6 被災者生活再建支援 法の適用	1 被害状況の把握及び被災 世帯の認定	本部事務局消防防災班、企画財 務部罹災調査班
	2 支援法の適用基準	保健福祉部福祉班
	3 支援法の適用手続	保健福祉部福祉班
	4 支援金の支給額	保健福祉部福祉班
	5 支援金支給申請手続	保健福祉部福祉班、企画財務部 罹災調査班
	6 支援金の支給	保健福祉部福祉班、被災者生活 再建支援法人
第7 茨城県被災者生活再 建支援補助事業による 支援金の支給	1 被害状況の把握及び被災 世帯の認定	本部事務局消防防災班、企画財 務部罹災調査班
	2 補助事業の適用基準	保健福祉部福祉班

項目	小項目	担当
	3 補助事業の適用手続	保健福祉部福祉班
	4 支援金の支給額	保健福祉部福祉班
	5 支援金支給申請手続	保健福祉部福祉班
	6 支援金の支給	保健福祉部福祉班

第1 義援金の募集及び配分

大規模災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。

市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講じる。

1 義援金の募集及び受付

住民及び他都道府県民等への義援金の募集が必要と認められる大規模災害が発生した場合、直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

被災者が必要とする物資及び受入れ希望しない物資の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先について新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て住民に呼びかける。また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努める。

2 義援金の保管

市は、受け付けた義援金を金融機関等において適正に保管する。

3 義援金の配分

(1) 配分方法の決定

義援金の配分は、被害の状況等が確定した後、県が設置する委員会を設置し配分計画を決定する。委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の上決定する。

(2) 配分の実施

委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、県及び市は、被災者に対し、迅速かつ適正に義援金を配分する。

(3) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずる。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「結城市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年結城市条例第29号）」に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、罹災者に罹災証明を交付する。

<災害弔慰金の支給>

対象災害	(1) 市内において住居が5世帯以上滅失した自然災害 (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支給限度額	(1) 生計維持者が死亡した場合 500万円 (2) その他の者が死亡した場合 250万円
受給遺族	(1) 配偶者、子、父母、孫、祖父母 (2) (1)の遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

<災害障害見舞金の支給>

対象災害	(1) 当該市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
災害の程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 (1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの

	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められるもの
支給限度額	(1) 生計維持者が重度障害となった場合 250 万円 (2) その他の者が重度障害となった場合 125 万円
費用負担割合	国 (1/2)、県 (1/4)、市 (1/4)

<災害援護資金の貸付>

対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害	
貸付限度額	(1) 世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 150 万円 (2) 家財の 1/3 以上の損害 150 万円 (3) 住居の半壊 170(250) 万円 (4) 住居の全壊 250(350) 万円 (5) 住居の全体が滅失 350 万円 (6) (1) と (2) が重複 250 万円 (7) (1) と (3) が重複 270(350) 万円 (8) (1) と (4) が重複 350 万円 () は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人数 市民税における前年の総所得金額
		1 人 220 万円
		2 人 430 万円
		3 人 620 万円
		4 人 730 万円
		5 人以上 1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。	
貸付利率	年 3 % (据置期間中は無利子)	
据置期間	3 年 (特別の事情がある場合は 5 年)	
償還期間	10 年 (措置期間を含む)	
償還方法	年賦又は半年賦	
貸付原資負担	国 (2/3)、県 (1/3)	

2 災害見舞金の支給

県は、県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県見舞金支給要項 (平成 21 年 11 月 24 日制定)」に基づき、見舞金を支給する。

市は、県が支給する見舞金の周知を図り、手続きに協力する。

3 生活福祉資金の貸付

「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、市社会福祉協議会が窓口となって、民生委員の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。

市は、生活福祉資金について周知の徹底を図るとともに、手続きの協力を行う。

<生活福祉資金の貸付条件一覧>

資金種類／資金の目的	貸付対象 (●＝対象)			貸付上限額	据置期間 (以内)	償還期間	利率				
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯								
総合支援費※	生活支援費	●	-	-	・二人以上世帯※ ³ 月額 200,000 円以内 ・単身世帯※ ³ 月額 150,000 円以内	6 月以内 ※ ²	10 年 連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%				
	住宅入居費	●	-	-	400,000 円						
	一時生活再建費	●	-	-	600,000 円						
福祉資金	福祉費	生活を営むために必要な経費	●	●	●	4,600,000 円	6 月以内 ※ ²	20 年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%		
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するための必要な経費	●	●	-	技能を習得する期間が 6 月程度 1,300,000 円 1 年程度 2,200,000 円 2 年程度 4,000,000 円 3 年程度 5,800,000 円		8 年			
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500,000 円		7 年			
		福祉用具等の購入に必要な経費	-	●	●	1,700,000 円		8 年			
		障害者用自動車の購入に必要な経費	-	●	-	2,500,000 円		8 年			
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136,000 円		10 年			
		負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	-	●	療養期間 1 年以内 1,700,000 円 療養期間が 1 年を超え、1 年 6 月以内 2,300,000 円		5 年			
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	介護サービス受給期間 1 年以内 1,700,000 円 介護サービス受給期間が 1 年を超え、1 年 6 月以内 2,300,000 円		5 年			
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500,000 円		6 月以内 ※ ²		7 年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%
		冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500,000 円				3 年	
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500,000 円				3 年	
		就職、技能習得等の支援に必要な経費	●	●	●	500,000 円				3 年	
		その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500,000 円				3 年	
	緊急小口資金	緊急小口資金※ ¹	●	●	●	100,000 円	2 月以内 ※ ²	12 月	無利子		

資金種類／資金の目的		貸付対象 (●=対象)			貸付上限額	据置期間 (以内)	償還期間	利率
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯				
教育支援資金	教育支援費	●	-	-	高校 月額 35,000 円 高専 月額 60,000 円 短大 月額 60,000 円 大学 月額 65,000 円 ※特に必要と認める場合に限り、上記金額の1.5倍まで	卒業後6月	20年	無利子
	就学支度費	●	-	-	500,000 円			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	●	-	●	土地の評価額の7割 月額／300,000 円	契約終了後3月	据置期間終了時	年3%又は長プラレートのいずれか低い方
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	●	-	●	居住用不動産の評価額の7割(集合住宅5割) 月額／保護の実施機関が定めた額	契約終了後3月	据置期間終了時	年3%又は長プラレートのいずれか低い方

- ※1 原則として生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。なお、総合支援資金については、生計中心者の失業等によって一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯を貸付対象とする。
- ※2 災害を受けたことによる貸付けの場合には、災害の状況に応じ、貸付けの日から2年を超えない範囲内で据置期間を伸長することができる。
- ※3 総合支援資金のうち生活支援費の貸付期間は、原則として3月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合等においては、最長12月まで延長することができる。

4 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

<母子父子寡婦福祉資金>

住宅資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦
	貸付限度	150 万円以内（特に必要と認められる場合 200 万円以内）
	償還期間	6 月以内の据置期間経過後 6 年以内（特に必要と認められる場合 7 年以内）
	貸付利率	無利子（保証人のいない場合年 1.0%。ただし据置期間中は無利子）

5 農林業復旧資金

市は、災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

（昭和30年法律第136号）及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例（昭和42年茨城県条例第20号）並びに株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく融資について周知の徹底を図るとともに、必要な措置を講じる。

また、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

6 中小企業復興資金

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧、事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

（1）資金需要の把握連絡通報

市は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握し、県をはじめとする関係機関に連絡する。

（2）中小企業者に対する金融制度の周知

市は、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

7 住宅復興資金

市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅建設資金、新築購入・リユース（中古住宅）購入資金、補修資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

（1）災害復興住宅建設資金

- ① 貸付対象者 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者で、13㎡以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を建設する者
- ② 貸付限度 原則1,500万円以内
- ③ 土地取得費 原則970万円以内
- ④ 整地費 400万円以内
- ⑤ 償還期間
 - ア 木造（一般）25年以内
 - イ 耐火、準耐火、木造（耐久性）35年以内

(2) 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金

- ① 貸付対象者 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者で、50 m²（共同建ての場合は30 m²）以上175 m²以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
- ② 貸付限度
 - ア 新築住宅 原則2,470万円以内（土地取得資金を含む。）
 - イ リ・ユース住宅 原則2,170万円以内（土地取得資金を含む。）
- ③ 償還期間 25～35年以内

(3) 補修資金

- ① 貸付対象者 補修に要する費用が10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた者
- ② 貸付限度 660万円以内
- ③ 移転費 400万円以内
- ④ 整地費 400万円以内
- ⑤ 償還期間 20年以内

第3 租税及び公共料金等の特例措置

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進する。

1 市税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、災害により被災者の納付すべき市税等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、市税等（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 その他公共料金の特例措置

(1) 郵政事業

- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
日本郵便(株)は、災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便(株)が指定した郵便局とする。
- ② 被災者の差し出す郵便物
日本郵便(株)は、被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む。）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便(株)が指定した郵便局とする。
- ③ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
日本郵便(株)は、日本郵便(株)が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用

又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

④ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

⑤ 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

(2) 通信事業

東日本電信電話株式会社茨城支店は、「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

株式会社NTTドコモ茨城支店、KDDI株式会社水戸支店、ソフトバンク株式会社の各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

(3) 電気事業

小売り電気事業者等は、災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

第4 雇用対策

地震により、離職を余儀なくされた罹災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付等の雇用対策を積極的に推進する。

また、市は、県や国と連携を図り、再就職の支援を行う。

1 離職者への措置

市は、公共職業安定所により行われる離職者の早期再就職へのあっせん、諸制度の活用について周知の徹底を図るとともに、手続きの協力を行う。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

市は、公共職業安定所により行われる失業給付、激甚災害による休業者に対する基本手当の支給について周知の徹底を図るとともに、手続きの協力を行う。

3 被災事業主に関する措置

市は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して国により行われる概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予について周知の徹底を図るとともに、手続きの協力を行う。

第5 住宅建設の促進

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

1 建設計画の作成

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、罹災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導する。

2 事業の実施

市は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

3 入居者の選定

市は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行う。

第6 被災者生活再建支援法の適用

市単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下、「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

市は、支援法の適用に当たっては、住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

（1）被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

- ① 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- ② 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ③ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

- ④ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）

(2) 住家の滅失等の算定及び。住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照（本編第3章第6節災害救助法の適用「第1 被害状況の把握及び認定」）

2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号。以下、「支援法施行令」という。）第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) 1（1）①又は②に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- (5) 1（1）③又は④に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で①～③に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- (6) 1（1）③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5世帯（人口5万人未満の市町村にあっては2世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第6号）

3 支援法の適用手続

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

4 支援金の支給額

(1) 複数世帯の場合

<支援金の支給額>

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊	建設・購入	100	200	300
	解体	補修	100	100
長期避難	賃貸	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150

	賃貸	50	50	100
中規模半壊	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃貸	—	25	25

(2) 単身世帯の場合

<支援金の支給額>

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体 長期避難	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75
中規模半壊	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃貸	—	18.75	18.75

5 支援金支給申請手続

(1) 支給申請手続等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ① 住民票等、世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 罹災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

(1) 支給金の現金支給

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、支援法の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下、「補助事業」という。）により、支援法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

補助事業の適用に当たっては、市は、住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

- ① 当該自然災害により住家が全壊した世帯
- ② 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ③ 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として支援法施行令第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（②に掲げる世帯を除く。以下、「大規模半壊世帯」という。）
- ④ 当該自然災害により住家が半壊した世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照（本編第3章第6節災害救助法の適用「第1 被害状況の把握及び認定」）

2 補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- (1) 県内において支援法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (2) 県内において支援法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

3 補助事業の適用手続

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

4 支援金の支給額

(1) 複数世帯の場合

<支援金の支給額>

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100
半壊		20	—	20

(2) 単数世帯の場合

<支援金の支給額>

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75
半壊		15	—	15

5 支援金支給申請手続

(1) 支給申請手続等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ① 住民票等、世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 罹災証明書類

6 支援金の支給

市は、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

第2節 被災施設の復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 災害復旧事業計画の作成	—	都市建設部復興班、各班
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	—	各班
第3 災害復旧事業の実施	—	各班

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上、下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 要配慮者利用施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑪ その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下、「国庫負担法」という。）その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令（昭和26年政令第107号）、同施行規則（平成12年運輸省・建設省令第14号）、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下、「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

（1）法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ① 国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ③ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- ④ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- ⑤ 感染症法
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

（2）激甚災害に係る財政援助措置

法に規定する著しく激甚である災害（以下、「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。激甚災害の指定の手續等の対策及び激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は本章「第3節 激甚災害の指定」に示す。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため市は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第3節 激甚災害の指定

激甚法に基づく激甚災害指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

■ 対策の体系

項目	小項目	担当
第1 災害調査	—	各班
第2 激甚災害指定の手続	—	各班

第1 災害調査

激甚災害が発生した場合には、市は、県と密接な連携を図りながら、激甚法に基づく激甚災害の指定が早期に受けられ、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。

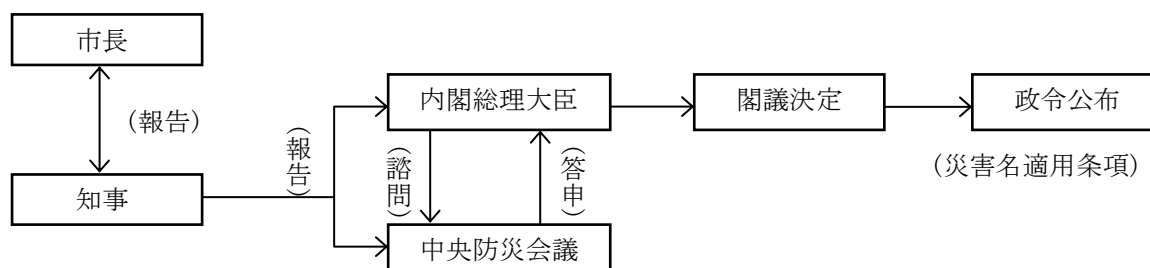
市は、大規模災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県に報告する。また、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力をする。

激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2 激甚災害指定の手続

大規模災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

< 激甚災害の指定手続きの流れ >



第4節 復興計画の作成

地震により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

■対策の体系

項目	小項目	担当
第1 事前復興対策の実施	—	都市建設部総務班、各班
第2 復興対策本部の設置	—	都市建設部総務班、各班
第3 復興方針・計画の策定	—	都市建設部総務班、各班
第4 復興事業の実施	—	都市建設部総務班、各班

第1 事前復興対策の実施

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(1) 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておく。

(2) 復興基礎データの整備

市は、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

第2 復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。

第3 復興方針・計画の策定

(1) 復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

(2) 復興計画の策定

市は、復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害を受けた場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針に即した復興計画の策定を行う。

第4 復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

市は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 復興事業の実施

市は、県及び関係機関・団体並びに住民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。なお、事業の計画的な推進のため、市役所内に災害復興に関する専門部局を設置する。